

◎議 事 日 程（第2号）

平成21年9月8日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第56号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第57号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第3 議案第58号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第59号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第60号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第61号 愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第64号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第65号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第66号 平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第67号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第68号 平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第69号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第70号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第1号 平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成20年度愛西市水道事業決算の認定について

- 日程第23 報告第2号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第24 請願第5号 総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、
百条委員会による調査を求める請願について
日程第25 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君

消 防 長 水 野 仁 司 君

学校教育課長 山 田 喜久男 君

経 済 課 長 大 島 静 雄 君

財 政 課 長 大 鹿 剛 史 君

学校給食課長 小 澤 直 樹 君

消防本部次長
兼総務課長 横 井 勤 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服 部 秀 三

書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 伊 藤 浩 幹

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

皆さん方をお願いします。日程に入る前にお願いをいたします。質問は2回までとなっておりますので、遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第56号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第56号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

この議案につきましては、船員保険から失業給付と労災給付、これはそれぞれ雇用保険法と労災保険法に移される、それぞれ統合されるということで出てきた議案であります。なぜ今、船員保険から労災保険に統合されようとしているのか。まず、その理由を説明いただきたいと思えます。

それから、この労災法3条の適用除外から船員保険の被保険者を除きますと、労働基準法の別表1を除く国の直営事業だとか官公庁の事業だけというものが残るわけですが、愛西市においてこの適用となる職員というのはいらぬのかどうか、その説明をしていただきたいと思えます。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、今回の統合される理由の関係でございますけれども、これにつきましては国の特別会計改革というのがございます。といいますのは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律と、そういう中で先ほども言いましたように特別会計改革があるわけでございます。この改革を受けまして、特別会計の統廃合、またその経理を明確にするのと同時に、財政の健全化とか、事務または事業の合理化及び効率化を図るものでございまして、今回の改正におきましては、議員が申されておりますように、船員保険の職務上の年金とか疾病部門のうちで労働災害補償保険に相当する部分については労働災害補償保険制度に統合するものでございまして、事務事業の効率化を図るための改正でございます。

それで、この改正によりまして適用される人はどうかというお話でございますけれども、愛西市においては無いものということで理解をいたしております。以上です。

○22番（永井千年君）

ちょっと2点目、質問と違っていたんですが。最初の質問については、行革法による特別会計改革とこの合理化によるメリットというものはどの程度あるものかと示されているのかどう

か。示されておれば説明していただきたい。

2番目の問題については、船員保険被保険者の対象という意味ではなくて、別表1の中で労災法の適用除外に該当する職員、ほとんどの人は労災法の適用除外の官公署の事業ということになるわけですが、臨時職員も含めて労災法適用となる職員というのが何名いるかということを知っているのであって、ちょっと勘違いされて答弁されていますので正確に答弁ください。

○総務部長（水谷洋治君）

失礼しました。職員の中でも現業でかつ非常勤というようなことで、調理員とか用務員さんということで理解をいたしておるところでございます。

○22番（永井千年君）

何名いるかということについて、数字があれば示してほしい。

○総務部長（水谷洋治君）

申しわけございません。人数まで把握しておりませんのでお許しいただきたいと思います。後ほど調べさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第57号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第57号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第58号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第58号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

議案第58号ですけれども、出産一時金を4万円上げるという。なぜ4万円かというその理由について、1点はお尋ねいたします。

それから質問の2項目めは、平成23年度以降については財源保証が明確ではありませんので、23年度以降の対応について市としてはどのように考えておられるか。以上お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

それではただいまの質問でございますが、今回の出産育児一時金の4万円の引き上げの理由につきましては、妊産婦さんの経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、緊急の少子化対策として引き上げを行うものでございまして、出産に係る経費、全国平均で約39万ということで持たれまして、今回4万円の引き上げになるというふうに理解しております。

また今回の措置につきましては、議員が申されましたように平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置ということでございますが、23年4月1日以降の出産育児一時金制度につきましても、国におきまして妊産婦の経済的負担の軽減を図るために費用負担のあり方等につきまして引き続き検討を行い、所要の措置を講ずる予定というふうにお聞きをしておりますので、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○25番（加藤敏彦君）**

今、部長の答弁で全国平均39万という答弁でしたので、それに比べればそれを上回る金額ということで、出産についてはこれで一応賄えるという金額だというふうに判断してよろしいでしょうか。

それからもう一つの平成23年4月以降ですが、国も検討しているということでありまして、少子化対策の一つとして安心して産み育てるという立場から継続していただくことが必要だと思っておりますが、市としても国に対して積極的な継続の要望をいただきたいと思っております。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

先ほど39万と申し上げましたのは、これは出産に係る経費でございまして、そのほかに産科医療の補償制度、こちらの方で3万円ということでございますので、合計で42万という数字でございましてよろしくお願いいたします。

引き続きということでございますが、先ほども申し上げましたように国の動向を注視しながら適正に対応していきたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第59号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、59号について質問します。

今回、農業集落排水処理施設の使用料の世帯の算定基準を毎年4月1日から毎月1日に変更するということですが、実際これまで現行としても立田・佐屋が毎年4月1日、八開は毎月1日ということでやられてきたというふうに聞いております。そうした点で今回こういう形で整理されて統合されるということは評価できると思うんですが、ただこれまでも立田や佐屋の地域の方から毎月にしてほしいという声とかがあったと思うんですが、それがこれまでかかってきたのはどうしてかということが、まず第1点目の質問です。

それと同時に、住民票等を見てその世帯の人数を算定されると思うんですけれども、ただ例えば学生さんとか、実際に住民票がこちらにあっても住んでいないというようなことがかなり幾つかあると思うんですね。それ以外にもさまざまな事情で住民票が移せないというようなこともあると思いますので、実態のその世帯の人員との関係のずれが出てくると思うんですが、その点について、多分これまでも管理組合ごとには減免とかそうした措置もやられてきたとは思いますが、そうした点は今回どういうふうになっていくのか。こうした点もしっかり、例えば要綱とかで定めていくことが大事だと思うんですけれども、その点についての考え方を説明願います。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、失礼をいたします。

真野議員の御質問でございます。まず第1点目でございますが、これまで改善されなかったのかということでございますが、これにつきましては合併協議会におきまして、当分の間旧4町村の条例等でそれぞれ施行することになっておったものと考えております。また、立田地域推進協議会におきましても算定基準について改正を希望するような意見についてはありませんでしたが、ことし4月ごろから地域の住民の方からほかの地域と算定基準が違うという意見が多数出まして、今回急遽改正をお願いすることとなりましたので御理解をいただきたいと存じます。

また、2点目の住民票の異動がされない場合につきましては、減免申請について条例規則等に定めてございますが、減免の流れにつきましても議員さんが申されましたように、減免申請書を各管理組合長さんが実情を確認された後、市の方に提出されております。そして、市の方において申請書を確認後、減免決定ということで申請者に通知をしてございます。今後におきましても今まで同様、地区管理組合とより一層連携を密にして対応していきたいと思っております。また、減免基準となります要綱についても今後考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（真野和久君）

ことしの4月ごろからそういった声が出てきたということでありましたが、その点では今回こういう形で出てきたのは、改定ができたのはいいと思います。あとは減免要綱について、今

考えていきたいという話だったので、ぜひとも定めてもらって、できたときには知らせていただきたいし、周知もしていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第60号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についてなんですけれども、前にもお聞きはしたんですけれども、なぜ指定管理制度を導入するのかということがまず1点。

2点目なんですけれども、選定審査で9項目ありまして高い得点ということで今回決まったんですが、現在も含めて過去の委託先をお聞きします。

3点目なんですけれども、この指定管理制度を導入することによりまして、市また利用者のメリットについてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、なぜ指定管理者制度を導入するかということでございますが、私どもも指定管理者制度を条例等に基づいて各施設の指定管理を行ってきっておるわけなんですけれども、民間の持つノウハウを生かしまして質の高いサービスを施設利用者に提供していただけるといようなことを思っておるわけでございます。また、管理経費等の節減も図られるというようなことで導入を進めているところでございます。

佐屋の老人福祉センターの過去の委託先でございますが、佐屋老人福祉センター「湯の花の里」におきましては、愛西市の職員直営でございます。管理・運用を行っております。佐屋のデイサービスセンターにおきましては、事業者としては愛西市ではございますが、一部民間事業所から派遣を受けて運営を行っている、そういう状況でございます。

それから導入によりますメリットでございますが、申請書等を拝見をさせていただきますと、先ほども導入のところでも申し上げましたが、いろんな民間としての発想、ノウハウの状況が多く含まれておりまして、そういった施設管理に対する効率的、効果的な運営が期待できるというふうに思っております。また、経費の節減等も図られる状況になっております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第60号について、榎本議員と重複したところもありますので、その部分は割愛して質問させていただきます。

先ほどメリットについて、民間とのノウハウが多く含まれていて財政的に有利であるという説明がありましたけれども、直営である場合と比較した場合、具体的にどういった、利用者にとってメリットが目に見えるのか。それについてお伺いしたいということ。

それからあと、他の公募の方に比べて特にすぐれているところは何だったのか。例えば選定審査結果によりますと、地域等との連携について、それから事業収支計画についてという部分が他と比べると高得点になっているわけですが、他の団体と比べてこういった部分がすぐれているといった部分について具体的に説明していただきたいというふうに思っております。

それからあと、指定管理者制度の基本的な考え方についてお伺いをしたいと思うんですけれども、指定管理者制度を導入した場合、2度目ということも検討されるというふうに思いますが、以前にも議会で取り上げさせていただいておりますけれども、総務省の見解といたしましては、指定管理者の選定に際しては原則複数の事業者より事業計画書を提出させることが望ましい旨の通知が出ているわけでありますが、最近愛西市において2巡目の指定管理者において公募を行わない事例も出てきているわけですが、以前議会の中で原則公募でやっていくんだという答弁もいただいているわけですが、こういった原則公募で行う考えははまだ変わっていないのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、佐屋老人福祉センターの公募の状況といたしますか、直営と比較をいたしまして利用者のメリットはどうかということでございます。先ほども榎本議員に少しお答えをさせていただきましたが、具体的に申し上げますと、今回提案をいただきました内容によりますと、自主事業等の考え方が非常にすぐれておりまして、例えば健康生きがづくり等につきまして意欲的な利用者の参加を求める。それがひいては介護予防につながるのではないかとというような点。それから、福祉センターを中心にいたしました地域のネットワークづくりにも努めていきたいということも上がっております。また、施設内にケアマネージャー等常駐をさせまして、生活の相談あるいは介護の相談にも応じていきたい。また、佐屋の場合、温泉でございますが、そういったものも有効に生かしていきたい。認知症対応のデイも実施していきたい。そういった点を提案をいただいておりますので、そういったところが評価をされたというふうに考えております。

それから指定管理者の2度目の公募の件ですけれども、これは佐屋の老人福祉センターの件ではなくて一般的なことになるわけですか。

○企画部長（石原 光君）

それでは、市の基本的な考え方ですので、私の方からお答えしたいと思います。

これは議員も御承知のように、制度導入当初より指定管理者の指定に当たっては、市の指定手続条例に規定しておりますように、原則公募というふうに考えております。そして、基本的な考え方につきましても、いわゆる民間企業等が既に事業展開しており、民間の方のノウハウを積極的に導入することによってサービスの向上が図られるという前提に立てば、やはり今後も公募により指定管理者の選定については行っていきたいという考え方に変更はありません。

#### ○6番（吉川三津子君）

もう少し地域の連携等について、それから健康生きがづくりについて、多分指定管理者の公募のときに具体的な事業内容等を示されておりますので、ちょっと市民にはこれではちょっとわかりにくいので、具体的にここに行くところなことが始まりますよというものがあれば御紹介をいただきたいと思います。

それからあと、指定管理者制度の基本的な考え方ということで公募でやっていくという前向きな御答弁をいただいたわけですが、ぜひこれは指定管理者の最大のメリットでありますので、この基本をできるだけ崩さずやっていただきたいというふうに思っております。この分野に精通した審査委員を選定し、事前に学習会などを実施していただければ、今一生懸命やって成果を出していらっしゃる団体が2度目の選定を受ける可能性は随分高いわけですので、やはり常に緊張感を持って公的なサービスを担っていただくという面で、公募というものは恐れずに取り組んでいただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

ちょっと補足だけをさせていただきます。基本的には一応公募が原則という考え方に変更はありませんけれども、やはり効率的な運営が期待できる施設、今現状でも直営の施設、例えばコミュニティセンター等がありますので、その辺はやっぱ使い分けていきたいというふうに思っておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まずセンターの方で取り組む事業でございますが、健康の増進等を図る事業ということで老人クラブなどとの連携、それから社会活動の参加、リハビリ等も考えていきたいというようなことを提案いただいております。また生活、健康、介護などの相談、あるいはレクリエーションの場として心身の健康の増進を図る。また、生きがづくり等のお手伝いをしたいと。それから介護予防等につきましても、各種サークル活動を通じまして幅広くかかわってきたい。そういった提案をいただいております。

また、地域との連携でございますが、地域の人々、あるいはボランティアさんですとか、民生委員、老人クラブ、そういった各種団体等のグループの活躍できる場ということにもしていきたいと、そんな提案をいただいております。

#### ○議長（加賀 博君）

次に27番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○27番（宮本和子君）

議案60号について質問を行います。

佐屋老人福祉センター、デイサービスセンターが、福祉の里が指定管理者で指定をされますが、今まで人材派遣などの事業をいろいろお願いしていた経過もあり、そういう点では有利ではなかったのかなあとと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

2点目は、選定委員に県立大学の教育福祉学部松宮准教授やまた篠又税理士さんになっておられますが、今までの選定委員とは違う専門家が配置をされておりますが、どのような理由によるものですか。また、選定委員会での意見としてどのような意見があったのか、お尋ねをいたします。

3点目ですが、佐屋老人福祉センターなどは20年の歴史がありまして利用者も多く、佐屋地区の施設としては本当に高齢者の憩いの場となって、閉じこもりの老人をなくすとかそういった点ではすごく大きな役割を果たしてきた施設でもあります。今度、施設管理者が変わるといふことで利用しにくい施設になることのないように、職員の体制、運営、管理は今までと同じように継続して行うことができるのかどうか。

そして4点目ですが、福祉の里として他の自治体や他の業務内容はどのようなことを行っているのか。また、株式会社福祉の里の全体の業務内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

順次、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、福祉の里から人材が派遣されておって有利ではなかったかという御質問でございますが、デイサービス部門の今派遣を受けていますのは、デイサービス部門の一部だけでございまして、施設全体というわけではございませんので、その点はいいかというふうに思っております。また、資料にも添付させていただいておりますように、選定審査項目は9項目に分かれております。また、申請予定者につきましてはすべての事業所に同じような説明をいたしておりますし、事前説明会、現地視察等も全部の事業所にさせていただいております。また、選定委員会におきましても総合的に審査をさせていただいておりますので、特にそちらの方が有利であったというふうには考えておりません。

それから選定委員のメンバーでございますが、税理士さんに今回加わっていただいたわけでございますが、デイサービスセンターにつきましては介護保険事業者といたしまして利用料金による管理・運営を早期に実現をしていただきたい、そんなこともありまして、各申請団体の財務状況の把握も必要なことからお願いをしたわけでございます。それから、県立大学の先生には以前も高齢者問題にかかわっていただいたことがございまして、高齢者の問題に関する幅広い見識をお持ちでございますのでお願いをすることにさせていただいたものでございます。具体的に選定委員さんの意見交換等の内容でございますが、やはり予算関係も積算内容あるいは予算の項目、こういったことも意見の交換がされましたし、稼働率についての考え方、そのほか苦情の処理の方式ですとか、運営の評価、自主事業に対する考え方、それからおふろでございますので、衛生面が非常に大切かと思えます。そういった清掃等の状況、そういったことについて意見が交換をされました。

それから職員体制でございますが、これは指定管理者の募集要項の中に現在の体制も示させていただいておりますので、現状とほぼ変わらぬ内容で運用していただける。今後議決をいただいた後に引き継ぎの作業が入るわけですけれども、そんな中でもきちんとその辺は確認をしていきたいというふうに思っております。

それから福祉の里の業務内容でございますが、こちらの方の会社につきましては昭和58年12月に有限会社東海入浴サービスということで設立をされまして、昭和59年1月から訪問入浴事業の受託を開始をいたしております。その後平成2年に有限会社福祉の里ということで社名を変更され、現在は株式会社福祉の里ということで各種介護及び福祉の事業展開をされておられます。愛知県、岐阜県、大阪府に介護保険居宅の事業所、訪問介護、訪問入浴、福祉介護タクシー、福祉用具の販売・レンタル等の事業所を22カ所開設しておられます。平成12年7月には、佐屋ヘルパーステーションが開設をされております。そのほか県内には有料老人ホーム1カ所、短期入所生活介護、ショートステイですか、こちらが1カ所、グループホーム1カ所、小規模多機能機能居宅介護1カ所を運営している会社でございます。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

職員の体制や現状等は変わらないということですが、佐屋のデイサービスセンターが始まってから、長年ボランティアの方がそこで参加されて介護のお手伝いなどされているんですが、そういった方たちは今後どういう形になるのか。引き続き福祉の里と契約して、ボランティアや何かができるのかどうか。その点はどのようになっているのか。

また、今回も指定管理の選定結果は添付されているだけで、選定されている事業者はどのような規模の会社なのか。どのような内容の事業を行うのか。先ほど吉川議員も質問をされましたけど、実際のところなかなか私たちが手にとって見るという具体的な中身はなかなかわからないという状況で審議のしようがないし、前もってどういう内容でやるのかということは、きちっと今後選定を受けた事業者の業務内容や事業内容について資料としてぜひ添付していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まずボランティアさんの関係でございますが、ボランティアさんもたくさん来ていただいておりますし、パートの職員もおるわけでございますが、そちらにつきましては要項の中で、条件等もいろいろあるかと思いますが、継続して採用といいますか、そういったことに向けても検討してほしいというようなことで要項の中にはうたってございますので、引き継ぎの中でその辺も詰めていきたいというふうに思っております。

それから議案に対しまして、業務内容、受託した企業のことでございますが、これは一度内部で検討させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（加賀博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第6・議案第61号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

先ほどの60号と同じなんですけれども、1点目ですね。なぜ指定管理制度を導入するのか。

それから2点目は、現在を含めて過去の委託先について。

3点目は、指定管理制度を導入することによりまして、市及び利用者のメリットについて伺いをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず3点お尋ねをいただいておりますが、指定管理者導入のメリットでございますが、民間の持つノウハウを生かしまして質の高いサービスを施設の利用者に提供していただきたい。また、管理経費の節減も図りたいということで、今回の公募を行ったものでございます。

それから委託先でございますが、佐織老人福祉センターにつきましては、あそこは複合施設になっておるわけでございます。老人福祉センター、デイサービスセンター、保健センター、高齢者生きがい活動センター、複合施設になっておるわけでございますが、開設当時より老人福祉センターにつきましては、愛西市社会福祉協議会に管理・運営を委託をいたしております。また、デイサービスセンターにつきましては、事業主体につきましては愛西市でございますが、運営につきましては社会福祉法人亀泉会に委託をしているものでございます。

それからメリットでございますが、先ほども導入のところでも申しましたが、施設機能の効率的、効果的な運営を目指していただけるということ。それから、経費の節減等が図られる。そういったメリットを見込みまして、今回の導入に踏み切ったものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第61号について質問させていただきます。

今回こちらの61号の件は1社の応募になっておりますが、1社で採点をつけるというのは大変難しいということを感じているわけですが、採点の仕方ですけれども、こういった基準をクリアすれば何点とかそういうものがあれば、最低点をクリアしていれば指定管理者に決めることができるということも納得できるわけですが、委員の方のフィーリングで点数がつけられるような仕組みであると、なかなかこの点数が妥当な点数なのかどうか、ほかと比較するものがないので、その点大変問題ではないかなというふうに思うわけですが、直営とどのよう

に比較して今回決定したのか。直営ですという選択肢もあったのかお聞きしたいというふうに思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

フィーリングでというようなお言葉がございました。今回、要項の中に合計点数満点の50%に満たない場合は適格者なしというふうに、そういった場合もあり得るというようなことで要項にはうたっております、今回は50点以上でございましたので選定をさせていただいたというわけですが、やはり選定に当たりましては、先ほどおっしゃいましたようにフィーリング等でというようなことも心配をされますが、そういったことも含めて私どもとしては委員さんに、先ほどの宮本議員にもお答えさせていただきましたが、税理士さんですとか幅広い見識を持った方をお願いをいたしまして、きちっと判断していただける方を選んでおりますので、そういったことはないかというふうに思っております。

それから直営との比較、直営での選択肢ということでございますが、これはもしこの1社が不適格であった場合に直営に戻すというようなお話でしょうか。現状と比較をしてどうだったかということですか。こちらの方につきましても、提案をいただいた内容をきちっと精査をさせていただきます、事業の内容、それから収支の状況を判断をさせていただきます、現在の運営よりメリットがあるということで選定をさせていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

**○6番（吉川三津子君）**

あと、どのような事業内容になっているのかということをおよそ詳しく教えていただきたいということと、それから今まで指定管理者制度が導入されて、公募のときに提出された事業内容と実際にスタートする事業内容が全く大きく違っているケースがかなりあるのではないかなというふうに思っていますけれども、そうすると採点した意味がどうなるんだということも思ってしまうわけですが、その辺実際にその事業ができるかどうかの判断というか、そういったものも大変必要になってくると思うんですが、今回二つ指定管理者が決まったわけですけれども、大きく申請された内容と違って来る可能性があるのか、協議しながら改善していく見通しを持っていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今後10月以降引き継ぎをしていくわけですが、そういった中で来年度の事業計画等も詳細に提案をいただいてこちらの方を詰めていくことになろうかと思いますが、その後につきましてもやはり事業計画、事業報告等は提出をいただきますし、モニタリング等もやっていく予定をいたしております。事業者の方につきましても利用者等のアンケート等もしっかりとというようなことも提案をいただいておりますので、そういったものも参考にしながらきちっと正しい方向の事業が運営されていくということを確認をしていきたいなというふうには思っております。

それから事業の内容でございますが、佐織の老人福祉センターの方でいろいろ計画を提案をいただいたものにつきましては、例えばアクセサリーだとか小物だとか、いろんな創作活動を

実施をしていきたい。それから介護予防の関係で少し軽いスポーツとといいますか、筋力トレーニング、そういったものも取り入れていきたいというようなことも提案をいただいております。それから食事とといいますか調理教室、そういったものもお年寄りを対象にやっていきたい、そういった提案をいただいております。デイサービスの方につきましてもいろんな季節にあわせた行事、そういったものも取り組んでいきたい。そういった具体的な提案をいただいて、選定をさせていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○25番（加藤敏彦君）**

2名の方が既に質問をしておりますので重複する部分も出てきておりますが、質問を行います。

指定管理の公募で1団体のみ応募ということで、これが民間活力を生かすということと矛盾するのではないかと。部長の答弁では、50点以下なら不適合ということで直営という選択も出てくるという説明でありましたが、逆に1団体のみであるということは51点あれば合格だという逆にそういう問題も出てくると思いますので、この指定管理というメリットを強調するならば、1団体のみの場合というのは問題があるのではないかとというふうに思います。

それから説明の中で、民間活力を生かすという点ではそういうノウハウとかまた経費の節減とか言われますが、実際に今回例えば最近のこういう福祉事業の公募の中では、社会福祉協議会は応募されないと。なぜかと言うと、人件費などが出ない。逆に言えば、民間の人件費が今介護従事者の皆さんの収入の問題で出ておりますけれども、人件費が安ければ経費も安くなる。しかし、ワーキングプアを生むという問題もはらんでおると思いますので、今の民間活力という点での経費の問題は、社会的な問題を持ちながら進んでいるというふうに認識します。

それから2点目ですけれども、株式会社サンケアの業務内容、実績について紹介をいただきたいと思います。

それから3点目ですけれども、応募が1団体のような場合は、逆に民間活力ではなくて、直営で住民活力を活用した方が住民サービスの充実が図られる可能性が高いのではないかとと思いますが、これについての考えがありましたら伺いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

応募が1団体であったということで民間活力と矛盾するのではないかとということですが、説明会の開催の折には複数団体とといいますか、5団体の説明会の参加がこちらの方の佐織のデイにもありました。最終的には申請は1団体のみということになりましたが、複数の方が説明には来られまして、今回提案をされた事業者さんもそういった状況は見ておられますので、最終的には1社ではあったんですけれども、申請書をつくる段階ではやはりライバルを想定してつくってみえたというふうに思っておりますので、必ずしもそういった危惧はないというふうに私どもとしては考えております。また選定委員会、先ほども委員さんのことでお話をさせていただきましたが、私どももより公正な審査をしていただけるような形で委員さんも選

定をさせていただきましたので、この1社ではありますが十分私どもの期待にこたえてくれる事業所だというふうに思っております。

それから、サンケアの事業所の関係でございますが、サンケアにつきましては平成7年9月1日に有限会社アイコウケアシステムとして設立をされております。平成19年8月にサンケアに社名を変更され、現在に至っておるわけでございます。介護保険関連事業所といたしまして、稲沢市、愛西市、津島市、美和町などに指定訪問事業所3カ所、指定居宅介護支援事業所4カ所、訪問入浴事業所1カ所、福祉用具対応事業所1カ所、デイサービスセンター3カ所などを運営をいたしております。また、一部の事業所では障害者に対する事業も行っておりまして、勝幡町では児童クラブの方の運営もしていただいております。

それから3点目の、1カ所の場合は直営の方がいいのではないかというようなお話でございますが、結果的には1カ所ではあったわけですが、先ほど申し上げましたようにいろいろな経過を経て選定をさせていただいておりますので、今後もこういった形で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番・真野和久議員。

**○11番（真野和久君）**

通告にはありませんが、1点だけ質問をお願いします。

今回、佐織の老人福祉センター、デイサービスセンターがこういう形で指定管理が決まったわけですが、これまでは当然社会福祉協議会、あるいは亀泉会が担ってきた。それが今回事業者が変わるということで、当然これまで行われてきた住民の皆さんへのサービスそのものの変更ということがあり得るのではないかというふうに考えるわけですが、その継続性という点はどういうふうになっていくのかについて質問したいと思います。特に老人福祉センターの方のサービスだと高齢者に対するいろんなサークル活動や何かもやられているわけですが、そうしたものの継続性とかということはどういうふうになっていくのかについても説明をお願いしたいんですが。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

サークルの活動、確かにやっておられます。そういったことも要綱の中にきちっと盛り込みまして、現状この部屋でこういう使い方をしているという現状につきましては、できる限り要綱の中に盛り込みまして、それは引き継いでいただくような形で、今後引き継ぎ等やるわけですが、十分そういうことも承知をして事業計画は立てられてくるというふうに考えております。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで理事者側から補足説明がありますので、許可いたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

恐れ入ります。本日お手元の方に、愛西市学校給食センター建設に係るスケジュールということで、予定表を配付をお願いをいたしております。その一番下にごございます手続関係でございますが、現在諸手続を進めておる段階でございます。当初、年度末には土地が取得できる計画でいたしておりましたが、これがおくれを生じまして、来年6月になるのではないかと予測がされるわけでございます。おわびを申し上げ、このスケジュールを御報告申し上げるものでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第64号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

それでは、平成21年度の愛西市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。個々の細かい内容ではなくて、総括的な見地からお伺いをいたします。

今回のこの補正予算は、国の第2次補正予算の経済危機対策として交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金、そしてまた緊急雇用創出事業基金事業の補助金などを財源とするものが主な内容であります。先般行われました国政選挙におきまして、自公政権が歴史的な大敗をし、民主党を中心とする連立政権が発足しようとしております。新政権の政策等につきましては、最近のマスコミの報道、テレビ等々によれば、これは民主党も表明をいたしておりますが、2009年度の2次補正の執行状況を精査をして、予算の組み替えをしたり、執行停止だとか、見直しだとか、一部凍結などなど聞こえてまいります。そんなことになれば、我々地方は大混乱を来すことは明らかであります。

そこで、市長及び担当部長にお尋ねをいたしたいと思います。まず第1点目といたしまして、本市の愛西市一般会計補正予算（第3号）の財源、4億8,000万が大きな財源であります。果たして予定どおり交付されるのか。こういうことが実は心配をいたしております。したがって、この財源が予定どおり確保ができるかどうか、見通しにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

また、この財源はいわゆる地方交付税とは性質が違ふし、例えば愛西市が国からいただいた場合に自由に使っていいというものでもないように聞いておりますし、この財源を今後どのような手続を経て交付されてくるのか。あるいは、恐らくこの交付金はまだ執行前だと思います。わかりやすく言えば、愛西市の財布に入っていないと、こういう状況だろうと思います。した

がしまして、今回この補正が我々のこの9月議会で可決をされて、諸手続を経て、国に申請をして、そしてそれに従って交付をされてくるのではないかと思うわけでございます。この点についての見直しについてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、2点目といたしまして、若干飛躍した話になりますが、本市の来年度の予算編成作業はぼつぼつ始まっているかと推測をしますけれども、新しい政権のマニフェストによりますと、いわゆる子ども手当の支給、それからそれに伴う所得税の配偶者控除、扶養控除の廃止、それから公立高校の授業料の無償化、あるいは後期高齢者医療制度の廃止というか見直しといたしますか、それからガソリン税などの暫定税率の廃止などなど、地方自治体に変大きな影響を及ぼすことは避けられないと思います。このことは先般の新聞等にも愛知県知事等の談話も載っております、地方は大変混乱してしまうと。大変懸念を示していると。このような記事が載っておりました。したがって、本市の来年度の予算編成作業に当たって、本市としてどのような影響が考えられるか。またどのような対応を考えておられるのか。市長にお尋ねをしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは事務的な関係につきまして、まず私の方からお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、国の2次補正の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおりでございます、国の補正予算の見直しが一部報道されておるのは事実でございます、現時点で新政権はまだ発足していないという状況も一方ではあるわけです。そして具体的にそういったいわゆるマニフェスト的なものには示されておりますけれども、今後財源も含めた中で具体的なものというのは、現時点示されておられません。

今回議会の方へお願いをしております補正予算、いわゆる経済危機臨時対策交付金を柱としてお願いを申し上げます。現時点では、補正予算に計上した経過を踏まえますと、国の方針を受けた中で、そういった方針に基づいて、今回補正予算を御提案申し上げておるのが現状でございます。

そして議員の方から今後予定どおり交付金は来るのかと御心配をいただいておりますけれども、私ども財政を預かる者として全く同感でございます。これが今後どういった形で地方自治体の方に示されてくるのか、きょう現在具体的なものはまだ示されておられません。仮に議員御指摘のように、一部凍結とか、見直しのものが図られるというものが示されれば、当然今後そういったものを状況を見た中で、我が愛西市としてもその辺の検討を一部加える必要が出てくる可能性があるかもわかりません。ですけれども、今後のこの動向を見た中できちっと判断をしていく必要があるんじゃないかなというふうに、現時点では思っております。

そして当然、議員の方からお話ございましたように、今回の交付金というのは交付税的な一般財源的な性格ものではありませんので、当然それはそれぞれの事業に充当する特定財源でございますので、そういった性格のものでございます。そして、皆さん方の方にもこの臨時対策交付金の実施計画というものを今回お手元の方にもお配りをさせていただいております。

ども、流れといたしましては今回4億8,000万の事業内容、31事業をまとめさせていただいておりますけれども、これを国の方へ上げて国で一応確定をされますと、この事業に対して愛西市としては進めてよろしいですよというような手続になってくると思います。それで、議員の方から御指摘がございました、じゃあ受け入れはどうなるのかなという話でございますけれども、これは国庫補助金になりますので、歳入の方としては今回一応4億8,000万、補正予算としては計上させていただいておりますように、国庫補助金という形の中で受け入れをさせていただくということになるのではないかなあというふうに思っております。

いずれにしても議員御指摘のとおり、御心配をさせていただいております、今後どういう形でこの政局というものが流れていくのか、当然注意しなければなりませんし、またそういった具体的な交付金の修正があるのかどうか現時点ではわかりませんが、そういったものが示された段階できちっと判断し、また議会の方にも御相談申し上げる機会があるのではないかなというふうに考えております。

それから、当初予算の関係でございますけれども、現時点で来年度の当初予算の予算編成方針といたしますか、具体的な内容は今、現段階では決めておりません。先ほども国の補正予算の関係で申し上げましたように、国の今後の動向というものをきちっと見きわめた中で、的確な情報収集に努めなければならないと。情報を収集した中で、来年度の予算編成というものをきちっと方針を出した中で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。私の方からも答弁をさせていただきます。

今、担当部長が申し上げました。まさにこの経済対策臨時交付金、国が決定を見、議決がされ、私どもへ来ているわけで、しかもこうして皆さん方をお願いをしているという状況の中で、この部分が見直し、カットというようなことがあり得るのかなということを思うんですけれども、どういう状況になるかわかりませんがそんな考え方でありますし、新年度予算につきましても、多くのマニフェストといたしますか、内容を持って民主党政権が、ということでもあります。そんな中でもまさに地方分権という大事なところもあるわけで、そうしたことを思いますと、地方をきちっとよくするべく見るということでもありますので、私どもの今までの愛西市の運営が滞るようなことのないよう、全国市長会でも、あるいは県の市長会でも連携をとり、あるいはそんな検討もされていくと同時に、全国市長会からもいろんな協議の内容も報告が来ておりますので、そのこともあわせ、皆さん方に御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○29番（太田芳郎君）

いろいろ先ほど申し上げましたが、いわゆる2009年度の補正予算の一部凍結だとか、執行停止だとか、あるいは組み替え、見直しなどなど民主党が表明しておるわけではありますが、いわゆる一度国会で承認、通過した予算がそうそう軽々にこういうことができるかどうか、前例が多分ないと思いますが、この点について再度市長の見解をお伺いしたいと思うんですけれども、いずれにしても地方は混乱することはもう明らかでありますので、特に今の新政権が言ってい

るマニフェスト等を分析していただいて、早急に対応を考えていただきたいと思います。お願いします。

○市長（八木忠男君）

まさに太田議員がおっしゃっていただいたとおりでありますし、そんなことになれば、見直しとか、凍結とか、この今提案していることが、とんでもないことであると思います。混乱と申しますか、どうすりゃいいのかということになってしまいますので、そんなことはないというように思っておりますし、思いたいです。新聞報道でもいろんなこと、あるいはマスコミの報道でも出ております。新政権がスタートして、私ども、あるいは日本政府としてもこうした経験したことのないことでありますので、いろんなことが起きようと思っておりますけれども、愛西市を守っていく私どもの立場でありますので、今後とも議会の皆さんと十二分に国の動向、推移を見ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

ここで、休憩をとらせていただきます。再開は11時15分再開といたしますので、よろしくお願いします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

一般会計補正予算を続けさせていただきます。

次に、15番・小沢照子議員、どうぞ。

○15番（小沢照子君）

議案第64号について質問をさせていただきます。

まず、新型インフルエンザ対策費について4点ほど伺います。

市長の招集あいさつの中でも、対策費として1,111万9,000円の補正予算計上の報告がございました。1点目に、その内訳について。それから2点目といたしまして、加湿空気清浄機の購入方法。この購入方法では、1点目に指名競争入札か随意契約か。やはり台数も多いと思いますので。2点目に、各部ごとに購入をされるのか、それとも一括購入をされるのか。3点目に、マスクの件でございます。こういう社会状況の中で、マスクもいろいろなものが販売をされております。ポピュラーなものからハイレベルで本当に高価なものもございます。マスクの種類と枚数、購入先、それから購入の目的と使用者はだれかを伺います。4点目といたしまして、小学校、中学校、高校や児童館や図書館、そしてまた大人だけではなく小さなお子様連れで来庁される場合もありますが、4庁舎などの公共施設の対応はどうされるのかお尋ねいたします。

次に、第4款衛生費、13節委託料、がん検診委託料1,090万、この人数と1人当たりの委託料、そして委託先を伺います。それから、女性特有のがん検診推進事業委託料73万円の内容もお尋ねいたします。それから、無料クーポン券の件でございますが、住民の方の声として、この無料クーポンの該当者の中には、3年連続で受診機会を得ることになる方がいるのではない

かという声がございます。それともう一つ、この無料クーポンの該当者で、昨年本市で受診した人でも、5歳刻みで該当すれば本年無料クーポンにおいて受診ができるわけでございますが、そういたしますと、2年連続で受診機会を得ることになるのではないかと思います。隔年受診の制度との整合性について見解を伺います。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、私の方からはインフルエンザの1,111万9,000円の内訳について御答弁をさせていただきます。

今回インフルエンザ対策ということで、このような補正予算をお願いさせていただいておるわけでございますけど、内訳といたしましては、児童福祉費の母子通園費におきまして13万8,000円でございます。その内訳といたしましては、備品費で加湿器を2台と、消耗品費におきまして施設の消毒液、並びに熱さまシートなどがございます。

次に、児童福祉費の保育園費で595万円をお願いいたしております。595万円の内訳といたしましては、これも母子通園と同様に、備品購入費で加湿器の関係、これは保育園、児童館も含めましてですけれども、106台でございます。それと、あと公立保育園4園ございますけれども、消毒液なり、熱さまシートなどがございます。

次に、衛生費の予防費の中で医薬材料費で60万7,000円でございますけれども、これにつきましてもマスクとか消毒液でございます。

次に、消防本部の常備消防費の消耗品費で254万1,000円でございますが、これの詳細につきましては、後ほど消防長より御答弁をさせていただきます。

次に、教育費関係の幼稚園費の教育振興費で188万3,000円お願いをしておりますけれども、これにおきましては、幼稚園に対する加湿器を35台ということで、合わせまして1,111万9,000円お願いするものでございます。

続いて、加湿器の状況につきましては、福祉部長より御答弁させていただきます。

○福祉部長（加賀和彦君）

加湿器の購入方法等でございますが、購入方法等につきましては単価見積もりを徴収して実施していこうかというふうに思っております。複数の指名願ひ、あるいは小規模事業所等の登録をいただいております複数の事業者さんから、1台当たりの単価見積もりを徴収いたしまして、その決定した単価によりまして、各部ごとにそちらの方へ発注をすると、そういった随意契約という形になろうかと思いますが、そういった形で現在考えておるところでございます。以上でございます。

○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、3点目のマスクの種類とか枚数、購入先等でございますけれども、マスクの種類につきましては、サージカルマスクという呼び名のマスクでございまして、これは一般的なマスクでございまして、1万枚でございます。購入先でございますけれども、購入先につきましては、健康推進課で行う関係もございまして、健康推進課が現在取引をしておる業者でございます。購入の目的並びに使用者の関係でございますけれども、あくまでインフルエンザに対

する予防措置が目的で購入するものでございまして、職員におきましては自席にてマスクを備蓄するよう職員にも通知をいたしておりますし、自己防衛及び市民の皆様とうつきないよう着用させるものでございます。

次に、4点目の学校とか図書館など公共施設の対応の状況というようなことでございますけれども、小・中学校を初めといたしまして、市内の各公共施設におきましては、インフルエンザ予防のために、マスクの配布並びに手指消毒液の配布を行っております。今後につきましても、園児や児童・生徒にうがい・手洗いを励行するよういたすとともに、マスクの配布とか手指の消毒液等の配布を行っております。公共施設につきましても、今後も引き続き手指消毒液を配布いたしまして、予防に努めてまいります。なお、高等学校につきましても、市の方からの直接の対応はいたしておりません。

続いて、消防長より答弁させていただきます。

○消防長（水野仁司君）

それでは、消防本部関係分につきまして御説明させていただきます。

まず、物品につきましては、感染防止衣が1,500着、マスクが1,500枚、ディスポーザブル手袋が1,500双の購入を予定しております。

なお、マスクの種類につきましては、N95マスクでございます。購入方法でございますけれども、既に今年度導入しておりますので、単価契約を結んでございます。したがって、随契で行う予定でございます。購入先につきましては、日本船舶薬品株式会社名古屋支店でございます。購入の目的でございますが、救急隊員、消防隊員の救急活動上の感染を防ぐためでございます。当然ながら、使用者は救急隊、消防隊ということでございます。

ではここで、少しお時間をいただきまして、マスクの展示をさせていただきます。

こちらのマスクがサージカルマスクといたしまして、一般用のマスクでございます。そして、こちらが消防隊員、救急隊員が着用いたしますN95マスクといたします。N95マスクの95の意味というのは、外からのインフルエンザウイルスをおよそ95%カットできるという意味ということでございます。着用させていただきます。こんな感じになろうかと思っておりますけれども、かなり密着度も高いですし、また当然呼吸もできますし、話し声も十分聞こえるのではないかと、そのように思います。

消防からは以上でございます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からはがん検診に対する質問にお答えをさせていただきます。

まず、お尋ねの人数でございますが、子宮頸がん検診におきましては、20歳から40歳までそれぞれ5歳刻みで合計2,005人、それから乳がん検診の対象者につきましては、40歳から60歳で合計いたしまして2,379人ということでございます。あと、がん検診の委託料でございますが、これにつきましては検診委託料と同額ということでございまして、1人当たりの単価につきましては、子宮がん検診につきましては、集団は3,255円、個別につきましては7,390円、マンモグラフィーによる乳がん検診につきましては、視触診を含めまして集団は5,250円、個別

につきましては1万290円で算出をいたしております。

なお、委託先でございますが、集団健診につきましては財団法人愛知県健康づくり振興事業団へ、個別につきましては愛西市の指定する医療機関ということで、子宮がんにつきましては管内の4産科医と海南病院、乳がん検診につきましてはマンモグラフィーが配備される病院ということで、1病院しかございません。ここと海南病院を予定いたしております。

次に、委託料の73万円の内容でございますが、この内容といたしましてはシステム関連と封入作業を計上させていただいております。システム関連といたしましては、クーポン券の作成システムの開発と、封入作業といたしましては、10月1日から一日でも早く皆様のお手元に配布するため委託とする予定で計上をさせていただいております。

最後に、無料クーポンの該当者の中に3年連続で受診機会を得ることになるのではということでございますが、確かに昨年がん検診を受診され、ことし無料クーポンの該当年齢に該当する方につきましては、2年連続ということは考えられます。今回の事業につきましては、既存のがん検診事業に加えまして、受診勧奨事業の一環として取り扱われるものでありまして、昨年受診された方につきましても、対象年齢の方にことし健診手帳を配布し、クーポン券もあわせて配布いたしますが、医学的な観点から、受診間隔につきましては2年に1回が推奨されていることを御案内していく、このように予定をしております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○15番（小沢照子君）

それでは、インフルエンザの対策費の方からです。

今、3款民生費、3目保育園費で備品購入費、加湿器の件ですけれども、保育園の児童館の備品と言われましたが、児童館の備品はここで対応するのでしょうか。児童館はここじゃないと思いますね。児童館の備品は保育園費に入れてはいけないと思いますが、そこら辺の観点を伺います。

それから、マスクの在庫の件でございます。今、ハイレベルのものはわかりました。対応されているということね。それで、一般的なマスク1万枚ということでございますが、私がホームページで見ましたら、9月発注で11月末でないと納入できないと業者が言っております。

それから同じく加湿空気清浄機、これトータルしまして143台ですかね。これも私、電気店数軒でお聞きしたら、まとまった台数になりますと非常に在庫が心配であると、そのようなお話で、対応できないかもしれないというお話がございましたが、行政としてはどのようにされるのか伺います。

それから、随契にということでございますが、やはりこれも申し上げるまでもなく、税金を投入して購入するわけですので、台数も多いことですので、できるだけお値打ちに購入をお願いしたいと思います。

それから無料クーポンの件でございます。がん検診の方でございます。愛西市は昨年から隔年受診になっております。今、部長の御答弁を伺っておりますと、2年連続の方も出てくるということですので、そうであるならば、私も先般一般質問の折にお願いを申し上げました

けれども、やはりだれでも希望する人は受診できる機会というのは、予防の際大事だと思いますので、ある方は去年受診したからことは受診できないと、マンモにつきましては個別で1万290円もかかるわけですね。ですので、ある方は連続で安価に受診できる、そういう不平等感、不公平感をなくすために、これまでどおり毎年受診ということでできないものかと思えます。医療関係の国の施策と言われます。であるならば、隔年にならなきゃおかしいでしょうし、全部の方が。2年受診できる方が生じるのであれば、5歳刻みで、希望する方全員が毎年受けられるような施策にしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、加湿器購入の保育園費の関係でございしますが、今回の児童館、保育園でございしますが、児童福祉課の方で一括担当を、事務的なことを処理させていただきますので、事務の効率化ということで、こちらの方で上げさせていただいたものでございします。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから電気店に御確認をいただいて、なかなか対応できないのではないかというお話でございしますが、私どももそういったことを心配しておるわけでございしますが、議決後速やかに発注をいたしまして、一日でも早く納入していただけるようにしていきたいというふうに思っております。

それから値打ちにというお話でございします。私どもは単価見積もりを徴収するわけでございしますが、購入台数等全体の数字をお示しいたしまして、また複数社から見積もりを徴収いたしまして、できるだけ安価なところをお願いをしていきたい、そんなことで今検討をしているところでございしますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からがん検診のことについてお答えをさせていただきます。

今回補正をお願いしておりますのは国の21年度緊急経済対策、子育て支援ということで、女性特有のがん検診事業の関連事業として、一定の年齢に達した女性に対しまして受診をさせるものでございします。これのねらいといたしまして、検診率の向上、これもねらいとなっております。したがって、今回受診間隔2年に1回ということで推奨されているということで、一緒に御案内するというものでございしますので、次の年につきましては、国の指針どおり2年に1回ということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

マスクの大丈夫かという御心配でございしますが、現在、私どもとしては既設予算で1万個買ってございまして、今現在保管してございします。それで、今回お認めをいただきますと、また追加で買うということになるわけですが、消費が非常に厳しいと業者の方も追いつかないというようなこともございしますので、業者の方には、今回うちで補正をお願いしているから、そういうようなことも前もって予定してほしいと、そういうようなことで対応をいたしております。いずれにいたしましても、お認めいただきますと、2万が果たして多いか少ないかということになりますと、ちょっと疑問ではありますけれども、それなりに状況を見て

対応してまいりたいと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・村上守国議員、どうぞ。

○10番（村上守国君）

議案第64号：愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして、2件お尋ねをいたします。

1点目であります。債務負担行為の追加のうち愛西市学校給食センターの整備、運営事業費の補正について質問をいたします。一つ、補正額42億4,282万2,000円を平成21年度から38年度までの期間、年次別に執行額等を具体的にお示しをいただきたいと思っております。二つ目でございますが、学校給食センターを建設しようとしておりますが、地方自治法第96条に定める議会の議決時期はいつと考えているのかお尋ねをいたします。

2点目の質問でございますが、歳出でございます。10款教育費、幼稚園費、教育振興費のうち、18節備品購入費188万3,000円についてお尋ねをいたします。1件でございますが、執行内容は新型インフルエンザ対策として私立幼稚園へ加湿器、空気清浄機を設置するための補正であります。ただいま説明によりますと35台でございます。その中で、私立幼稚園の設置者は学校法人、宗教法人等であります。所管が違います私立幼稚園に対して、公費で備品を購入して設置できる根拠をお尋ねいたします。二つ目でございますが、備品の所管がえの方法として、設置後の維持管理はどのようにされるのかお尋ねをいたします。以上でございます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、まず最初に債務負担行為の補正内容についてということでございます。

まず年次別に金額を申し上げます。平成23年度13億4,717万2,000円、平成24年から28年までは1億8,464万7,000円、平成29年度から平成33年度までは1億9,365万円、各年度でございますが、次に平成34年度から平成38年度につきましては2億83万3,000円ということになりまして、合計42億4,282万2,000円となるわけでございます。

次に、さきにお示しいたしました建設スケジュールのうち、10月下旬に入札公告をしたいと考えております。今議会に債務負担行為の補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、備品購入費の関係でございます。今回の空気清浄機の設置については、厚生労働省の子育て支援対策基金・地域子育て創生事業により実施するものでございます。7月29日付の事務連絡により、私立幼稚園にも設置することが可能となりました。そこで、愛西市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の中に物品の無償貸付または減額貸付の条項がございます。第7条によりまして貸し付けるものでございます。また、設置後の備品管理につきましては、それぞれの幼稚園をお願いをしてみたいと。ちなみに7条を読ませていただきますと、「物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償若しくは時価よりも低い価格で貸し付けることができる」となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○10番（村上守国君）

もっと質問をしっかりと聞いておってくださいよ。事前通告をしているので。

○教育部長（藤松岳文君）

先ほどお話ししたつもりでございましたが、備品の管理につきましては幼稚園をお願いをしてまいりたいと考えております。

○10番（村上守国君）

私、負担債務行為の関係で2件よそに質問をしたようなつもりでございますけど、要するに一つは債務負担行為、長期にわたって42億4,282万というような数字の示し方でございますが、これ非常に皆様方不親切なやり方でございますね。ただ補正額の1行の中でこのような金額を打ち出しておられるということでございます。僕はもっと、例えば今申されました執行予定額等々については、何に執行するというのも何も言われませんね、今。金額的な面を言われましたですね。ですから、質問者の考え方をある程度酌んでいただいて、想定しながら質問をしていただきたいと思います。今それぞれ金額を年度別に言われました。私がいわゆる通告をしたときに、できましたら説明書類を配付していただきたいというようなことをお願いしておりますが、ただ言われたような形では、私自身も書き置きすることが不可能でございましたので、後ほど年次別に今申されましたのを、どのような形で金額を具体的に執行するのか内容をお示しいただきたいと思いますが、お願いします。

それと、先ほど地方自治法の関係において、議会の議決というのはどのように考えてみえるのかということも質問いたしましたけど、お答えなかったですが、ありましたですか。再度お願いいたします。

それから、2点目の質問でございますが、私立の幼稚園というのは、設置者が学校法人とか宗教法人等々でございますね。ですから、所管が全然違います。私立幼稚園に対して公費で備品を購入いたしまして、それを幼稚園に設置できる根拠をお尋ねするんですけどね。そうしますと、先ほど地域子育てどうのこうのというようなことの中で、そういう通知があったから単に幼稚園に設置するんだというような言い方をされましたけど、私立幼稚園の設置者そのものが我々と所管が違いますので、多分僕は設置できないと思いますよ、これは。

それと、備品の所管がえの方法等については、第7条で貸し付けるというようなことを言われました。これは確かに条例等々を見ておりますと可能でございますので、補助金を出すのではなくて備品を貸し付けるということで、確認ですが、もう一度させていただきたいと思えます。再度お願いいたします。しっかりしたまともな回答をお願いしますよ。

○教育部長（藤松岳文君）

先ほどお話をいたしましたけど、年度別の経費につきまして、平成23年度13億4,717万2,000円につきましては、設計・造成・建設・管理・重機備品等にかかる費用でございます。また、24年度から38年度までにつきましては、それぞれ年度別にかかる維持管理費運営に関する経費でございます。

先ほどの議決の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、建設スケジュールのうち、10月下旬にも入札公告をいたします。その関係で、今議会に債務負担行為の補正をお願い

したわけでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

また、加湿空気清浄機につきましては、先ほどお話しいたしましたように愛西市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例が制定してございます。その第7条にございますように、再度読ませていただきますが「物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償若しくは時価よりも低い価格で貸し付けることができる」となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○10番（村上守国君）

答弁漏れがあるので、いいですか。

質問は2回までというのは承知いたしておりますが、1回の質問が中途半端で終わっておりますが、再度質問させていただくことができませんでしょうか。

○議長（加賀 博君）

答弁漏れありますか。じゃあ、その答弁漏れの部分に質問してください。

○10番（村上守国君）

答弁漏れの中で、いわゆる私立の幼稚園に公費で備品を購入して、例えば貸し付けができるかどうかという法令を一つお願いするということと、それからもう一つは、学校給食センターの建設というのは、地方自治法に定めている96条によって議会の議決というのは必要ないのかということですね。だから、先ほどは10月の下旬に債務負担行為どうのこうのと言っておられましたけれども、そうじゃなくて、学校給食センターを建設するのに議会の議決というのは必要ないのか。予算が通ったからそれで議決であるのかということですね。そういうふうに理解すればいいのか。というのは、例えば設置法で管理に関する条例というのは当然定めなければなりませんわね。公民館等は、こういう公の施設というのは、市民の方が利用する寸前において条例を定めればよろしいわけですけど、例えば給食センターは公の施設ではなく教育施設でありますので、若干私の認識では違うと思います。ですから、これは教育施設法によって定まっておるわけです。ですから、そういうようなことを私は含めて質問をしているわけでございますので、何か私の質問が間違っておれば指摘していただければよろしいですよ。再度お願いいたします。

○学校給食課長（小澤直樹君）

地方自治法の関係について、お答えをさせていただきます。

PFI法にのっとりまして進めてきております。先ほど補正予算の説明の前にスケジュールをお渡しさせていただいております。これをちょっとごらんいただけませんか。

このスケジュールの網かけをしてあります2段目のところに、事業関係という欄を設けてございます。その下に実施方針、特定事業の選定、入札公告とずらずらと並んでおります。このうち実施方針につきましては、8月20日にホームページ上に公表をさせていただきました。その次に特定事業の選定という欄があります。これについては、PFI法の中で決められております。2点要件があります。1点についてはVFMが出ること。要は民間にやっていただいた方が安く上がりますよという結果が出ていることというのがまず1点あります。もう1点につ

きましては、これに対して予算の裏づけがとれること。この2点をもって特定事業の選定とPFI法では言っております。この後段部分の予算、今回は債務負担行為でございますので、実際の予算ではありませんが、これも予算の中に含まれるという形でもって、来年度以降の予算の予約をとらせていただくと。したがって、これをとった後にしか入札公告ができないという性質もございます。そういった中で、今回議決をいただいたことによって、正式に市の案件として動いていくという決定事項になります。以上でございます。

○教育部長（藤松岳文君）

同じお答えになるかもしれませんが、備品を無償でということ、先ほどお話ししましたように愛西市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の中でこれは対応していくと考えております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

村上議員の方から、もう債務負担行為について質問がされまして、通告してある分については説明がされましたので、そのほかの部分について答弁を求めたいと思います。

先ほどから、債務負担行為とPFIの関係とか、なかなかちょっとよくわからないんですけども、企画部長の方に、このPFIを導入するに当たっての財政的な処理の仕方、債務負担行為をした後、どのように具体的に処理がされていくのかという説明をちょっと簡単に求めたいと思います。

それから、立田の給食センターがまだ使えるのにもかかわらずという部分が、随分議会の中でも言われてきたわけですけども、この立田の給食センターの現在の価値、企業で言えば減価償却後の残存価値というのはどう見ているのか、それと比較して今回PFIでやった方がいいんだと、まだ使えるものを放棄してもいいんだという結論に達した理由についてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから先ほど訂正ということで、用地取得が6月になったと説明がございましたが、その理由について、もう少し詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、斎場の関係について金額の根拠と、現年度化についての説明がございませんでしたので、それについても同様に説明を求めたいと思います。

次に、こういった給食センター、それから斎場の問題が、今回債務負担行為の補正ということで追加で出てきたわけなんですけども、先ほども政権がかわってどうなるんだという質問もあったわけですけども、私はこの点、このまま進めていいのかというところについては大変危惧をしております。やはり合併特例債の発行についても、全国的に乱発がされているというような状況もあって、合併特例債によって破綻を来しそうな自治体もあるわけですので、こういったものに対してのチェックというのは強化されるのではないかとというふうに、私は個人的には推測をしているわけなんですけども、過大な施設ではないかと指摘がされている中、政権交代によって、こういった給食センターの建設、斎場の建設に対して大変慎重に行っていく必要が

さらに出てきたのではないかと思いますので、その点についての市の見解を求めたいと思います。

それから次に、22ページの公園安心利用推進委託料について少しお伺いをしたいと思います。

私は子育て支援の活動を日ごろしているわけですが、子供が外で遊ぶ機会が大変少なくなっていて、コミュニケーション力が大変不足している部分で、外遊びを推奨していかなければいけないということを感じているわけですが、総合計画と今回の公園安心利用推進委託料の関係について、少しお伺いをしたいと思います。

総合計画の中には、子供たちが安心して遊べる場所をつくっていくんだということで、安全な公園づくりというのが市民のニーズが高くなっているということになっております。現在、児童遊園が19カ所で、ちびっ子広場が51カ所設置されているということで、総合計画には書いてあるわけなんですけど、これの達成度で、市民1人当たりの公園面積とか、身近で遊べる場所が幾つあるかというような指標が示されていて、ちょっと私はこの指標というのはあまり歓迎しない指標なんですけど、市内には子供用の公園だけでなくて農村公園などもあるわけですが、こうした総合計画の目標を踏まえて、今回の事業はどのような公園を対象に、どのような内容で、どんなところに委託を出していくのかについて詳しい説明を求めます。とりあえず、それだけ質問いたします。

○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の債務負担行為とPFIとの関連の中で、今後財政的な処理はどうなっていくのかという御質問をいただいております。基本的な考え方についてお答えをしたいと思います。

今回、先ほど御質問ありましたように、PFIの関係については上限額というのが一応債務負担行為の中で示されております。そして、今後実際に支出が発生するわけでございますけれども、その時点で予算の現年度化といいますか、そういったものを図っていく形になるのかと思います。ですから、当然今は大枠の中で、限度額という中で設定をお願いしておりますけれども、今後契約、あるいは購入の中で、維持管理もそうですけれども、先ほど示されたそれぞれの年度の限度額というのは上限額でありますので、今後の契約の内容によってそれぞれ予算の方は当然質が伴ってきますので、そういった中で予算の現年度化というのを今後予算化をしてお願いをしていくという形になるんじゃないかなというふうに思っております。当然そういう形になれば、支出が発生してきますので、予算化して議会の方へお願いをしていくという形になるのではないかと考えております。

○学校給食課長（小澤直樹君）

立田センターの件につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

残存価値をどれくらい見積もっているのかという点でございますが、私どもは具体的に幾らということを見積もってはおおりません。

立田センターはまだ利用できるのかどうかという点でございますが、これは、この新しい給食センターを計画する前段のところで随分説明をさせていただきました。佐屋センターと同様に、立田センターにおきましても調理備品、この辺の更新を迎えているものが随分あります。

例えば焼き物器、揚げ物器、冷蔵庫、これらについてはどうに更新時期を過ぎておりまして、現在補修、補修でぼっていつているということがまず1点ございます。

2点目としましては、これも当初申し上げておりますが、単純労務職員につきましては、定年を迎えても補充しないという方針がございます。これでもっていきますと、平成23年度末までに、今からですと14人定年退職者が出てまいります。こういった中で私どもは学校給食を提供していかなければなりません。そういった中で、調理委託でありますとか、そういう方法でもってつないできているわけでございます。

立田センターをどうしていくのかという部分も議論をいたしました。御案内のように、衛生管理基準というのが格段に厳しくなる前に立田センターは建っております、実は空調設備もついていないという調理施設は珍しいぐらいのものであります。現在の衛生管理基準というのは、学校給食法が改正されたことによって、法律の中に明文化されてきております。そういった中で考えますと、価値としてはほぼない、そういうふうに判断をしております。それよりも、新しい機械を入れたり、無理無理古い施設を使っていくよりも、人もいなくなる、物も新しい物にかえなければならない、こういった状況を勘案したときには、佐屋センター、立田センターを統合した方が将来的に有利であるというのが、そもそもの出発点でございます。それをここでまた御説明をさせていただくわけでございます。

もう1点、土地の取得がずれたのはなぜかという理由でございます。これも新しいセンターを建てる計画を立てかけたところに、実はことしの当初ぐらいに農用地の除外申請をするような計画で進めておりました。それが斎場の関係で受け付けがストップいたしまして、6月案件ぐらいで出せるのかなということで事務局としては考えておりました。ただ、その時点で出すように書類等は準備をさせていただきましたが、先ほどの受け付けがストップしていたという部分の中で、一般の方の申請そのものもストップしておりました。したがって、そういった方々の案件をまず1回先に送っておいてから、給食センターの申請をさせていただくのがいいのではないかと行政上の判断が働きましたので、そこで、この6月補正をやった以降に少し状況が変わっております。そういったことで、当初は年度末を目標にしておりましたが、3ヵ月ほどずれる見込みになったということでございます。以上です。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは総合斎苑の関係で債務負担行為につきましてですが、今回お願いしておりますのは総合斎苑の建設事業ということで、期間につきましては平成21年から23年度ということで、限度額が22億271万9,000円ということでございます。限度額の内訳でございますが、まず建物建設につきまして18億7,700万ほど、炉の工事といたしまして2億4,900万ほど、それから設計監理といたしまして2,600万ほど、備品といたしまして5,000万ほどということでございます。建物、炉工事、設計監理につきましては、平成22年度からの工事ということで来年度の予算計上をさせていただきまして、備品につきましては23年度に予算の計上をさせていただく、このように予定しております。よろしく申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは都市計画費の公園安心利用推進委託料関係でお答えをさせていただきたいと思えます。

9月1日の提案説明のときにも私申し上げたと思うんですが、今回補正でお願いしてございますのは緊急雇用創出事業基金事業ということで、そのうちの3事業、他部署も含めて上げてございますが、その一つの事業として上げさせていただいております。したがって、議員お聞きでございます委託先とか、対象公園、農村公園の例もお聞きになりましたけれども、いわゆる委託先につきましては、シルバー人材センターを予定いたしております。対象の公園ということでございますが、都市計画課において管理をしております愛西市の親水公園、議員質問の中で言ってみえます立田地区の四つの農村公園についてもこの中に含まれておりますが、そういった13カ所について、遊具の点検とか、利用者が利用しやすくなるための部分的な草刈りとかいったことのほかに、パトロール等をしていくということで今回予算計上をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○6番（吉川三津子君）

答弁漏れがあります。政権交代がしてという。

○企画部長（石原 光君）

ちょっと確認をさせていただきます。合併特例債の関係ですか。

先ほど冒頭の政権の話に戻るわけでございますけれども、今こういう状況の中で特例債のお話をされましたけれども、何一つ示されていないのが現状でありまして、私どもとしましては、今合併をして、合併支援期間というのが27年度まで一応保護されております。そうした中での特例債の活用ということを考えておりますので、現時点では今の国の示された特例債に対する考え方というものをきちんと遵守してやっていきたいと、今はそれしか考えておりません。

○6番（吉川三津子君）

給食センターの件につきましては、ずっとこの間質問させていただいて、なかなか平行線なんですけれども、結局は合併特例債を使って給食センターをつくるには、統合しなければ合併特例債が使えないと、個々に別々に給食センターを、佐屋なら佐屋を建て直すといったならば、やはり一体化を目的にした施設にしか合併特例債が使えないということであって、こういった立田と佐屋の統合ということになったんだらうと思っております。そういった面で、やはり子供たち重視というか、地産地消とかそういったところが大変欠落しているなということをおもっておりますので、きょうこれ以上質問しても平行線だと思っておりますので、その辺にしておきたいと思えます。

それから、都市計画費の公園についてなんですけれども、市民にとって、児童公園であろうが、農村公園であろうが、公園は公園なんです。市として公園を一括して考えない限り、総合計画の目標というのは達成できないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、公園の利用状況とか、改善点とか、そういったものを調査していくとか、例えば小高い木を植えて日陰をつくって、子供の公園でありながらもお年寄りが気楽に立ち寄れるような公園を整備するとか、そういったことによって子供の安全も確保ができていくというふうに思っております。

また、外遊びという面では、公園に限らず校庭の開放とか、それから今、地域ではお寺も結構頑張っていてくださるところがありまして、境内を開放しているところもあります。だれもが気楽に安心して利用できる場の確保をしていくという総合計画の方策を示されているわけですが、少子・高齢化社会到来により、さまざまな発想転換をしていかなければならないと思います。

そこでお聞きしたいのは、愛西市における公園整備については、どこの部署が責任を持って、この総合計画の達成に向けて中心を担っているのか、それをお伺いしたいと思います。私は単に数をふやすだけではなくて、市民が本当に使っているのか、使いやすい公園をつくっていくのが大変重要でありまして、私も最近公園をあちこち回っているんですが、ほとんど使われていない公園がたくさんあります。きっと使い勝手が悪いんだと思います。あわせて公園に対して市の整備方針についてもお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、今回の補正予算は、やはり雇用確保、地域活性化、経済危機対策ということで、雇用確保ということも大きな目的に上げられていると思いますが、たくさんの事業が今回上げられました。多分これは、事業内容から見れば次年度の前倒し的な事業が大変多いのではないかなというふうに思っているわけですが、今回のこういった事業をすることによってどれくらいの雇用が見出されるのか、そういった成果について具体的にお伺いをしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

公園の関係を総合的に管理一括化するのとはどこかという御質問でございましたが、私の知る限りで、議員のお求めになる御回答になるかどうかわかりませんが、御回答させていただきたいと思います。

中央公園につきましては、その実情から社会体育課が管理をしていると思います。海西公園というのがありますが、これもちょうど旧立田村地と津島地がありまして、管理についてはこちらは津島市の方で管理をしてみえます。あと、都市公園的な先ほど申し上げたような公園につきましては、都市計画課で管理をいたしております。ちびっ子広場とか児童公園につきましては、児童福祉課の方で種々目的に合ったような形で管理をしているのが実情でございます。

それから2点目の、今回上げた件でどのくらいの雇用確保が図られるのかという御質問ですが、少しでも雇用状況の悪い中を仕事についていただくことによって、雇用の状況を少しでも上げたいという意味で、申しわけございません、数字的にどのくらい上がるかというところまで把握をいたしておりませんので、お許しいただきたいと思います。

○6番（吉川三津子君）

聞いていることと答弁が違います。

私が先ほどお伺いしたのは、総合計画で公園整備が上げられております。縦割りの管轄ではいけなくて、総合計画を達成するために、公園の整備については市のどこの部局が中心になって担っているのかということをお伺いしました。

それと、今後の総合計画達成のための整備方針についてお伺いしておりますので、現在、こ

こがどこの担当ということをお聞きしたわけではありません。

○副市長（山田信行君）

私どもは、総合計画に基づいて安心な公園づくりの整備を進めていかねばならないと思っております。そういった中で、現実には縦割り行政でございますので、縦割りの中で有利な制度を活用しながら整備をしていくということで、都市公園関係であれば都市計画課でありますし、児童福祉の関係であればそれぞれ福祉部門、また教育関係であれば教育部門ということでございまして、公園もそれぞれ規模とか設備の設置基準などもございますので、そういった点では、やはり縦割りで進めていくしかありませんが、それをまとめるに当たりましては、やはり企画課の中の行政推進室、そういったところを中心にいたしまして、関係部局の横の連携を緊密にとりながら、これからの公園整備に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（加賀 博君）

ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は午後1時30分といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

一般会計の補正予算の質問を続けます。

次に、27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

議案第64号：一般会計補正予算について、3点ほどお尋ねします。

まず16ページ、災害時要援護者情報データベース化委託料についてですが、災害時要援護者支援計画との関連でどのような利用をする予定なのか、また災害時要援護者支援計画はいつ策定されるのか、お尋ねいたします。

2点目ですが、18ページと26ページのインフルエンザの関係ですが、保育園、母子通園、幼稚園の消耗品費と、備品として、新型インフルエンザ対策として逆性石せん、加湿空気清浄機が予算化されていますが、すべての保育室に設置されるのか。また保健センターなど、乳幼児健診などで乳幼児が集まる施設でもこうした加湿空気清浄機などが設置されるのか、他の公共施設の設置状況はどうか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目ですが、20ページのがん検診の委託料ですが、女性特有のがん検診の対象者が、今回5年ごとに年齢が区切られています、なぜそういった形で5年ごとに区切られているのか。また、対象者には検診の案内が送付されるのか。今年度からまた他のがん検診と同様に検診を受けることができるのか、具体的な検診方法についてもお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、災害時要援護者情報データベース化の関係からお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、いざ災害が起きたときに、地域別、町単位等で素早く災害時要援護者の情報が検索できるようにデータベース化するもので、そうしたことによって安否確認等

に活用したいというふうに考えております。また、住宅地図にマーキングをいたしまして、各庁舎、消防署等に配置をいたしまして対応していきたい。また、アパート等不明なところについては、現地調査ということも考えております。

それから、災害時要援護者支援計画の関係でございますが、こちらにつきましては、現在素案がほぼ完成してきておりますので、今後、策定委員会にかけまして、パブリックコメントを得まして、今年度末には完成させていきたいと考えております。

それから、保育園のすべての部屋に行くかということですが、保育園につきましては、すべての部屋に配置する予定をしております。児童館につきましては、未就園児の居室等がありますので、そちらが利用する部屋ということで考えております。以上でございます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして、保健センターで乳幼児が集まるというような御質問でございますが、保健センターにつきましては、健診時間も1時間か2時間というふうに短く、またフロアについても広くなっておりまして、診察室につきましてもオープンになっているということで、今のところ加湿空気清浄機の設置につきましては考えておりませんが、今後必要になるのであれば、既存の予算で対応していきたいと、このように考えております。

続きまして、がん検診の関係でございますが、今回の補正につきましては、御存じのとおり国の平成21年度の緊急経済対策で実施するというので、5年刻みということでございますが、これにつきましては、受診の勧奨を行いまして、これまで検診機会のなかった方にもこの制度の中で受診を促すという施策として実施するものでございますので、御承知おきいただきたいと思っております。

あと、なぜ5年に1回なのかということですが、これにつきましても、先ほどから申し上げておりますとおり、国の指針によりますと、医学的な観点からも受診間隔は2年に1回がいいということを受けまして、当市におきましても、昨年より国の指針と同様に実施をしてきていると、このような状況でございます。以上でございます。

○27番（宮本和子君）

1点目の方からお聞きしますが、災害時要援護者支援計画ですが、がなかなかできないようですが、いざ災害が起きたときに、どこにどんな弱者がいるのかきちんと地域でも把握をされ、救出されるような訓練が必要かと思っておりますが、そういう点では地域住民への把握はどのようにしているのかお尋ねいたします。

そして、加湿空気清浄機の問題ですが、ある意味では、今いろんな問題もこの空気清浄機についてはあるようですが、どんな機種で、そういう問題点がある機種は除外してやられるとは思いますが、そういう点ではどのようなお考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

また、女性特有のがん検診についても、今2年に1度に国の指針でなったと言いますが、いつがんが見つかるのか、受診率でもたくさん受診の機会を促すということで、2年に1度と言いつつながら5年に1度というのも何か割り切れない問題ですし、そういう点では先ほども小沢

議員から質問がありましたけど、やはり希望者には毎年検診を受けられるようにすべきではないか。

それから、5年に1度で60歳までですけれども、それ以降の方はがんにならないということもないので、そういう点での年齢的な拡大も必要かと思いますが、今回の制度でなぜ60歳までの対応になっているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

災害時要援護者の関係で、地域住民の把握でございますが、今回データベース化をいたしますのは、あくまでも行政で把握をいたしておりますひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護3以上、身体障害者1・2級の方、知的障害者A判定の方、精神障害者1級の方、難病患者の方というようなことで考えておるわけでございますが、あくまでも現在のところは行政で持っている情報ということでデータベース化するものでございまして、今後このデータをもとに、個々の方に対しまして、地域と共有できるかどうか、個人情報になりますので、その辺の了解を得ながら、地域住民の方と共有していかなければならないというふうに思っております。

それから、加湿器に問題があるというふうにおっしゃっておられます。どういうことを問題というふうに思っておられるのかちょっとわかりませんので、どういうふうに答弁していいのかわかりませんが、私どもとしては、保育室の大きさですとか、ウイルスが除去できるのかどうか、そういったことをよく検討して機種を決めていく予定をしております。

○市民生活部長（加藤久夫君）

まず初めに、先ほどの答弁の中で、今後の方法といたしますか、周知が漏れていたと思いますので、今からお答えをさせていただきます。

まず、今回9月議会で議決をいただいた後に、子宮がんにつきましては二十歳から40歳までの5歳刻み、それから乳がんにつきましては40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方に、個別に案内通知文とともに検診手帳、無料クーポン券等を送付いたしまして、該当者につきましては、そのクーポン券等をお持ちいただいて受診していただく、こんな格好になっております。

今の質問の中で、なぜ毎年でないかという御質問でございますが、今回の事業につきましては、先ほどもお答えをいたしました、受診勧奨ということで行う事業でございますので、5年に1回、5歳刻みということでございます。なおかつ、毎年ということでございますが、これは前の小沢議員のときにもお答えをさせていただきましたが、国の指針からも2年に1回がいいだろうということで、それにもたれて行わせていただくものでございまして、あと5年で1回ですと、2年に1回とは合わないということでございますが、これにつきましては、今までどおり市の検診事業で受けていただけますので、そちらの方で受けていただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

○27番（宮本和子君）

最後に質問した、なぜ60歳なのか。

○市民生活部長（加藤久夫君）

これも、今言いましたように、今回のものは受診の勧奨ということでございますので、60歳以上の方につきましても、市で行う検診を受けていただければ結構かと思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは質問したいと思います。6点ほどあります。

まず第1点目として、16ページですけれども、今回の財務会計システム、借り上げから買い上げという形に変更するという話がありました。これについては、安く済むからという説明がありましたけれども、買い取りも含めて、今後の保守点検などの費用とか更新とか、そうしたものも含めた形で比較をしたのかどうか。したならば、その詳しい比較について説明をお願いしたいし、質問趣旨としては表を出せというふうに言いましたので、ぜひ比較したものを明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、2点目として20ページの商工費のセーフティネット資金保証料について、今回上限20万円までということですが、予算的には300件分以上ということになるわけですけれども、この件数を設定した根拠及びこれの利用見込み、その辺をどのように考えているのか。これは、これまでの支援していたものもあると思いますので、そうしたものも含んでどのように考えているのかについて質問します。

3点目としては、先ほど吉川議員のところでも質問がありましたが、公園安心利用推進委託料について、公園の数、人員数、募集方法、活動に対する指導などの具体的なということで質問しておりますので、人員についてももう一度聞きます。

それから、募集方法及び活動に対する指導で、シルバーの方に委託という話でしたけれども、具体的にどういう形でそうした活動をするのかについて質問しています。

それから、22ページの消防費の災害防止支援委託料について、これも同じように人員数や募集方法、活動に対する支援とか指導について、どのようにしていくのかをお尋ねします。

5点目として、消防費の救急備品でAEDを各コミュニティに設置しますということでしたが、こういう形で広げていただくのは本当に素晴らしいことだと思います。今の現状でどのようにやっているのかという設置状況と、今後どういう形でふやしていくのかについて質問します。

最後6点目として、教育費の中の小・中学校の備品購入費で、来年度からの新学習指導要領との関係で理科備品等を充実させるという話でしたけれども、具体的にどのようなものをどういう形で整備するのかについて、説明をお願いします。以上です。

○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の、財務会計システムの今回の補正の内容でございますけれども、先ほど議員の方から、今後の保守点検も含めての比較表、先般申し上げておりますように5年間の総トータルで比較をいたしました。その比較表につきましては、作成する方向で内部で検討したいと思っておりますので、そういったことでお願いしたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは商工費の関係と土木費の関係でお答えをさせていただきます。

まず、商工費のセーフティネット資金保証料の関係でございますが、これにつきましては、本年の4月から7月までの実績件数で84件ございます。保証料補助限度額、議員も質問の中で言ってみえましたが、上限を20万円ということですので、この84件掛ける20万円といたしますと1,680万円。残りの8月から3月までの8ヵ月分については、1ヵ月で最大のときが27件ございましたので、その最大の27件に8ヵ月分を掛けますと216件ということで、上限の20万円の該当者になるという想定のもと4,320万円になります。この二つを合わせますと6,000万円になりまして、今回、9月補正でこれだけの額をお願いいたしております。

利用見込みということなのですが、景気の関係についてはいろんな御意見がございますが、実際にこうした制度を利用にお見えになる方が現在もございますので、今回お願いをしたということで、御利用していただける形になるんじゃないかなあというふうに思っております。

それから、時期はいつまでなのかということでございますが、一応対象としましては本年の4月1日から来年3月31日までに金融機関からの融資を決定された方を対象にしてみたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それから、土木費の都市計画費の公園安心利用推進委託料の関係でございますが、これは吉川議員の御質問にもお答えをいたしてございますが、親水公園を初めとする都市計画課の方で管理しております13ヵ所の公園で、人員数につきましては、2人を予定いたしております。

活動内容の関係につきましては、これもお答えをさせていただいておるかと思いますが、公園を安心・安全にお使いいただけるように、各公園のパトロール、それから遊具の点検、利用に支障がないような範囲での草刈りをお願いしてまいりたいと思っております。指導につきましては、都市計画課の方で順次必要に応じてしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○消防長（水野仁司君）

それでは、私の方からは消防費の災害防止支援委託料についてとAEDについてお答えさせていただきます。

まず災害防止支援委託料についてで、人員数、募集活動に対する支援などの内容はというお尋ねでございます。この活動内容につきましては、消防事務車両等で市内を巡視いたしまして、防火啓発広報を行うことによる災害防止活動と、また消防水利であります防火水槽等の周辺の雑草の除去、あるいは水槽内のごみの除去、こういったことを主にお願いをすることを予定しております。雇用する人員につきましては、2人を予定しております。

活動につきましては、シルバー人材センターと委託契約を結び、ハローワークがシルバー人材センターへ紹介した求職者を新規雇用とするものでございます。

次にAEDの関係でございます。まず設置状況でございますけれども、18年度に、4庁舎、親水公園体育館、佐織体育館、立田体育館、湯の花の里の8施設、そして19年度に、市内の6中学校、佐屋公民館、佐織公民館の8施設、また今年度既に設置させていただいておりますが、

市内の13小学校でございます。そしてこの9月の補正でコミュニティセンター9施設にお願いするものでございます。

なお、今後の設置計画につきましては、必要性、あるいは妥当性を勘案しながら判断させていただき考えでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、教育関係の報告をさせていただきます。

今回お願いをいたしております教材備品につきましては、新学習指導要領の改訂に伴いまして、不足する備品の購入をするものでございます。具体的には、理科備品では実験用器具が主なものになりますが、小学校では物の重さ比較実験用体、電気の利用学習セット、中学校では水圧実験学習セット、電気分解実験器などが考えられております。また、指導用教材につきましては、多種多様になりますが、小学校では外国語活動の導入に伴いまして外国版の世界地図やCD、中学校では武道の必修化によりまして実習に必要な武道具などが考えられます。それぞれの教科に改訂があり、購入する種類も多様にわたっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○11番（真野和久君）

それでは再質問をしたいと思います。

1点目の財務会計システムに関しては、比較表をつくっていただいているということで、今回の買い上げによって特にどのぐらいの利点があるのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。特に保守費とか今後の改修、そうしたものを含めた利点の説明をお願いします。

それから、2点目のセーフティネット資金に関しては、7月まで合わせてということでお話がありましたが、景気は底を打ったというふうに一部では報道がありますが、実際に今月も失業率が上がっているということで、雇用情勢が非常に悪く、これ以上失業をふやすのは非常に問題だし、そういう中でも中小企業に対して支援をしていくことは大事ですので、ぜひともPRも含めてお願いをしたいと思います。これはお願いとしておきます。

それから、公園安心利用推進委託料に関してですが、先ほどもシルバーの方へという話がありましたが、緊急雇用対策ということを考えますと、60歳以上の高齢者のシルバーだと限定されてしまうということでは、その点の問題があるのではないかというふうに考えます。年齢で制限しないように、例えば今の景気の悪く中で、正規の雇用を切られたり、あるいはパートの職を失ったりという方がたくさん見えますので、シルバー人材センターに登録されている方だけでは片手落ちだと思っておりますので、先ほど言った、いわゆる60歳以下の方でも何とか雇用ができるようなことを考えていくことが大事ではないかと思っておりますので、その点は消防の方も含めてぜひとも考えていただきたいと思いますので、その辺、都市計画の方と消防の方と、それぞれ見解をお願いしたいと思います。

それからAEDの方ですけれども、これで市内のかなりの箇所に設置されましたが、今後、AEDはここに設置されていますよというようなPRをどのように考えているのかについて再質問をします。

※ 後日訂正発言あり

あと理科備品等のことですが、かなりいろんな資材・機材を購入されるようですが、実験器具に関しては、機材というよりは実験セットをそのまま買い入れるというような感じもしますが、説明の中で武道具というのもありましたが、これは中学校の方でどういう形で今後武道を採用していくのか、今の現状等含めて教えていただきたいと思います。以上、お願いします。

○経済建設部長（篠田義房君）

土木費、都市計画の関係で2点ほどお聞きでございますが、私どももこのたびの緊急雇用対策事業関係につきましては、幹部会等で3回ほど集まっていたいただいて協議をさせていただきました。確かに質問された議員のおっしゃる意味合いというのは十分理解するわけなんですけど、私どもとしては、言葉として適切な言い方ではないかもわかりませんが、市内の方へそういった事業費が落ちるような形にしたかった、市内の方のためになるような形の事業としたかった、これが1点でございます。

もう1点は、この予算、御議決いただければ、少しでも早く事業に取りかかりたいということです。といいますのは、ハローワークの件、確かにございますが、ハローワークという形になりますと、海部津島管内一帯という形になりますし、当然そちらの方の方をお願いしていくという形になれば、その方の適応性といった関係で、面接を初めとしたいろんな採用に当たっての手続関係で時間を要するというようなこともありまして、今回、シルバーという形をとらせていただきました。よろしく願いをいたします。

○財政課長（大鹿剛史君）

財務会計システムにつきましての質問にお答えいたします。

当初の予算で保守料の方126万円を今回の補正で減額しておりますが、これは保守が発生しなくなったという意味ではなく、交渉の結果、今年度について初期の6ヵ月の導入分について保守はサービスという形での減額です。したがって、来年度から保守料は上がってまいります。一方、リースの方でございますが、こちらにつきましては、当初予算では250万円ほど、これは半年分のソフトのリースです。ですから、半年ちょっとですけども、5年間で年間約400万円ぐらいのリース料を想定しておりました。今回プロポーザルの結果、年間170万円ぐらいのソフトのリースとなりました。年間で170万円で行きますと、5年でいけば約850万円になります。そのソフトウェアを一括買い上げすると、今回御提示しております備品費で735万円と、さらに100万円近くの買い上げによる減額ができると、そういった意味で予算の方の組み替えをお願いし、結果として当初予算から100万円の増額にはなっておりますが、トータルではマイナスになるという判断で計上しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育部長（藤松岳文君）

現段階で保健体育の中で武道がどの程度取り入れられておるのか、少しわからない点もございますが、これが必修科となりました。それによりまして、先ほど申しました武道具、柔道着ですとか、柔道用の畳ですとか、剣道防具、簡易まわしなどを購入するものでございます。よろしく願いしたいと思います。

○消防長（水野仁司君）

先ほどのシルバー人材センターの活用、60歳以上に限定されるという御質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど経済建設部長が御答弁をしましてとおりでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、AEDの設置計画につきまして、今後、設置する、しないを含めて考えさせていただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

答弁漏れのところだけ言って。

○11番（真野和久君）

再質問をしたのは、設置計画のことではなくて、これまで設置してきたものに関して、どこにどういうふうにあるかについてのPRについて、どういうふうに考えているかということで再質問したのでお願ひします。

○消防本部次長兼総務課長（横井 勤君）

AEDの今回の予定は9施設ですが、現在29施設設置しておりますが、その施設につきましては、各公共施設でございますので、当然ながら所有施設の方でも講習等をお願いしておりますし、玄関の目につくところに置いてあります。ただ言えるのは、今、ホームページ上でAEDマップというのがございます。こちらの方で施設の方を見ていただけるものと思っておりますし、今のところこれといったことはしてありませんので、その点を御指摘いただきまして、今後、ホームページ上に載せるなり、広報に努めてまいりたいと思ひます。

○議長（加賀 博君）

次に、22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

それでは、全部で7点通告しています。質問いたします。

まず最初に、全体的な問題ですが、地域活性化の交付限度額4億8,019万7,000円、1,000円単位までぴたっと交付決定額と今回の6月と合わせた合計金額が一致していますけれども、具体的にこの4億8,019万7,000円をどうやって使おうかということの予算編成の経過を説明していただきたいんです。通常、事業の積み上げでいけば、必ずしも交付限度額とは一致しないというふうに思ひますが、ぴたっと一致しているというのは、どこかで合わせているということだろうと思ひますが、そのあたりどういう編成のやり方をしたのか、全体的な問題としてまず冒頭に御説明いただきたいと思ひます。

それから、16ページの血圧計の現在の設置状況と他の施設への設置についてですが、コミュニティセンターに今回は限っていますけれども、これはなぜなのか。他の施設の4庁舎などについて血圧計なんか置いてあるところが多いと思ひますが、現在の施設の設置状況と今後未設置の施設への設置計画というのは検討されているのかどうか、説明いただきたいと思ひます。

それから、同じく16ページの土地家屋管理図加除修正などの委託料についてであります。これは紙媒体の数値化システムということですが、紙媒体を数値化というのか、電子化

というのか、そういう計画というのはもともとあって、今回の地域活性化の中に入れ込んで予算化したのかどうか説明ください。

それから、20ページの海部地区の休日診療所の平日夜間診療に伴う予算であります。平日夜間診療の患者見込みだとか収入見込みだとか、あるいはこれに参加する医師の数など、当然試みの数字というのは出されていると思いますが、御説明いただきたいと思います。

同じく20ページの土地改良施設の整備事業であります。当初予算で2億1,812万3,000円と。これで追加3,000万円、13.75%ふえるということですが、土地改良事業について、予算上では全体像がなかなか見えてこないんですが、今回の追加3,000万円の中身はどんな内容なのか、もう少しわかるように説明していただけるでしょうか。

それから、22ページの消防団の救助備品ですが、各消防団にスコップやカッターやバールなどの器具を配付するということですが、現在は各消防団に備品というものはどういうふうにあるのか。今回、全消防団にということですが、一律的に同じ内容で配付されるのか、今回は第1弾で、今後もさらにこうした備品について整備していくという考え方があるのかどうか、御説明ください。

それから24ページですが、小・中学校の地上デジタルテレビの関係ですが、24ページの中にテレビの購入費や受信配線工事、利用料などの契約や、あるいは備品の廃棄処分手数料など、それぞれ計上されておりますけれども、それぞれについてどのような積算でこうした数字になっているのか、説明いただきたいと思います。テレビなどの購入費、割り算をやってみますと30万円を超える金額になりますけれども、このテレビというのはどの水準のテレビなのか、大きさだとか、そういう説明をしていただかないと、実際に積算が妥当かどうかというのはわからないので、説明いただけるでしょうか。

それから、同じく24ページの立田中学校の旧体育館と屋外便所の取り壊しについてですが、この跡地にトイレが建設されるというようなことが書いてありますけれども、トイレの建設も含めて、その後の跡地についてはどのような利用になるのか、説明をいただきたいと思います。以上です。

○企画部長（石原 光君）

最初の地域活性化対策の予算編成の関係で御質問をいただいております。議員の御発言の中に、交付限度額4億8,019万7,000円ぴったり合わせたような数字だというお話がございましたけれども、実施計画書を見ていただくとわかりますように、確かに4億8,019万7,000円、これが国からの限度額です。それに対して、その対象経費というのが愛西市として6億2,260万3,000円、これが交付限度額に対しての対象経費です。総事業費というふうにとらえますと、当然それは全体の事業費になりますので、実施計画書を見ていただくと一目瞭然で、内容的にはわかるというふうに理解しております。

考え方としましては、今回示されました国のメニュー事業をもとに、それぞれ現課の方で照会をかけまして、例えば今回のインフルエンザの関係もそうでしょうし、来年度数年的に契約されている事業を前倒して、今の活性化対策事業のメニュー事業に沿った形で、今回取捨選

扱をして、対象事業という形で実施計画に上げたというような流れでございますので、御理解の方いただきたいと思っております。

それから、続けての血圧計の関係でございますけれども、私ども、今回企画費の中でコミュニティセンターに血圧計を配置したいということで、市内9館に血圧計を設置したいということで、今回補正の方をお願いしております。

それ以外の他の施設の関係については、総務部長の方で状況を掌握しておりますので、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

○総務部長（水谷洋治君）

それではまず最初に、血圧計の設置場所の関係について御報告をさせていただきます。

現在、血圧計を設置しておるのは8施設でございます。その内訳といたしまして、庁舎につきましては立田、八開、佐織の庁舎でございます。次に保健センターといたしましては、佐屋、佐織の保健センターでございます。あと佐屋の老人福祉センター、八開の総合福祉センターにもつけておりますし、そのほかは親水公園でございます。

それで、あとその施設以外の設置の計画はというお尋ねかと思っておりますけれども、正直、先ほども答弁させていただきましたように、本庁舎については設置がなされておられません。そのほかに施設もあるわけでございます。今後予算編成時期にも入ってまいりますので、そういうような設置計画等も当然立てながら、まずは本庁舎には設置したいなあと、そういうような考えを持っております。

次に、2点目の土地家屋管理図等の修正委託の関係で、今回3,987万9,000円の補正をお願いいたしております。それで、このデータベース化については計画はあったのかというような御質問かと思っております。このことにつきましては、私ども合併時から本庁方式の総合支所方式をとっておるといような関係で、本庁におきましては、旧町村4地区のマイラー化をしてあります土地整理図は持っておりますが、他の立田、八開、佐織におきましては、その地区のものしか持っておりません。そういうようなことから、今回、この制度を活用いたしまして導入を図るものでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは私の方からは、海部津島の休日診療の関係でございますが、まず見込み患者数ということで、平均1日4人程度ということで500人を想定いたしております。なお収入につきましては、337万2,000円という数字が出ております。あとお医者さんでございますが、海部の医師会の方から55名、津島の医師会から14名が協力をしていただけると、このようにお聞きしております。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、土地改良施設整備事業の追加の内容についてはということでお尋ねの件、お答えをさせていただきます。

お答えの前に、当愛西市は、議員皆さん御存じのように海拔ゼロメートル地帯でございますので、排水機の強制排水をもつてしなければ今の私どもの生活がないわけでございます。排水機

だけ立派にしましても、そこへ水を持っていくまでの排水路がきちっと整備されていなければ、いち早く排水することができません。そういった意味から、市内土地改良区四つございますが、そちらの方で今排水路の整備をお願いしているわけがございます。9月1日の提案説明のときもお話をさせていただいたと思うんですが、排水路の整備の効果を少しでも上げたいという意味合いから、このたび地域活性化・経済危機対策臨時交付金の中の分野の中で、土木分野として排水路等土木施設の改修工事等に充てるものとして事業が該当する旨記載がございましたので、そういった土地柄、土地改良区さんの排水路整備を少しでも前へ進めたいということでお願いしたものでございますので、よろしく願いをいたします。

○消防長（水野仁司君）

私からは、消防団救助備品の現状と今後の整備計画についてということでお答えさせていただきます。

消防団は、現在のところ救助資機材は保有してございません。今回、地域活性化事業を活用いたしまして全分団に配備するものでございます。

また、今後の整備計画につきましては、消防団員からの要望をお聞きした上で、団長さんとも協議をしまして、必要な資機材は整備していかなければならないと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○教育部長（藤松岳文君）

私の方から、テレビの関係をお答えさせていただきます。

まず小学校費の通信運搬費でございます。ケーブルテレビの利用料ということで、これにつきましては、ケーブルテレビを予定いたしておりまして、その中で、学校には何台あっても1台分ということで、2,100円ということに現在進めておるところでございます。それで、3ヵ月分の13校分ということで、小学校分8万2,000円を計上いたしております。また、備品廃棄処分手数料につきましては、テレビのリサイクル料でございます。1台当たり5,000円ということで189台分でございます。

次に、工事請負費につきましては、ケーブルテレビ受信配線工事ということで、13校分を計上いたしております。

地上デジタルテレビにつきましては、DVDだけのところもございまして、ビデオ付のものもございまして。それらを合わせまして76台分、また移動式のテレビ台も76台分お願いするものでございます。

中学校費につきましては、先ほどと同じように、通信運搬費におきまして6校分、廃棄処分手数料につきましては61台分、またケーブルテレビの配線工事につきましては784万8,000円、備品購入費でテレビが35台、またそれにあわせましてテレビの移動台等も計上いたしております。

体育館につきましては、現在の考え方といたしましては、一部外便所、51平米を予定いたしております。跡地につきましては、運動場の一部として利用したいと考えております。なお、取り壊し面積につきましては、延べ床面積で990平米でございます。以上でございます。

○ 2 2 番（永井千年君）

それでは反対に聞いていきます。

跡地は運動場の一部ということなんですが、具体的に隅っこになるわけですから、正方形のような形でのグラウンドの一部というふうになるわけではないと思いますが、何かクラブで特定の競技などに使うとか、そういう計画などはないんでしょうか。

それからテレビの問題ですが、これは結局テレビの買いかえということなんですが、現在あるテレビは購入後大体何年ぐらいたっているものが多いのか。いわゆるテレビの耐用年数といったら、電化製品についてはおのずと10年も20年も使えるものではありませんが、現実には、故障しなければ10年、20年、普通の一般の家庭では使っている方もあると思いますが、現状はどういうふうになっているんでしょうか。

それで、買いかえのテレビの大きさなんですが、現在のテレビと、今度新しく設置されるテレビというのは、大きさはほとんど一緒なんでしょうか。そうじゃなくて、ちょっと大きくなるような形になるんでしょうか。

それから、受信配線工事の金額の積算というのは、それぞれ学校ごとに配線工事の金額というのは、それぞれ学校の大きさも違いますので、当然積算すれば違ってくると思いますが、そういう積算をきちっとやった上でこの数字が合計金額として出ているんでしょうか、そのあたり説明ください。

それから、消防団の備品の整備ですが、これらのスコープだとかカッターだとかバールだとか、訓練といったらなんですけれども、当然この備品があれば、団活動においても従来の消防活動が広がることになるだろうと思いますが、これらを使ったような訓練とか、そういうことは想定をしてみえるんでしょうか。

それから排水路の整備の問題ですが、私がお尋ねしたのは、排水路の改修工事ということですが、この3,000万円についての特徴、例えばどこの地区が重点として行われるかとか、工事の内容、排水路もさまざまあるし、整備の内容もいろいろあると思いますが、この3,000万円の使い方というのは、工事内容を具体的に説明していただくとどういうふうになるんでしょうか。

それから、海部地区休日診療所なんですが、これは実際にはPRがしっかり行き届かないと、いきなり想定されるような患者の方が来るといふふうにもなかなかならないところもあるように思いますが、例えば平日夜間やっている、春日井でしたか、愛知県の中にも同じようなやり方でやっているところがあると思いますので、そうしたところがどういうやり方でやっているか、実際に患者数がどの程度になっているかということも想定しながら予算化もしていかなきゃいけないだろうと思いますが、そういうことは検討されたんでしょうか。

それから、土地家屋管理図の紙媒体を数値化するということについてですが、これは実際には今本庁に4地区があって、それぞれの地区にはその地区のものしかないということについてどういう不便が実際に起こってきているのか。このことが行われれば、どういうふうにそれらの困難が解消されると考えてみえるのか、もう少し説明をいただきたいと思います。

それから、最初に聞きました地域活性化の4億8,000万円の問題は、大体事業費から見ると、それぞれ平均すると77%ぐらいの数字になっているわけなんですけど、ところどころ総事業費とそれぞれの交付金額との関係でいうと微妙に数値が違うのもあると思いますが、これは一律的なやり方で上程されているのか、数値がちょっと低いようなものについては何か特別な理由があるのかということも含めて聞きたかったんですけど、もう少し説明をしていただけないでしょうか。こうした国の予算が大枠が決まった上で、それをどう使うかという場面というのは、このような自民党のやり方というのは、今度の民主党は多分やらないだろうというふうに思います。だから、担当者としても同じような悩みというのはあまりないかもしれませんが、これは予算編成の全体にかかわる話ですので、少し詳しく説明をということで質問いたしましたので、もう一度説明ください。

○財政課長（大鹿剛史君）

それでは、一番最初の地域活性の予算の組み方について御説明をいたします。

議員の御指摘は、補助と一般財源の比率のばらつきだというふうに理解をしておりますが、学校関係につきましては、地域活性以外にも学校の方の補助金がついております。基本的に、まず総事業費がそれぞれの事業であって、それに充当できる国庫補助、この部分は先行して、例えば学校でいけば、学校の方の補助金、あと地域活性につきましては総事業で案分しております。残った分も一般財源で充てておる。基本の考えといたしまして、交付限度額4億8,019万7,000円を使い切るために、各事業それぞれ事業数をふやしまして総額6億9,000万円ほどの事業になっておりますが、当然入札の執行残とかそういうことで各事業の実額が落ちますので、最終的には4億8,000万円の交付金を有効に使い切る、そういった予算の組み方をしております。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、今回のこのことによってどのような不便が生じておるか、またそれが今回のことによってどのような解消がされるかというようなことでございますけれども、先ほど言いましたように、現在の土地整理図、通常「公図」と言っておるんですけど、これにつきましては、本庁においてはすべての地区4地区のものを置いておりますが、そのほかの地区は該当のものしか置いておりません。それで、これを閲覧なりコピーをというようなこともあるわけでございますが、特にコピーや何かになりますと、当然大きいものをコピーしないといけませんので、待ち時間がかかります。そういうようなことから、今回導入をさせていただいたならば、どこでも、どこの場所のものでもとれるというような便利さになりますし、なおかつ待ち時間が当然解消されるものでございますので、そういうことからよろしくお願ひしたいと存じます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、休日診療の関係の患者の見込み数500人でございますが、これにつきましては、直近で始められた春日井市さんを参考に算定がしてあるというふうにお聞きしております。よろしくお願ひします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは土地改良施設整備事業の関係でお答えさせていただきます。

内容につきましては、議員も質問の中で言うとおみえになるとおり、排水路の改修でございます。

それで、一応私どもが予定として伺っておりますのは、佐屋町土地改良区につきましては東保町の方で100メートル程度、それから立田村土地改良区の方では宮地町、葛木町、四会町、3町合わせて450メートルほど、それから八開村土地改良区では川北町で200メートルほど、それから佐織土地改良区では町方町で220メートルほど。メートル等の関係で事業費が違ってまいりますのは、排水路幅員等いろんな条件がございますので御理解をいただきたいと思っております。伺っている予定は以上のとおりでございます。

○消防本部次長兼総務課長（横井 勤君）

それでは、消防団に配付しました救助器具の取り扱いということで説明いたします。

現在、消防団員には年に2回ほど、各分団ごとの現着から給水、放水までのタイムを競う、そのような訓練を含めた、年2回、全団員を集めた訓練を行っております。救助器具の配備後は、そのような訓練の中で救助訓練も行っており、またその訓練の中で団員さん方のいろいろな要望等をお聞きしながら充実を図っていきたいと思っております。以上です。

○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からは、デジタルテレビの関係で、現在あるテレビの状況ということでございますので、現在、各小・中学校に361台テレビがございます。この一台一台の年数はまだ調べておりませんが、極端なことを申し上げますと、懐かしいダイヤル式のテレビがまだございます。そういった中で、かなりの差があるというふうに理解をしているところであります。

また、新しいテレビの大きさはということでございます。先ほど財政課長の方から補助事業がありますよという説明がありました。ICT関連事業の補助としまして、学校情報通信技術環境整備事業という国の補助を受けて行うわけですが、その補助の中で50インチ以上という決めがございますので、それに基づいて行いたいと思っております。

それからもう1点、立田中の旧体育館の跡地利用の関係ですけれども、特定のクラブ等の利用はあるかということでしたけれども、今のところ特定のクラブでその空き地部分を使うとか、そういった利用方法は考えておりません。あくまでもグラウンドの一部として考えております。

配線工事ということでございますけれども、それぞれの学校において配線工事にばらつきがございます。それぞれの学校で積算をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

一般会計補正予算について、8点ほど質問させていただきます。

1点目は、16ページに住宅確保・就労支援員賃金ということで計上されておりますが、就労支援員とはどんな仕事をするのか。また賃金はどのように支払われるのか。就労支援というのはどんな方がされるのかということと、就労支援というのは具体的にどんな仕事をするかという

のが1点目です。

それから2点目、16ページに住宅手当支援給付費がありますが、この住宅手当の対象戸数の見込みはどのくらいかという点です。

それから18ページ、子育て応援特別手当、今回新たに支給される理由は何なのか。それから、平成22年度以降はどうなるのかという点ですね。

それから、次に22ページの教員用ノートパソコン機器等で、今ちょっと説明があったような気がします、ICT関連事業とは何か。

それから、教員用パソコンというのは、26台がどのような配置にされるのかという点ですね。

それから、次に24ページ、電子黒板、小学校・中学校、それぞれ配置されるわけですが、電子黒板というのはどのようなものか、どのような機能を持っているか。また、活用の仕方としてはどのように活用するのか、先生のだれもが使えるようなものなのか、2点についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、住宅確保・就労支援員についてお答えをさせていただきます。

住宅確保・就労支援員につきましては、国の方の指示がございまして、こちらの方も雇用対策ということになりまして、新規に募集をすることになっております。私どもは嘱託職員ということで考えておりまして、現在、他の部署にも嘱託職員がおりますので、そういった人との整合性をとって賃金等は計画しているものでございます。

この人がどういう仕事をするのかということでございますが、もちろん住宅手当の支給に関する相談、申請受け付け、給付事務等も行っていただくわけですが、そのほかにも各種福祉施策の紹介、それから住宅確保のために不動産業者との連絡調整、それから就労支援に係る相談、ハローワークとの連絡調整等行っていただく予定をしております。

何世帯分を見込んでいるかということでございますが、国の対象者の推計というのが通知がありまして、そちらの方で見込んだわけでございますが、一応48世帯を見込んでおります。以上でございます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、ICT関連事業は、国の21年度補正予算により学校情報通信技術環境整備事業として補助事業を立ち上げております。デジタルテレビの整備、アンテナ工事、コンピューター整備、LAN整備に2分の1の補助で実施できる事業でございます。また補助残についても、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が充当されるものでございます。

パソコンの配置については、主に立田の小・中学校のパソコン教室と教職員用パソコンでございますが、いずれも本年度リース満了となるパソコンを対象に入れかえるものでございます。立田地区の小学校分、福原分校を含んでおりますが、パソコン教室用で89台分、普通教室用で27台分、特別教室用で23台分でございます。立田中学校ではパソコン教室用41台、普通教室用10台、特別教室用9台でございます。また職員用といたしましては、立田南部小学校を初め4小学校、4中学校ということで、立南で6台、福原で3台、立北で6台、草平で2台、立田中

で6台、永和中で1台、佐織中1台、佐織西中1台、計26台を入れかえる予定となっております。

電子黒板につきましては、50インチの電子黒板を各学校に1台配置の考えをいたしております。使い方は、各教師の考え方もありますが、一般的にはパソコンを使って稼働いただきます。今までは教師が黒板に書いて説明をしておりましたものを、テレビ画面で行うこととなります。またソフトによっては、画面にタッチすることによりまして児童・生徒が質問に答えたりすることができるようになります。また、各学校に1台の設置でございますので、視聴覚室等で各学年が交代で利用することとなるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○福祉部長（加賀和彦君）

申しわけございません。1点、子育て応援手当の件で答えをさせていただきたいと思ひます。

こちらの手当でございますが、国の経済危機対策として補正予算化されたものでありまして、現在支給をしておりますのが3歳から5歳児までの2人目以降ということでございますが、今回補正でお願いをしておりますのは、21年度版ということで、21年度において小学校就学前3年間、すなわち平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれたお子さん、3歳から5歳の子供さんですけれども、今回は第1子から支給させていただくものでございます。なお、この事業につきましては、平成21年度限りということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○25番（加藤敏彦君）

それでは再質問を行います。

住宅確保・就労支援員についてですけれども、部長の説明では嘱託にお願いすると。これまでシルバーという話がよく出ましたが、嘱託というのは具体的にどんな方を想定しているのかというのと、賃金は、よくパート幾らという形ですけれども、賃金はどんな形で支払われるのか。

それから、就労支援ということですが、よく派遣切れとか期間従業員の解雇とか、そういう形で職を失い、また住宅を失う場合が今見られるわけですが、そういうような方々を対象にこの事業が想定されているのかどうかという点についてお尋ねをいたします。また、そういう方が愛西市内で見込まれるのかという点についてお尋ねをいたします。

それから、住宅手当も同じ対象の事業かどうかということですね。

あと子育て応援特別手当ですけれども、最初に出されたのが第2子からということで、国民の大きな批判の中で、追加で出されたのではないかと思うんですが、その点はどうかというのと、単年度というのは、何のためにこの手当が出されるのか、ばらまきではないのかというふうに思われるんですが、そういう矛盾を感じるのですが、担当としての受けとめはどうかということですね。

それから、教職員用ノートパソコンについてのお尋ねをいたしました、ICTと英語で言

われるわけですが、今、学校情報通信環境整備事業というような説明がありましたが、例えば英語でイニシャルが続いていると思いますが、英語では何というふうな言葉になるのでしょうか。

それから、教職員ノートパソコンについて、各学校ごとの台数の説明がありましたが、結構ばらつきがあると思うんですね。なぜこういうようなばらつきが出ているのか。リースの期間や何かの関係なのかどうか、お尋ねをいたします。

それから電子黒板ですけれども、電子黒板が出る前は、説明会だとパソコンを使ったパワーポイント、パソコンを使って画面に映像を映して説明するということがよくあるわけですが、そういうようなものかどうかということ、それが黒板型テレビに映すような形になっているのかということと、それから、パソコンを使うことが苦手な先生は、こういうものを使うのも苦手ではないかというふうに思うんですけど、学校の先生方の状況、ほとんどこういうのは使いこなせるようになっていくかどうかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、まず就労支援員の関係でございますが、嘱託職員ということで、私どもは月額で考えておまして、今、月額17万1,500円ということで予定をいたしております。

それから、どんな人に支給されるのかということでございますが、支給要件がございまして、まず2年以内に離職をした者、離職前にみずからの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた者、それから就労能力及び常備就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行う者、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者、それから原則として収入のない者、それから生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯では50万円以下である者、複数の世帯にあっては100万円以下である者、そういったいろいろな条件がございまして、またこれを受けている間においても毎月1回以上公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けるですとか、毎月2回以上こちらの方の支援員の面接等を受けるといった条件がございまして、そういった方に支給をさせていただくものでございます。

それから、子育て応援手当がばらまきではないかということでございますが、私どもとしては、確実にいただいた予算を執行するという立場でございますので、そういったばらまきかどうかということは、ちょっと私どもの口からは申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（山田喜久男君）

今のICTのスペルはということでございますけれども、国から来るものがすべてICTで来ますので、私どもそこまで勉強しておりません。申しわけありません。

それから、学校ごとの教職員のばらつきということでございますけれども、もともとは合併前に各学校の先生用のコンピューターということで整備を図り、ほとんどがリースでやってきたわけですけれども、合併をしてから、リース期間等々の関係で、実はパソコンを学校間で動かしたりしてきております。そういった中で、今年度8月いっぱいにはリース切れを起こすのが先ほど部長が申し上げたものでございます。ただ、今年度の当初予算ではリース延長を考えて

おりましたので、整備するまではリース延長というふうに考えております。

それから、電子黒板の関係でございますけれども、パワーポイントとの違いはということでございます。今回の電子黒板ですけれども、実は映すだけの機能ではございません。ソフトがそれぞれの教科・教材にあるんですけれども、それを使ってテレビ画面を見るがごとくやるわけですが、通常で言いますと、教師が後ろを向いて、「板書」と言いますが、黒板に書いて子供たちに説明をするわけですが、前を向いてテレビの画面を見ながら、子供と見詰め合いながら教える。またその画面に、子供が例えば先生からの質問にタッチをして答えるという機能もございます。そういったところがパワーポイントとの違いということで御説明を申し上げたいと思います。

また、学校の先生のコンピューターに対する知識ということでございますけれども、本当にIT化が進みまして、私どもの方からも情報教育アドバイザーという市単独のパソコンの技術にすぐれた講師を派遣しておりまして、各学校それぞれそういった面では、お年を召した先生も上達されたかなあというふうに解釈しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時ちょうどから再開いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第65号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・小沢照子議員、どうぞ。

○15番（小沢照子君）

議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、1款総務費、8節報償費79万円の嘱託徴収員報償金について質問をいたします。

議案説明で予定より多く徴収できたので補正をということでございましたが、予定より多く徴収できたことはいいことだと思います。その予定の金額とそれを上回った額、またその上回った額に掛けるパーセントは何%か。それから、何月分の支払いから不足をするのかなど、79

万円の計算根拠を具体的にお聞かせください。

また、現在の徴収員の人数は何名おられるのか。そして、この報償金の上限があれば、その額もあわせてお伺いいたします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

それではお答えをさせていただきます。

まず、現在の徴収員の報償金につきましては、基本給のほかに、能率給といたしまして1カ月の徴収金額の3%をお支払いさせていただいております。この徴収員さんにつきましても、3年目になりまして、業務にもなれられて、徴収額もふえているのが現状でございます。また今年7月より、今までは国保の滞納世帯の市税もそこで行ってございましたが、市税につきましても単独で、徴収員さんに余裕があればお願いして集めるといふふうにいたしましたので、実際のところ、今現在、当初予算におきましては121万円の予算をお願いしておりましたが、これにつきましては、月にお1人の平均お支払い額が16万6,000円と見込みまして、年間200万円ということで、今回79万円の補正をお願いするものでございます。なお、嘱託員さんにつきましては、3名お願いしております。

上限については設けておりません。簡単ではございますが、以上でございます。

**○15番（小沢照子君）**

部長の方から当初予算121万円という金額がありました。昨年20年度の当初予算も121万円で、審議はこれからでございますが、決算額も121万円、不用額ゼロでございます。昨年と本年の徴収員のメンバーの方や、あるいは人数が変わられたのかなど。あるいは徴収方法が、今、市税云々がありましたけれども、昨年と変わったのかなということも、今答弁漏れがございましたが、何月分から不足するのかということも伺いたかったわけですが、それを初めにまずお願いします、答弁漏れです。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

何月分と申されましても、月に約16万6,000円の3人分でございますので、3ヵ月分ぐらい不足するのではないかとこのふうに見込んでおります。

**○15番（小沢照子君）**

なぜ伺ったかといいますと、本年の当初予算が121万、補正で79万円、200万円ですね。それで、年度が4月から始まりまして、8月で5ヵ月になりますね。それで計200万円の報償金と。そうしますと、今、3名と徴収員さんの人数の答弁がございましたが、単純に考えても報償金だけですのでい額になると思うんですね。例えば仮にこれが今後9月、10月、11月分が予定額より、この予定額も質問をしておりますけれども、これも答弁漏れでしたので、予定額をちょっと教えてください。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

今現状で、先ほど小沢議員も申されましたが、去年、20年度につきましては4,500万円ほど集めていただいております。今現在の月ベース平均でいきますと、約80万円、90万円ということでございますが、今年度におきましては、4月当初におきましては121万円というふうで、

去年に比べましてふえている月もございます。ですから、今言いましたように、予算上におきまして、市税も同じように徴収をするということで7月から始めましたので、足りないという見込みを立てまして、今回補正をお願いいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○15番（小沢照子君）

5ヵ月間で、4月から8月で、3名で報償金が約200万円。単純にお1人70万円ですね。それで、仮に今後9月、10月、11月分が予定額よりも多く徴収できた場合、また補正が12月に発生するかもしれませんね。

それで、今、社会全般で非常に雇用状況が悪い中でもありますし、徴収員さんにつきまして、本当にこの暑い中を一生懸命に徴収に取り組んでいただいていると思います。税の徴収するのに一定額の経費は必要かと思いますが、際限なく多くの税を投入するというのもどうかと思いますので、この能率給のある程度の上限というものを定める制度が必要ではないかなと考えますがけれども、見解を伺います。

それから、嘱託徴収員さんは、本当に市税もあわせて徴収に成果を上げられておられるようですが、収納課の職員さんも税の徴収業務をしておられるのでしょうか。しておられるとしたら、徴収はどのようにして行われているかお尋ねをいたします。

それから、ちょっと戻りますけれども、人数は昨年とことしは変わって、昨年の方が多かったですね。4名ですね、20年度は。今年度は3名、人数が少なくなりまして、昨年度は報償金、年間を通して121万円であったわけです。本年はまだ、今9月ですので、4月から8月ですと5ヵ月が経過してしまっていて、3名でもう200万円の予算が必要な報償金が出ておりますけれども、徴収方法が特別変わったのでしょうか。人数が1名少なくなってすごい成果が上がっていますけれども、何か特段徴収方法が、市税もあわせて徴収をするようになったとは伺いましたけれども、変わったのかなど。原因は何かはわかりませんので、それもあわせて御答弁をお願いいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず上限の設定でございますが、確かにおっしゃられることもあります。これにつきまして、先ほどから申し上げておりますが、市税の方もあわせて徴収するというふうになってまいりましたので、これにつきましてはよく検討させていただきたいと思っております。

あと徴収員の関係でございますが、こちらにつきましては、確かに去年途中まで4名でやっていたのですが、途中で1名やめられまして、募集を一応かけましたが、応募がございませんでした。それで、今見える3名の徴収員さんに相談をした結果、3名でやれるということで、3名で今きている状況でございますが、やはり3年目ということで、徴収の方法もなれたということもございまして、今までなかなかいただけなかったところについてもいただきたり、定期的きちっと回ってやっていただいておりますので、このように徴収率が上がってきているんじゃないかなあというふうに考えております。

#### ○収納担当部長（水谷 正君）

では、お答えさせていただきます。

収納課につきましても、相手にお会いして、これにつきましては夜間徴収とか昼間、また向こうの指定される時間にお邪魔して収納事務をやっておるのが現状でございます。そして、今まで訪問しても会えなかった納税者に対してお会いしまして、お願いをし、定期的に回って、これは嘱託員ともどもでございますが、毎月納めていただくようになると嘱託員の方をお願いをしてやっておるといふことで、収納課の職員につきましても、今までお会いしても納めていただけなかった方について、お話をしてお会いし、その場合、先ほどお話しさせていただきましたように、収納課の職員と嘱託員が訪問し、引き継ぎをして徴収をしておるといふのが現状でございます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、11番・真野和久議員、どうぞ。

**○11番（真野和久君）**

それでは2点ほど質問します。

一つ目は、今も質問のありました嘱託徴収員の報償金の件であります。

基本的に、嘱託徴収員というのは現年度分の徴収が基本だというふうに聞いておりますが、現年度分プラス過年度分についても、多分ついでのということになっていっていると思います。今、収納担当部長からも答弁がありました。そのあたりの徴収の仕方、現年度分プラス過年度分という形で、どのように振り分けてやっているのか。

それから、先ほどの答弁で、市税の徴収も始めましたという話でしたが、例えば国保と市税と両方滞納されている方もかなり見えると思うんですが、その振り分けについてもどういう形で考えているのかについて、まず答弁をお願いします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

徴収員さんをお願いしておる分につきましては、まず現年度分でございますが、こちらの方につきましては、各期別の督促状の発送リストを嘱託員さんに渡しまして訪問徴収を行っております。嘱託徴収員の導入時に、過年度分を含めました滞納者につきましては、収納課の職員の指導を受けまして、引き継ぎをいたしておりまして、滞納者宅へ毎月決まった日時に訪問し、徴収を行っております。また、その後につきましても、定期徴収に至っていない滞納者や新たな滞納者につきましても、収納課の職員により折衝して、定期的に納付に至った方につきましては、収納課の職員とともに訪問いたしまして徴収をして、引き継ぎを受けて、それ以後徴収員の方が行っております。また、リストをもとにしまして独自に嘱託徴収員さんも訪問して、折衝に行っているケースもございますので、よろしくをお願いします。

あと市税との関連でございますが、基本的には国保の滞納世帯に市税があれば一緒にいただいくというのが基本でございますが、先ほど言いましたように、督促状を発送したリスト等をお渡しして、余裕があればそちらの方も回っていただいております。

**○11番（真野和久君）**

今説明がございましたが、基本的に過年度分の滞納に関して、収納課の職員とまず最初に回って、その後、引き継ぎで嘱託職員さんが毎月回って徴収をするという話でしたが、これも結局

は報償金に含まれるのかというのがまず1点。

それから、市税の問題についてですけれども、振り分けるという話をしましたが、振り分け方を詳しくもう一度。まず国保優先でやって、その後で市税についてもという形なのか、あるいは滞納されている方と相談して、今回納めていただく金額の中のこの分は国保だよ、この分は市税だよという形で、その場で振り分けてもらうのか、具体的にそのあたりをどのようにしているかお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、まず現年度分がきちっと納まることが基本だと思うんですが、現年度分が納められていないうちから、過年度分まで約束しているから、それぞれ毎月ちゃんと払ってくださいという形になってしまっているのか、例えば過年度分の滞納を支払いながらも、今回新たに現年度分が滞納になった場合には、まず現年度分について優先的に充てんをするのか、そのあたりの具体的な指示について答弁をお願いします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

まず税の振り分けでございますが、国保の徴収の際に市税もということになっていただく場合につきましては、国保をいただいて、その後に市税もそこにあればいただくという格好でございますので、例えば二つ三つの税があって、これだけ出すから三つに割ってくれというあれがあれば、それは納税者の方とのお話のもとで進めることでございまして、基本的には国保税が優先ということで御理解をいただきたいと思えます。

**○収納担当部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

過年度もそうでございますが、現年度の徴収率をいかに上げるかと。今、全国的に現年度の未収を減らすというのがいろんな大きな自治体でやっておることございまして、愛西市につきましても、過年度分もそうでございますが、やはり新年に入った1期・2期滞納になりますと、そういった新しい方につきましても、早いところ納めていただくように、現在進めておるのが現状でございます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、22番・永井千年議員、どうぞ。

**○22番（永井千年君）**

それでは、歳入の後期高齢者支援金負担金、歳出の後期高齢者支援金、7ページと11ページ、それぞれ21年度当初に2億8,310万5,000円から追加で1,235万1,000円、歳出の方が8億3,252万円から追加で3,632万7,000円というふうになっておりますが、この追加積算についてわかるように説明いただけるでしょうか、その1点です。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

後期高齢者支援金の関係でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険の加入者数に後期高齢者支援金の加入者1人当たりの負担額ということで、これにつきましては、医療費の増加によるもので、支援金の額が確定してきたものでございます。当初におきましては人数が2万800人で、1人当たりが4万円で計算をしておりましたが、実際には2万39人で、1人

当たりが4万3,323円というふうになってまいりました。それに伴いまして、病床転換支援金につきましても、金額が25円から34円77銭というふうに確定をされてきましたので、これに伴いまして今回補正をお願いさせていただいておるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第66号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第66号：平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第67号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第67号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第68号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第68号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第69号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第69号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第

2号) についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

22番・永井千年議員、どうぞ。

**○22番（永井千年君）**

それでは、10ページの農業集落排水台帳データ処理・システム更新委託料について、4,692万4,000円の積算、なぜ今回このシステム更新が必要になってきているのか、わかりやすく説明してください。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

現在の農業集落排水事業等の台帳整備の状況でございますけれど、本年度当初予算で計上させていただきました立田地区につきましては、合併後に完了しました立田地区9地区、それから八開1地区につきましては下水道台帳システムに現在整備済み、もしくは整備をするところでございます。残る合併前に完了しました佐屋地区4地区、それから佐織地区3地区、八開6地区につきましては紙ベースでの台帳となっておりますので、将来、愛西市の公共下水道事業並びに集排事業、コミュニティ・プラント事業等の下水道台帳の整備を市費を使ってでも電子化で一本化したいということで、順次整備をしていかなければならないと考えておりましたところでございますが、今回の国の景気対策の一環としまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのがございまして、今回、補正を計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

**○22番（永井千年君）**

それによって管理組合の業務、あるいはそれぞれ利用者にとってどういう利便性が出てくるのか、もうちょっと説明していただけませんか。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

先ほども申し上げましたように、現在、紙ベースでの地図、配管図になってございますので、一々検索するのに大変手間と時間がかかりますので、これを電子化することによりまして、パソコン上で素早く検索ができるようになるものでございまして、直接利用者の方にこれこれのメリットがあるというものではございませんけれど、よろしくお願いたします。管理組合さんにつきましても、検索をしていただきたいときに素早くできるのがメリットかなと思いますけれど、以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第70号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第70号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号) についてを議題と、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・認定第1号：平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

認定第1号：平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、全般でありますけれども、業務委託を民間・NPOなどにされている各事業の決算はどのように精査されているのか、決算根拠はあるのか、この点についてお尋ねをします。

○企画部長（石原 光君）

全般というとらえ方の中で、私の方からまず最初にお答えをしたいと思います。

議員の方から御質問がございました業務委託の関係でございますけれども、これはそれぞれ業務の仕様書的なものを作成いたしまして、指示をし、当然その業務が完了しますと、成果表とか、あるいは完了報告書というものが市の方へ提出されます。それに基づき、仕様書と成果表が正しいかどうかというものをチェックいたします。したがって、これは当然委託業務も工事と同様に、完了に伴いましてそれぞれ各担当課において検査をし、業務が適切に執行されているかどうか確認した上で執行しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

福祉部におきましても、NPO法人、あるいは社会福祉協議会等、委託事業を行っておるわけでございますが、それぞれ共通で取り扱いをさせていただいておりますが、年度当初の委託契約によりまして、毎月の報告、あるいは年度ごとの報告、それから時には現地に出向いたりいたしまして委託料の精査をしております。その中で、委託契約によりまして、年度の委託費に余剰が出れば返還していただくといったことで取り扱いをさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

一般会計の決算について、何点か質問させていただきます。

最初に、概要書36ページの公有財産台帳整備委託についてお伺ひいたします。

平成18年に市長はバランスシートの公表をしていくと議会で答弁されておりますが、土地などの固定資産の評価が未完成であって、公表がおくれているのではないかと私を思っているわけですが、現在抱えている財産評価の課題と進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

2番目は、37ページの情報公開審査会の委員報酬についてお伺いをいたします。

情報公開に対するスタンスというのは市が決めていくものですが、以前私も、不服申し立てがあった場合、口頭で審査会の方で意見陳述ができるようにしてはどうかということを経験して取り上げたことがあるんですけど、この後、審議会の方の議事録を見てみると、「異議申し立てを認めるのかの判断については、間違いを起こさず、客観的に判断するに当たっての意見伝達方法は、書面により行うのが一番である。それでなお足りず、口頭意見陳述を行う必要性はほとんどないであろう。意見書の内容の補足として確認が必要な場合、質問をして答えていただくことはあるだろうが、意見の陳述は望んでいない。その意見に賛同しかねる」といった議事録が残っております。審議会にこうした意見があったわけですが、私は、開かれた情報公開が原則であるというスタンスから考えると、ちょっとこの意見には賛同しかねるわけなんですけれども、市としてこうした意見を受け、どのような判断をしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、概要書の49ページの障害者タクシー扶助、その後に高齢者タクシー扶助があります。この資料の中では交付者数が示されておりますが、実際にこういった扶助がいただける対象者人数は何人なのか、お聞かせください。

それから概要書の61ページ、次世代育成支援行動計画策定事業についてお伺いをいたします。

NPOとの協働というのは、市長が推進されていることでもありますが、市自身が、法人格があるなしにかかわらず、市内にどんな市民団体とか市民グループがあるかをつかんでいないというのが現状ではないだろうかというふうに思っております。先日、近隣の自治体を訪れたときに、この計画を策定するときに、初めて市内のNPOとか、そういったグループを集めて計画についての意見を聞いたと。それで初めて市内にこんなにたくさん活動していらっしゃる方があったんだということを知ったと、大変よかったというお話をいただきました。知らなければ市民との協働もNPOとの協働も始まらないわけなんですけれども、こうした会議を企画するというのは、市民団体同士のつながりもできていくというメリットもあるので、ぜひこうした進め方を今後していただきたいと思いますが、愛西市では、今後どのような計画づくりで、どのような進め方をしていくのか、今後のことについてお伺いをしたいと思います。

それから、65ページの保育園費についてお伺いをしたいと思います。

きょうも中日新聞に、待機児童が前年比で3割増しているという記事が載っていました。愛西市においては定員がかなり余裕があって、待機はないだろうというふうに思っておりますけれども、民間保育園を含めて、経済的に厳しい状況になってからの園児数の推移というのはどのように変わってきているのか、状況についてお伺いをしたいと思います。

それからまた、ゼロ歳児から2歳児までの預かり園児数の増加というものが、女性の社会進出の整備が愛西市に整っているかどうかの目安になると同時に、ゼロ歳児の預かりが多いということは、育休の普及が企業で進んでいない目安でもあるというふうに私は考えているわけですが、愛西市において、ゼロ歳から2歳児の保育の経年的な推移・傾向についてお伺いをしたいと思います。

それから、65ページの児童館費と子育て支援センターの費用についてお伺いをしたいと思います。

私は、女性の働く機会をふやすということで、働く女性の病児病後児保育の預かりのサポートを愛知県下でしているわけなんですけれども、夫の残業が減って、自分も働きに出ないとやっていけない。仕事探しをしたいので、その間子供を見てほしいとか、また母子家庭からは、子供がインフルエンザになったので預かってほしいと。2人子供がいる。多分続けて熱が出るだろうから、2週間ぐらいは休まねばならない。首になってしまうから何とかしてほしいといった切実な相談が私の方に舞い込んできているわけなんですけれども、愛西市においてNPOなどの協力を得て学童クラブが進められているわけなんですけれども、定員数と学童クラブの児童数、そして現状の定員で足りているのかということも含めて、御説明いただきたいと思います。

それから、1点、家庭相談員、虐待等防止について、大変愛西市ではこの間積極的に活動してくださってきておりますけれども、不安を抱えた保護者というのは大変多くて、保健センターの方にも大変相談が舞い込んでいて、保健センターも大変な状況かと思っておりますけれども、取り扱っている事案の特徴と件数についてお伺いをしたいと思います。

それから、概要書の74ページのごみ処理費についてお伺いをしたいと思います。

合併後、愛西市の可燃ごみが、平成18年が9,809トン、19年が1万85トン、20年度が1万124トンと、ふえ続けていると思います。粗大ごみとか不燃ごみも他の町村と比べると多いように感じますが、愛西市のごみ排出量の推移とごみ処理費、いろいろ収集運搬からすべてあると思うんですけれども、ごみに関する処理費の経年推移についてお伺いをしたい。また、その数値からどんな課題があると考えられるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから概要書の85ページ、農用地利用計画策定の委託料についてお伺いをしたいと思っておりますけれども、昨日、旧4町村の農用地利用計画を見せていただいたわけなんですけれども、旧佐屋町は平成12年につくられて、立田村は13年、八開村は平成11年、そして旧佐織町は平成4年に策定されております。農振法の基本方針に示されているのは、5年ごとに計画を見直すことになっております。佐織町については平成4年につくられて、そのままになっていたわけで、合併してすぐに取りかからなければならない、見直しすべき計画であったろうと思っておりますけれども、今回、計画策定が大変おくれたわけなんですけれども、なぜこんなにおくれたしまったのか、そしてなぜこの時期に策定に至ったのか、その経緯と今後のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

それから、概要書の92ページの商工会の補助金についてお伺いをいたします。

商工会が今どれぐらいの事業規模になっているのかということでお聞きしたいんですけれど

も、商工会の収入源の主な金額、それから愛西市の補助金が占める割合についてお聞きしたい。  
また、その補助金が具体的にどんなものに使われているのか、大まかに商工会の現状についてお伺いをしたいと思います。

それから95ページ、道路維持費の工事請負費についてお伺いをしたいと思います。

先日、建設課の方に伺いまして、道路工事や側溝工事につきましては、幹線道路以外の工事については、毎年総代さんを通して文書で申請された事案について、地域で不公平がないように工事箇所を決めていくんだという説明を受けました。今年度もそういった方針でいくということなんですけれども、昨年度の工事の中で、総代以外からの要望はどんなものがあったか、具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、106ページの教育委員の報酬についてお伺いいたします。

教育委員会の果たしている役割についてお聞きしたいと思います。先日、全員協議会の方で、学校で暴力問題があったという報告がありました。私は、こういった警察に通報することによって厳しい処分を受けることを想定せずに被害届が提出されたということをお聞きして、正直大変驚いたわけです。私たちの子供のころ、そして私がまだ子育てをしているころには、極力教育の場に警察を入れないといったことが基本であったろうと思っておりまして、今もそういった傾向が続いているというふうに思っております。こういった警察に任せねばならないような事案が出た場合、各学校で判断しているのか、それとも教育委員会で市の教育方針として決定しているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、バランスシートとの関係と、それから財産整理の課題、バランスシートは財政課の方の所管になっていきますし、財産台帳の関係につきましては、昨年までの経緯がありますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まずバランスシートの公表の関係でございますけれども、当初、ことしの6月にも御質問をいただいたと思っておりますけれども、秋ぐらいには公表したいという考え方でございました。ですけれども、現在は総務の方で資産の洗い出し等の作業、いわゆる調整が今進められておる状況の中で、このバランスシートの公表については、一応年内には公表をしていきたいという考え方で現時点ではおります。

そして、財産整理の課題と進捗状況の関係でございますけれども、今、総務の財産担当の方で進めておってもらうわけですが、昨年度の状況というのは、概要書にも書いてあるとおりです。今年度の状況につきましては、インフラ資産の洗い出しといいますか、道・水路を含めまして、公園とかいろんな建物も含めましての洗い出しを今現在しております。そして、今後、土地・建物の評価をどうするかということで整理していく形になるかと思っております。現時点でその手法についてこうだということについてはちょっとお答えできませんけれども、おいおいそんなような形で作業を進めていくということになるかと考えております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、情報公開の関係で、判断基準はどんなものかということでございますけれど、

先ほど議員が質問の中で、情報公開審査会の方針的なものをおっしゃっていただいております。私どもといたしましては、その方針に沿って進めさせていただいております。なお、今年度から総務の方へ担当課が変わっておりますけれども、その気持ちは何ら変わっておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、民生関係についてお答えをさせていただきます。

まず、障害者タクシーの扶助費並びに高齢者タクシー扶助費の対象者でございますが、障害者の関係につきましては、身体障害者1から3級、知的障害者A・B、精神障害者1から3級、被爆者手帳をお持ちの方ということで、合計で2,096名でございます。こちらは個人が対象になっております。

それから高齢者の関係でございますが、高齢者は独居老人並びに高齢者世帯ということでございまして、独居老人が1,241人、高齢者世帯は1,939世帯で3,933人ということでございます。

それから、次世代育成支援行動計画策定事業でございますが、NPO等の市民グループの意見をということでございます。現在、国の参酌標準等に基づきまして案を作成しておる段階でございまして、昨年度におきましてアンケート、それから児童館等での保護者とのヒアリング等を行いまして、その結果と、今現在そういった国の標準等も交えた中で案をつくっているという状況でございます。市民団体の意見等をということでございますが、今後の参考とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、保育園費の関係でございますが、ゼロ歳から2歳児の経年の推移でございますが、合計で申し上げますと、4月1日現在で申し上げます。平成17年4月1日が421名、平成18年4月1日が378名、平成19年4月1日が392名、平成20年4月1日が369名、平成21年4月1日が398名ということで、大体400人前後のところ推移をしているのが状況でございます。

乳児につきましては、やはり途中で入園を希望される方もございますが、私どもといたしましては、できるだけ受け入れるような体制をとって、時には、入れない場合におきましては、大きくなった子を上のクラスに上げてとか、そんないろんな工夫をしながら受け入れているような状況でございます。経済情勢が厳しいということでございまして、やはり保育園の方でも居残りがふえてきたりとか、土曜日につきましては時間当たりの賃金が高いというようなことで、土曜日に預けて仕事に行かれるといった方がおられまして、やはりそういったところに不況の影響があらわれてきているんだなということを感じているところでございます。

それから、児童館、子育て支援センターでございますが、定員と入所児童、定員内でおさまっているところもありますし、例えば佐屋児童館につきましては30名のところ54名、それから西児童館につきましては20名のところ48名、市江児童館が20名のところ13名、永和児童館が20名のところ37名、南部子育て支援センターは30名で23名の入所、それから北部の子育て支援センターが30名で29名、勝幡児童館が20名で30名、草平児童館が30名で39名、開治子育て支援センターが25名ですが4名、北河田が35名のうち22名の入所、西川端が35名で21名の入所、それから八輪子育て支援センターが25名で9名の入所。以下、補助事業で行っていただいている関

係ですけど、町方クラブの方で12名、佐屋地区のふれあい館ですが29名、ほのぼの児童館は休みのみの利用ということになっております。今申し上げた数字は4月1日平日の利用者で、夏休み等の長期休暇につきましては、また別途申し込みをいただいておりますので、この人数よりふえてくるという状況でございます。定員以上、倍以上のところもございますが、職員等をふやしまして、できるだけ利用者の希望に沿うように、今のところ待機はございませんが、できるだけそういった形で対応していきたいというふうに思っております。

それから、家庭相談員の件でございますが、年度別の相談件数でございますが、平成18年度におきましては124件の相談がありまして、そのうちの虐待件数は20件、平成19年度におきましては135件の相談のうち62件が虐待件数、それから平成20年度におきましては127件のうち70件が虐待件数ということで、相当そういった家庭がふえているという状況でございます。私どもも、ケース検討、毎月の実務者会議、私も時間があれば出させていただいておるわけですが、保護者の方のいろんな状況、養育能力といいますか、そういったことの疑問を感じる方、あるいは精神的に少し心配な方、いろんな方がございますので、いろいろきめ細かな対応が必要ではないかなということを感じている状況でございます。福祉部は以上でございます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からごみ処理に関することについてお答えをさせていただきます。

まず、ごみの搬出状況でございますが、可燃ごみにつきましては、先ほど吉川議員言われたとおりでございます。あと事業系につきましては年々減ってきておりまして、トータルでいきますと、平成18年度が1万9,187トン、平成19年度が1万9,141トン、平成20年度が1万8,441トンということで、1人当たりの搬出量にいたしますとほぼ横ばい、若干下がっているかなというふうに思っております。

処理費の関係でございますが、これは組合への負担金等含めまして処理にかかる費用でございます。平成18年度が11億732万9,000円、19年度が11億5,733万9,000円、20年度が11億6,154万6,000円ということで、若干伸びております。これにつきましては、組合等の負担金が大きな要因となってきております。また、ごみにつきましてはこのような状況でございますが、やはり資源ごみの回収の方に力を入れ、ごみの減量という観点から、ことしの10月1日から、協力していただけるお店に対しまして、レジ袋の削減の協力店という協定を結ばせていただいておりますので、ごみについては市民の方にPRをして、資源に回していただく、持ち帰るごみを少なくするという観点から、今後もそういうことに力を入れていきたいと、このように考えております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管にかかわるものをお答えさせていただきます。

まず、農用地利用計画策定の経緯ということでお尋ねでございますが、これにつきましては、農業と農業以外の土地利用の調整を行いながら、今後の長期にわたっての総合的な農業の振興を図るべき地域を明らかにして、その地域に農業施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効性と農業の健全な発展を図ることを目的とするものであります。したがいまし

て、この計画を策定する上で、上位計画であります市の総合計画、また都市計画マスタープランに即したものになっていなければなりませんので、土地利用に関する部分について、これらのものと整合性を図りながらということとで現在進めているところの経緯でございます。

それで、今後のスケジュールについてということでもお聞きでございますが、これにつきましては、20年度では計画の作成に当たりまして農業経営の実態を把握することと、今後の農業振興を図っていくための基礎資料となるもの、農業従事者を対象とするアンケートを実施して基礎資料を作成したところでありまして、それで、21年度では、こういったものをもとにしまして、総合的な土地利用の計画及び図面の整備をして、この20・21年度で計画書を策定するもので、これがスケジュールの御回答になろうかと思っております。

それから、商工会の収入の関係でお聞きでございますが、会員からの会費が1,784万3,000円、国・県補助金が6,250万2,000円、市からの補助金が5,820万6,000円、それから記帳指導等、こういった関係の手数料として774万8,000円、それから中小企業共済とかごみ袋の取り扱い等の受託料として1,828万4,000円。

それで、愛西市の補助金の納める割合をお聞きでございますが、これにつきましては27.6%で、これの用途につきましては、人件費と桜まつりの事業費に充てているのが実情でございます。

それから、概要書の95ページの関係でお聞きでございますが、総代さん以外からというお話でございますが、これにつきましては、家の前の側溝ぶたが割れているとか、道路に穴があいて危険であるとか、そういった要望というか、申し入れと申し上げた方がよろしいか、そういったものが該当するという形になろうかと思っております。これらのものにつきましては、道路の緊急修繕工事ということで対処させていただいております。以上です。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から、子供たちの非行による警察の関与についてということでお答えさせていただきます。

非行の内容、また場所等によって大きく取り扱いが違ってまいります。学校内においては、直ちに警察を介入させるのではなく、何度も本人への生活指導を行い、また保護者との話し合いを第一にということとで進めておるのが現状でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

順次再度質問させていただきます。

最初にバランスシートについて御答弁をいただいたわけなんですけれども、これは要望なんですけれども、やはり市の財政というのは、市民からすると本当にわかりにくいものです。インフラの洗い出しをして、これをどう評価していくかということについては、多分総務省方式だけでは大変不十分であり、さまざまな市独自の工夫が必要ではないかと思っておりますので、ぜひ知恵を絞って、市民にもよくわかる資料づくりに努力していただきたいというふうにお願ひしておきます。

次に情報公開審査会の件ですけれども、審査会の方でこのような意見が出たから、こういった方針でいくというような御意見が出ました。私は、こういった審査会とか審議会といったものは、市の諮問機関でありますので、こういった方針でやっていくのかというのは市が決めていく。こちらで出た意見というのは参考意見であるというふうに私は認識をしております。こういった場所ですべてが決まっていたならば、行政も議会も要らないわけですので、それは参考意見にすぎない。情報公開の異議申し立てについて、あれは答申でありまして、決定ではないわけでございます。

そういった点で、今回のこういった判断を市がされたということについて、少し私の意見を述べさせていただくわけですが、私は、前にもお話ししたように、愛知県の情報公開審査会には異議申し立てをして、口頭での意見陳述を求めてそういったことをしたことがございます。そのときには、写真とか今まで集めた記録等を持って行って、委員の方々が並んでいらっしゃるところで私は説明をさせていただきました。その中で、個人情報保護よりも県民の財産や命を守る方が優先するんだという判断を最終的に情報公開審査会が答申されたわけですけれども、このときに私が口頭陳述をしたことによって審査会の方が判断を間違ったということは、私はあり得ないであろうと。そのときに審査会の委員は、私は文書で結構詳しい文書も出し、そのときに資料も添付いたしました。にもかかわらず、その審査会ではいろいろ私に質問がありました。そういった面で、より多い情報の中で審査会の委員が判断されるということは、決して間違ったことではなくて、たくさんの材料から判断されるということで、私はそちらの方がいいやり方ではないかというふうに思っております。この間いろいろ調べてきたわけですけれども、ほかの市町村の中でも、審査会の設置の要綱とかにこういった不服申し立て、審査会の規則の中に口頭による意見陳述申立書の様式を定めていて、こういったことができるようになって自治体はかなりあります。そういったことも研究いただいて、検討し直しをしていただけないか、再度御答弁を求めたいと思います。

情報公開というのは公開が基本であって、その後は、個人情報とか出してはまずいものについては出さないというのが基本ですので、もう一度情報公開の基本に返って判断をし直していただきたいというふうに思います。

それから、次に民生費の方で障害者タクシー、それから高齢者タクシーの、先ほど対象の人数等をお聞きしたんですけれども、配付されている方々の人数に比べると、大変多い対象者がいるんだなということを今感じているわけですけれども、巡回バスの運行も始まって、こういった利用者への影響は何らかあるのか。

それから、この資料によると、高齢者タクシーは公共施設とか医療機関への利用というふうに書かれているんですけれども、利用目的が特定されているのか、またこういった広報がどのように積極的に行われているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと次世代育成の行動計画については、いろんな団体がさまざまな地域の情報を持っていますので、ぜひそういった情報を取り入れて計画づくりをしていただきたいということを要望しておきます。

それから保育園の関係ですけれども、やはり財政的に厳しくなってきた、中途の入園等、それから土曜日の利用がふえているということで、保育園だけではなく、かなり対策をとっていかねばいけないなというふうには思っているわけなんですけれども、この概要書で見ますと、定員に対して延べ園児数というか、どういった書き方でこういった数字になっているのかわかりませんが、こういった保育園で別途のサービスがあって、そういった人数もカウントされているのであれば、そういったものも教えていただきたいというふうに思います。

それから、民間の保育園でも同様の傾向が見られるのか。

それから、今後、愛西市において少子・高齢化に突入して、多分女性も働かざるを得ないような状況というのはどんどん進んでいくと思いますけれども、そういった保育園運営で予定している改革等がありましたら教えていただきたいと思います。

それから、学童クラブの件についてお伺いをしたいと思います。

特に佐屋地域でかなり定員オーバーというような状況になっていると、今お聞きして思ったわけなんですけれども、サポートする人はふえたとしても、場所をそれに合わせて広げることができないわけですが、どのような施設利用で工夫をされているのか、それをお聞きしたいと思います。やはりこちらについても、定員オーバーの状況というのは続いていくのかなということをおもいますが、一方、放課後子どもプランをしている北河田等については、かなり定員より少ないところもあるわけなんですけれども、放課後子どもプランを並行して実施しているところの傾向と、されていないところの傾向に特徴があれば教えていただきたい。それに対して今後どのような対策をとる予定であるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それからあと家庭相談員の虐待の事例が出ました。こちらについては、私の方にもいろんなお話が来ているわけなんですけれども、保健センターとぜひ連携をとってこちらの方の対策はお願いをしていきたいというふうに思っております。

あとごみ処理の費用なんですけれども、大体これで計算すると1世帯当たり1年に5万3,000円以上の金額がかかっているわけなんですけれども、何とかもう少し減らすような施策を展開していく必要があると。多分、事業系ごみは減っているんですけれども、家庭から出るごみは減っていないのではないかなというふうに思っておりますが、ペットボトルが一時有価で中国の方に輸出できていたと思いますけれども、今のペットボトルの現状、売価等含めて御説明をいただきたいと思います。

あと農用地利用計画策定の経緯についてですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

平成4年に旧佐織町が策定したままということで、愛知県の方からかなり指導もあったのではないかとこともぼつぼつ聞いているわけなんですけれども、具体的にどのような指導をこの間受けてきたのか、それに対してどのような説明を市がしてきたのか、その経緯についてお伺いをしたいと思います。

あと教育委員会について、これも要望なんですけれども、先生方が大変多忙であることは十分承知しております。私としては、事務処理等を大変先生方が抱えていて、子供とかかわる時間が大変少ないということも重々承知しているわけです。やはり事務処理の専門の職員を市か

ら派遣するなど、いろんな措置を講じていかねばならないなということは、今教育の現場を見ながら思うわけですが、今までこういった警察関与にまで至った事例というのはあったのか、その点について最後にお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず情報公開の関係でございますけれど、吉川議員、今までの自分の実績をもとに私どもの方に御意見をいただいたということで私は認識いたしております。本日の御意見に対しまして、私の一存で述べるのではなく、審議会にも本日の状況等も御提供させていただきたく思います。

それから、先ほど様式等も触れていただきました。この点につきましてもまた調べてまいりたいと思いますし、またお聞きするときにはよろしくお願ひしたいと存じます。

いずれにいたしましても、今がすべてというものではございませんので、自分たちは自分たちなりに、また審議会の意見も当然踏まえながら、適切な対応が求められておりますので、そういうようなこともよく念じて進めさせていただきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

巡回バスとタクシーのチケットの関係でございますが、20年度交付枚数は854枚でございます。今年度、7月末ではありますけれども848枚ということで、そんなに大きな違いはありません。ほとんどこのチケットは年度初めに出てしまいますので、大きく変わりはないというふうに思っております。ただ、9月以降、巡回バスがきめ細かく走るようになりましたので、その影響については、来年、もしくはもう一つ先の年のことを見ないと、ちょっとわからないかなというふうに思っております。

それから利用目的でございますが、一応要綱等にはおっしゃったように記載させていただいておりますが、厳密にそういったことを確認しているわけではございませんので、よろしくお願ひいたします。

それから保育園の関係でございますが、延べ園児数で記載をさせていただいておりますが、毎月変動があるものですから、どの月をとらえてということもなかなか書きづらいものですから、実績ということで延べ数で書かせていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、先ほど申し上げました数字ですけれども、民間保育園も含めた数字でございますので、同様の状況でございます。

それから、保育園改革の問題でございますが、先ほども申し上げましたように、いろんなニーズというのは、やはりその時々によって変わってまいりますので、保育園とそのあたりはよく協議をしながら、ニーズに沿った対応をしていくような形で進めていきたいと思っております。

それから学童の関係でございますが、佐屋地区の場合、佐屋につきましては一番最後に建てたものですから、児童クラブ室がございますし、それからボランティア室等もございます。ボランティア室も、ボランティアさんの母親クラブ等も利用するわけでございますが、そういったところも共用で使いながらやっております。それから永和児童館につきましては、防災コミ

ユニティセンターがございますので、そちらの方の活用もしております。西児童館につきましては、単体で使っておりますのでいろいろ苦勞している状況でございます。市江児童館につきましては、定員を下回っておりますので、何とか館の中でおさまっている、佐屋地区はそういった状況でございます。

それから、子どもプランとの関係でございますが、3児童館はことし始まったばかりでございます、定員を下回っておるわけでございますが、その辺のところはもう一、二年様子を見ると、児童クラブ、それから利用者の状況、放課後プランは5時まででございますので、その辺の利用者の状況なんかも見ながら、影響があるかどうかということは見ていきたいというふうに思っております。

それから、家庭相談員と保健センターとの連携の関係でございますが、実務者会議等にも保健センターの職員、あるいは津島保健所の保健師さんにもおいでいただいております、そちらの方との連携については今後も密にしていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

私の方からは、ペットボトルの関係ですが、確かに議員言われましたように、去年はかなりいい値段で買っていただきましたが、今年度につきましては、単価までちょっと覚えておりませんが、まだ今は逆有償ではなく、多少はいただけるというふうに思っております。

#### ○経済課長（大島兎雄君）

農用地の整備計画の関係でございますけれども、議員さん方御存じの、整備は5年をめどにということと言われております。合併していろんな問題があったと思っておりますけれども、早急に整備をしようということで県から承っております。ですから、昨年、今年度中に作成しまして、認可を受けまして、新しい市の整備計画ということで計画を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

従前はどうかという御質問でございましたが、愛西市、従前はございませんでした。

#### ○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時25分再開といたします。

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、11番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○11番（真野和久君）

それでは質問したいと思います。

決算について、まず最初に概要書14ページの市税及び固定資産税について、20年度、前年度から比べて、特に滞納状況などについて、その増減とか、それから滞納理由の変化などについて

て答弁をお願いしたいと思います。

それから2点目は、決算書の方ですが、46ページの新春交歓会についてですが、今年度は来年1月4日ということで日程が変わったわけですが、総務委員会等でも質問をいたしますが、市として交歓会をやる必要があるのかということについては非常に疑問もあるわけで、例えば津島市なんかでは商工会議所が行うとか、そういうこともやられている場合もありますので、市としての新春交歓会のあり方、それからその必要性について考え方をお願いしたいと思います。

それから、概要書31ページですけれども、交通安全啓発対策の中で、期間になるとのぼり旗が各地に立てられまして、そしてその中で啓発をされているわけですけれども、ところどころのぼり旗がガイドレールにくくられるということがあります。やはりガードレールのところは、特に歩道等が狭いところについては、歩行者の方とか、あるいは現状では今自転車がどうしても歩道を通ることになりますので、そういう中でひっかかって危ないんじゃないかというような声もありまして、そうした設置の仕方について、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですけれども、その点の考え方について説明をお願いしたいと思います。

それから、34ページの自主防災会補助金の関係ですけれども、自主防災会を各地域に100%つくっていくということが市としての目標であり課題というふうに考えております。特に立田地区等含めて、今年度に何とか達成したいというような話もありましたが、その状況についてを聞きたいとともに、やはり自主防災会がそれぞれ個々に活動をやっているのではなかなかその中の充実というのも難しいと思いますので、以前から、自主防災会の連絡協議会等をぜひともつくって、その中でさまざまな活動とか情報交換をすべきだという話をしてきました。市としては、まず100%つくることが前提だということで説明をされてきたわけですけれども、本当に100%できるのを待っていてどうなのかということもありますので、そうした点についてどうなのか、早急につくる方が大事じゃないかと思いますので、その点についてお願いをします。

それから、34ページの企画費の行政経営システム構築等支援委託料に関してです。

これまでもロジックモデルとか行政評価、事務事業評価などを市当局として内部で行ってきたと思いますが、それがなかなか我々の方にも示されてこないということがありますので、今どういうふうに事業評価を市の内部でして、それをどういうふうに検討しているのか、その点についてちゃんとしたものを出してもらおうということがまず大事だと思いますので、そこをどういうふうに今考えているのかについてお尋ねをしています。

それから、45ページの就労支援事業に関してですけれども、かなりさまざまな成果も上がっていると思いますけれども、今の現状と課題等についてお尋ねをしております。

それから45ページ、災害時要支援者支援計画については、先ほど宮本議員も質問をいたしました。計画では、ことしパブリックコメントをやって、ことしじゅうにつくるという話ではありますが、基本的な問題として、要支援者の計画そのものというのは、ことしのデータベース化のことについてもそうなんです。災害時というよりは、災害後に要支援者の状況がどう

なっているかを把握する方向についてはかなりシステマ的にもできると思うんですけども、災害時に支援をしていく、あるいは救出していくということになってくると、やはり地元との連携というのも非常に重要になってくるわけで、そうした点も含めた計画が現在どのようなになっているのかについて、説明をお願いしたいというふうに思っております。

それから90ページですが、排水路の維持工事についてですが、しゅんせつ要望というのはどんどんと今ふえていると思うんですけども、その増加が今どうなっているのかということと、それへの対応について今どうなっているか、現状をお願いします。

それから120ページの放課後子ども教室についてですが、これですべての小学校区に児童館及び子育て支援センターが完成したわけですが、放課後子ども教室はそれとして独自の役割もあると思うんですね。今現状として、子ども教室ですが、さまざまな企画等もやられていると思うんですけども、そういう企画がないときには、宿題を見たりとか、そういうことが中心になっちゃっているんじゃないかというふうに思っているんですけども、企画とか、そうしたものを含めた今の状況について、毎日をどういう形で子供たちが過ごしているのかについて、現状を教えてください。

それから、公債費の償還見通しについて、単年度分の償還表については我々の資料請求でもいただいておりますけれども、やはり今後合併特例債等も使いながら、斎場とか、あるいは給食センターというもので当然公債にかかわるものがふえてくるわけでありまして、大事なことは、今後10年、20年の中でどういう形で償還していくのかということをしっかり把握していくことが非常に大事になっていきますので、そうした今後の償還の見通し等についてとともに、償還表についてもぜひ公表していただきたいと思っておりますので、その点についてもお願いします。以上です。

#### ○収納担当部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

実績報告書の14ページにつきましては、税目別の徴収状況ということでございまして、未収入済額、それぞれの調定から収入とか不納欠損、そういったものを掲載させていただいております。

現年度分の未納額でございますが、市民税につきましては9,280万7,368円でございます。法人税175万7,500円、固定資産税8,980万5,691円、軽自動車税222万6,100円で、合計が1億8,659万6,659円でございます。滞納繰越分でございますが、こちらにつきましては市民税で1億9,843万2,934円、法人税で286万4,500円、固定資産税で2億5,187万6,380円、軽自動車税で394万8,051円で、合計が4億5,712万1,865円です。現年度分と滞納繰越分合わせますと、一般会計の収入未済額につきましては6億4,371万8,524円となりまして、前年度と比較しますと2,434万3,502円の増加ということでございます。この原因につきましては、事業の不振とか、景気低迷によりふえておるということでございます。

そして15ページの方をお願いします。こちらにつきましては、市税の不納欠損の理由ということで、一般会計の税でございまして、20年度につきましては6,719万2,075円を不納欠損させ

ていただきました。以上でございます。

○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、私の方からは新春交歓会のあり方ということでお答えをさせていただきます。

この新春交歓会につきましては、愛知県内では15の市で開催がなされております。交歓会の目的といたしましては、御案内とは思いますが、新しい年を迎えるに当たりまして、1年のさらなる発展を願って行っているものということで私ども理解をしております。

必要性でございますけれども、市議会議員の皆様を初めといたしまして、市政功労者の方とか、また各種団体の長を初め、一般市民の方に広くお集まりいただきまして、交流を深める意味においても有効な会であるというようなことで認識をしておるところでございます。今後におきましても続けてまいりたいと、このようなことで考えておるところでございます。

次に、交通安全の啓発のためののぼり旗の関係でございますけれども、私ども啓発旗というようなことで言っておりますが、この啓発旗につきましては、議員が質問の中でも言ってみえますように、立てておる場所によっては交通の妨げとなって、啓発がかえって危なくなっておるというようなところもございます。そういうようなことから、警察の方へ苦情の電話等も入ったりいたしておりまして、愛西市の安全協会の役員さん方に設置等をお願いしておる関係もございまして、地元の役員さんが目の届く範囲といえますか、管理できる範囲内での設置ということで、今日大分絞ってきております。そのほかにも各庁舎では担当が立てて管理をしておるところでございます。

それで、議員も言われていますように、そういうようなことを会議の席上でお話ししている中ではございますが、中には引き継ぎのまずさ等もあってわかりませんが、歩道と車道の間を、縁石ブロックでなく、ガードレールでやられているところもあります。そういうようなところに立てられることによって、かえって視野をふさいでおるというようなこともございますので、そういうようなところは、気がつけば職員がやったり、地域によっては役員さんにも連絡をいたしておりまして、立てるところについては慎重というか、かえって無駄になってはいけませんので、そういうようなことで注意を払ってお願いしているというのが現状でございます。

次に、自主防災会等の関係でございますけれども、防災会の補助金といたしましては、訓練をやっていただいたときの実績報告に合わせましての補助金を出しておりますし、立田地区と、あと佐屋地区のところはまだまだ未設置のところがございます。それで、昨年度におきましては、立田地区におきまして1町内、新右エ門新田でございますけど、そこで結成をしていただきました。昨年度は1組織だけございました。それで、今年度に入りまして、立田地区におきまして2町内、北条大成と、それから石田町の方でことしつくっていただきまして、今、立田地区としては14団体でございまして、未組織のところにおいては、佐屋地区で世帯の数値上からいきますと3組織、立田地区では15組織かなあと、そういうようなことで、あと八開、佐織についてはすべての組織率となっております。

協議会の設立の関係でございますけれども、議員が申されていたように、私どもとしては、

当初は全地域が結成してから考えたいというようなことを言うておりましたけれども、御案内のとおり、要援護者の支援計画の策定作業を進めておまして、今年度ででき上がるというようなことでございます。私どもといたしましては、こういうようなことで状況も変わってきておりますので、結成後においてはとにかく手をかけないかなあと、そういうようなこととございます。

ただ、一つだけ心配いたしておるのは、今年度の防災訓練で、市内で組織されておる自主防災会の方に一応全部防災訓練に参加していただきました。今回が初めて一堂に参加した訓練でございます。訓練においては、個々でやった方がいいという意見もございまして、町内会によっては、町内会が3組織、4組織に分かれているところもありますけれども、合体でやられているところもございまして、いずれにいたしましても、各地区によって自主防災会組織の温度差が、議員も御存じのようにあるわけでございます。そうかといって、要援護者の支援計画のことになると、自主防災会の皆様に御協力いただかなければ実質に動きませんので、そういうようなことも踏まえた中で、設立を早目にしていかなければならないというようなことで痛感しておるところでございます。私の方からは以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、行政経営システムの構築支援委託料の関係について御質問をいただいておりますので、お答えをいたします。

現状、評価がどうなっているんだと、公表についてはいつごろになるのかという御質問等でございますけれども、最終的に今の現状のロジックモデル、それから評価システム、そういったものの公表は、当然皆さん方市民に対しても公表しなければならないという考え方でおります。それで、公表をする前提で、市民の皆さん方に、ことしも1,000人を対象に生活感に対するアンケート、いわゆる満足度調査というものを実施しております。当然それを実施することによって、総合計画に位置づけられている指標に対しての市民のとらえ方が指標で出てくるわけです。そういったものも参考にしながら、実際今の事務事業というものが本当に有効なのかどうかというものを点検し、進めているのが現状です。当然そういった状況の中で、一応来年早々にもまた同じようなアンケートを実施します。そういった状況の中で、前年度に対して今年度の評価・指標というものが出てくるわけです。一応私どもとしては、23年度の予算編成、当然評価というものについては、事務事業が今後有効なのか、あるいは見直して新しい事業を新たに生み出すのか、そういった観点で整理をする形になりますので、20年度、これは取り組んだ当初の年度です。それから本年度、それから来年度、この3年間のアンケートから導き出された指標をもとに、そういった状況の中で評価シートとどう比較ができるのかといったものも含めまして、23年度の予算にどう反映していくのかということも含めて、一応23年の当初予算、議会の方へ上程する段階にはきちっと公表していきたいなということで、今現時点では考えております。当然、内容につきましても、新規事業の提案もありますし、それから中にはいろんな指標・評価をやった中で事業の改善も出てきます。あるいは今まで4町村が継続した事務事業というものを廃止するというようなものも出てくる可能性もありますので、そういった

ものについてはきちっと理由を添えて公表していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは、就労生活支援事業の関係と災害時要援護者支援計画の関係についてお答えをさせていただきます。

まず就労生活支援事業の成果と課題でございますが、19年度から始めたわけでございますが、就職につながった人数でございますが、19年度が13人、20年度が14人、今年度も既に数名が就職をしているという状況でございます。

主な就職先でございますが、市内の三つのスーパーに採用が決まった人につきましては、野菜を切ったりですとか商品の袋詰めなど、どちらかというバックヤードの方での仕事が主な内容でございます。それから津島市内の高校でございますが、清掃用務で採用もしていただいております。それから水耕栽培をしている農家の方については、水耕栽培のお手伝いということで採用をいただいております。製造業は少ない状況であります。就労についてはそういった状況ですけれども、それ以外に、特に精神の方ですけれども、今まではそういった相談をする先がなくて、家にじっとしていたというような状況がございまして、そういった方が相談に見えられることになりまして、非常に喜んでいただいております。それから、長いこと閉じこもりの方につきましては、すぐ就労というわけにもいきませんので、そういった方の訓練等も実施をいたしておりますので、そういったことも成果に上げられるのではないかなというふうに思っております。

それから課題でございますが、やはり企業さんの景気に左右されるということがあります。昨年の10月以降、採用していただける企業開拓が難しいという状況があります。それから、継続して雇用されるというのが難しい状況にあります。こういった方を採用していただくと助成金が出るわけですけれども、この助成金が1年半で打ち切られるというようなことで、そうなりますと企業の方がちょっと二の足を踏むような状況も見られます。それと家族の問題ですね。せっかく就職をしてくれましたので、家族が一生懸命サポートしていただけるといいわけですけれども、そういった親ばかりではなくて、逆に親さんのサポートもしないといけないというふうな状況もございまして、家族の問題も大きく影響しております。それと本人の問題ですね。先ほど言いましたように、閉じこもっていた人たちについては、ある程度訓練をしたりして送り出すわけでございますが、やはり初めて就職する方については、職場になじめないですとか、仕事に対する適応の状況、そういったことがありまして、なかなか継続して雇用されるのが難しいということもございまして、そういう状況でございます。

それから、災害時要援護者支援計画の地元との連携でございますが、私どもの計画の中にも、避難支援体制ということで、平常時における支援体制の項目を設けております。その中では、やはり自主防災会、隣近所との声かけについて、日ごろからコミュニティーづくりを進めていくというようなことも盛り込んでございまして、平常時には見守り体制を何とか構築していきたい、そういうことを考えているところでございます。福祉部の関係は以上でございます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは排水路維持工事のしゅんせつの要望の関係でお答えをさせていただきます。

議員お聞きの関係ですが、平成20年度の要望箇所につきましては、114カ所のうち実施をいたしましたのが48カ所、それから平成19年度につきましては、90カ所を要望いただきまして実施しましたのが41カ所、平成18年度に要望いただきましたのは116カ所でございます、実施いたしましたのは52カ所でございます。

議員、増加の傾向でというふうな御質問の趣旨の中でお話があったわけですが、金額的にしますとずうっと落ちてきておりまして、90ページに記載の20年度の2,378万8,800円という数字は、19年度や18年度に比べますと数字的には落ちております。

それと、あとこういった関係につきましては、総代さんからの要望箇所を職員が現地を全部当たります。当市のほとんどが下水道の整備がしてないといっても過言ではないような地域でございますので、住宅地の周辺のヘドロ堆積といったものをバキュームカーでしゅんせつしているというのが実情であります。要望の中には、全く農地のど真ん中であるようなところの水路の堆積土と言われるものを対処してほしいといったものもございまして、こういったものにつきましては、今回の工事の趣旨にそぐわないということで、こういったところについては各地区でえざらえとして実施していただくようお願いをいたしてございます。その関係で要望箇所と実施箇所の数字の差異があるというふうに御理解をいただければありがたいと思います。以上でございます。

### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から放課後子ども教室の件についてお答えをさせていただきます。

この放課後子ども教室につきましては、教室によって多少差異がございまして、まず佐屋小学校を御説明申し上げます。佐屋小学校につきましては、週1回、土曜日ということで、教室内容も文化クラブ、スポーツクラブ等、計15団体をお願いをいたしまして、1回から10回程度のコースになっております。例えば和太鼓教室というような形で実施をされておるわけでございます。15団体もございまして、少し私の記憶も定かではございませんので、後ほど教室の内容についてはお示しをしたいと思いますと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また八輪小学校、北河田小学校、西川端小学校につきましては、月曜日から金曜日ということで、授業終了後から5時までということで実施をいたしております。ここも学習アドバイザーが指導をしておるわけでございますが、これもやはり指導者の得意・不得意がございまして、それぞれ少しずつ違っておったと思っておりますので、また内容については後日お知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、公債費の償還見通しの関係についてお答えをさせていただきます。

まず20年度の起債、いわゆる借入分までで、一般会計の今後の償還金額的なものを出してみました。それで、償還額のピークにつきましては、今の償還計画表でいきますと、平成23年度

で約16億円、それ以降、償還が毎年始まっていますので、当然減少していくわけでございますが、平成27年度で約13億円、平成32年度で約8億4,000万円という償還額の推移になっていくんじゃないかなと、現時点ですけれども。ただ、当然平成21年度以降の起債といいますか、借り入れ状況により今後の見通しが変わってきますので、今の数字というのは当然変わってきます。そういう前提で御理解を賜りたいと思います。

そして、議員の方からお話がありました単年度の分については、今回、当の資料としてお渡しをしておりますけれども、一応トータルのなもの、例えば20年度から、今現状として20年先ということでは49年度までの償還計画表があるわけでございまして、それを一覧表にするということになりますと、若干加工しなければなりませんので、配付をするという前提で資料の方を作成させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

**○11番（真野和久君）**

それでは、数点、再質問をしていきたいと思ひます。

交歓会の件については、一般市民の方もという話がありましたが、団体の役員等ではない、あるいは総代さんとか地元の役員さんではない、いわゆる一般市民の方というのはどのぐらい参加されているのかというのが気になるのですが、そうした点はどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、のぼり旗については、ぜひ今後も継続してチェックしてください。

それから自主防災会に関してですけれども、やはり自主防災会での防災訓練等をどういうふうにやっていくのか、あるいは自主防災会としての活動をどうしなければならないのかについては、そうしたことをしっかりと啓発していかないと、今のままだと毎年同じような訓練をやっておしまいというような状況になりかねないと思ひますので、そういった点からも、やはり連絡協議会等を通じながらそうした啓発等もやっていくことが大事だというふうに思っておりますので、その点でも早める必要があるということであれば、時期をしっかりと確定しながら、そのために具体的な内容等も詰めていってほしいと思ひますので、その点を考えていただきたいと思ひます。その点について答弁をお願いしたいと思います。

それから、ロジックモデルについては、やはり3年越しになってくるということであると、今の現状というのも大事だと思うんで、現状について、本当に中間的なものでもいいですので、できれば出していただきたいというふうに思ひますので、そうした点についてどうかということについて聞きます。

それから、災害時要支援者の関係ですけれども、平常時支援ということでの自主防災会、先

ほどの自主防災会組織との関係ともかかわってきますけれども、やはり自主防災会とか地域の協力をどう具体化していくのかということが大きな課題ですし、そこら辺が一番難しい問題でもあるんですが、その点について計画の中でどのようにしていくのかについて、もし今のところで具体的なことがあれば、答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、子ども教室については、これから資料を出していただくというのでは、全然こちらとしても質問ができませんが、委員会でまた質問したいと思いますので、早急に資料を出してください。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

新春交歓会の一般市民の方がどのぐらいお見えになっているかというようなお尋ねだと思いますけれども、各種団体の長の皆様にも御案内をさせていただいております。そういう中で、お1人でお見えになるという方はほとんどないというのを見受けております。例えば総代さんがお見えになるということになりますと、総代さんだけでなく、地域で呼びかけられて、例えば車に乗り合わせたり、また団体でいきますと、正・副会長さんを問わず呼びかけられたりして、行ける人には行ってくださいというようなこととか、たまにごくまれではございますが、広報で新春交歓会の案内が載ったんだけど、私は何の役もないけれど、行ってもよろしいでしょうかというようなことも聞かれるわけです。何もそんなこと遠慮することないから、ぜひぜひおいでくださいと、そうやってお答えしておるようなことでもございまして、一般市民というどの程度把握ということになると、ちょっと人数までははかり切れませんが、毎年数量的に大きな変化等はございません。

それから防災訓練での関係で、連絡協議会をつくって、連携をとってすべきじゃないかというような御提案でございます。これについては、例えば防災訓練を各自主防ごとにおやりになる場合においても、昨年はこういうことをやったので、ことしは別なものをやろうかというような相談がけもあるわけでございます。そういうような中でお互いに進めておっていただくわけでございますけれど、各地区には、真野議員も含めて、防災にも精通してみえる方もございますので、皆様方のお知恵を拝借しながら決めていかなければというようなことで思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

行政経営システムの関係ですけれども、お気持ちは十分理解しておるつもりです。決して私ども先送りをしているつもりはありません。ただ、この評価の仕方というのは、総合計画、あるいは行政改革でもそうでございますけれども、今の市のスタンスというものが、どこの市町でもそうでしょうけれども、PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクション、そういったものを踏まえた中で検証評価というものをやっておりますので、先ほど私申し上げましたように、来年早々にまた1,000人を対象に市民の皆さん方にアンケートをとりたくと、そういったことを申し上げました。やはり公表する形においては、そういった指標というものをきちっと掌握した中で皆さんに公表していきたいと。ただ、議員おっしゃることもよくわかりますので、今のところ市の考え方としては、先ほど申し上げた時期に公表したいというふうに考えており

ますけれども、それ前に多少なりとも中間的な報告ができれば、また御報告させていただきたいというふうに考えております。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、災害時要援護者の地元との連携について、具体的にどういうふうに進めていくかということですが、現在、プランの中で名簿の整備から支援体制の構築までのイメージを描いておりますが、その中の案ではございますが、まず今回データベース化をお願いしておりますのは、行政機関が持っている情報でございますが、この中から地元におろしてもいいかどうかという、そういった同意を確認する必要があるかと思っておりますので、そういったことを今後プランができたらしめていきたいというふうに思っております。ひとり暮らし、高齢者等につきましては、民生委員さんによる聞き取りですとか、封書等によって確認をさせていただきつくりをしております。名簿を、同意された方の名簿と同意をしていただけなかった方の名簿に分けていきたいというふうに思っております。もちろん自主防の方にも、個人情報に関することでございますので取り扱いについては協定書等を結びまして、きちっとしていただくような事前の対策はしておきますが、そういった同意をされた方につきましては、自主防と共有をいたしまして、日ごろから避難情報の伝達、安否確認、避難支援等の訓練等を実施いたしまして、また日常からのコミュニティーづくりにも役立てていただくように考えております。それから、未同意の方でございますが、こちらにつきましては、緊急時に安否確認等の必要がございますので、すぐに地元におろせるような体制で保管をしておりまして、いざというときに自主防に提供して、その後、災害の対応が済んだら返していただく、そういったようなことになろうかということで、全体のイメージとしてはそんな案でもって考えているところでございます。

#### ○議長（加賀 博君）

ここでお願いいたします。質問・答弁は明瞭・簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、22番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○22番（永井千年君）

明瞭・簡潔に、できるだけ短くやりたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

まず、職員の時間外勤務時間数と年休取得の状況について、課別の差があるのではないかと、この現状をどう見ているかということについてお尋ねします。

平均でいいますと、時間外101時間、有給休暇9.6日を取得していますが、これは昨年と比べてどうか。私が見たところ、例えば佐織保育園の有休取得3.6日とか消防署の5.9日、のぞみ作業所の5.0などは大変気になります。年休取得がなかなかふえない原因をどのように考えているのかお尋ねします。

二つ目に、臨時職員数と勤務時間数の前年度比較についてお尋ねいたします。

臨時職員169人の勤務時間数、週1時間の消費生活相談員から35時間まで大変差があるわけですが、今の雇用情勢からいいますと、自治体が率先して臨時職員から正職員へという

ことが強く求められているというふうに思います。また、臨時職員も800円から900円という水準では大変厳しい状況でありますので、均等待遇の考え方で賃金の引き上げも早急に求められています。この臨時職員について現状を変えていく考えはないかどうか。民主党の政権の中では、最低賃金の時給1,000円という問題も語られておりますけれども、自治体がそうした意味でも先頭を切っていく必要があると思います。

三つ目に、44ページの地域安全相談員の成果について、この間の活動の成果をどのように考えているのか。防犯や交通安全や不当要求の問題などが報告されておりますが、今後も地域安全相談員を、いわゆる天下りとはちょっと違うかもしれませんが、引き続き警察OBでつないでいくのか、どういう考え方でいるのか。私は、必ずしも警察OBでなくてはいけないというふうには考えておりません。不当要求の事例についても、警察OBを前面に立ててやっていただくという考え方もなかなか同意できかねるところもあります。職員自身が不当な要求をする市民に対してはきちっと正論で対処していくということも必要だというふうに思いますので、声の大きい人にははずるとその不当な要求を聞いていくというふうなことがあってはならないわけであると思いますので、その点もどのように考えているのかお尋ねいたします。

四つ目に、巡回バスの運行管理費の他の自治体との比較、44ページですが、4,920万3,000円で12万8,701人、この間運んでいます。1人1乗車382円という数字になっておりますけれども、市民の最低限の交通権を保障する経費としては必要な経費と考えています。これは他の自治体の比較でも、特に旧佐屋町だけを比較すると、1乗車当たりの経費は非常に低い数字になります。これをどのように見ているのかということについてお尋ねいたします。

さらに、談合問題が巡回バスの運行業者に発生をいたしましたけれども、談合によって運行委託費が高くなっている可能性もあると指摘をされておりますが、その点はどのように考えてみえるでしょうか。

五つ目に、同じく44ページの専門職員の養成と資格の取得についてお尋ねいたします。

研修については延べ201人が受けています。合併すれば専門職員を今よりふやすことができると説明されてまいりましたが、この4年間で専門職員はどの程度ふえたのか。あるいは資格の取得者というものがふえているのかどうか、具体的に御説明ください。

6番目に、交通指導員の募集と採用の実態、56ページであります。交通指導員が28名見えますが、この募集と採用の現状について御説明ください。

60ページの固定資産税、固定資産税調査による賦課の最終的な金額と徴収の現状について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

それから、62ページの住基カード337枚発行されておりますが、そのための直接的な維持経費が448万円ほど、間接的なシステムの維持管理について考えますともっと大きな数字になるわけですが、この運用上での苦情・問い合わせにはどのようなものがあつたのか。新しく名古屋市長になった河村市長が、この問題についての市民アンケートについて検討を図っておりますが、愛西市においては運用について検討する予定はあるかどうか、お尋ねします。

9番目に、総合支所の道路緊急修繕、各地区の特徴、74ページから78ページに出ております

が、総合支所に出ているものだけではなく、立田も含めて、道路緊急修繕の工事別の件数や金額、各地区の特徴について御説明ください。

それから、第2わかば園の利用者が減少しておりますけれども、これは100ページから102ページですね。利用者が9人から4人というふうになってはいますが、この原因はどのようなものでしょうか。

104ページの生活保護の関連でお尋ねしますけれども、ホームレスの支援と生活保護ということについてどのように考えているのか。先日も私のところに、東京から流れてきて3年で、名古屋で落ちつこうと思ったけど、名古屋の区役所、市役所で冷たくあしらわれて、歩いて愛西市まで来たという方があったんですが、その人も最初は3年前の派遣切りだったんですが、住居も職場も失って、ホームレスになった人の再起という問題は、スタートはやはり生活保護できちっと見ていくということが必要ではないかというふうに思いますが、特にそうした方では障害を持つ人も多いわけで、非常に親切な対応が求められますが、現状どのような対応を試みえるでしょうか。

94ページのファミリー・サポート・センターですが、会員数もふえているようでありますが、実預かり数は何人になっているのか、この間の実預かり数の変化について御説明ください。

94ページの児童クラブ・学童保育の問題ですが、利用者数が立田南部で延べ人数で666人減っておりますけれども、この理由はどのようなものでしょうか。

112ページの総合斎苑の建設委託料についてであります。ボーリング調査の内容と結果、物件調査の内容について説明ください。

120ページの土地改良事業の補助金の明細であります。2億193万3,800円ですが、土地改良事業については、当初予算の組み方、予算執行のチェックをどのようにやっているのか、不用額は幾ら発生しておるのか説明ください。

それから、教育費の父母負担についてです。

補助を出して芸術鑑賞などさまざまな事業が行われていますけれども、結果として父母の負担も残っているのではないかと思います。学年費だけをとってみても1,000円から3,700円と開きがあります。この学年費以外の父母負担の現状というものは学校別できちっとつかまれているかどうか、つかまれているれば、概略を説明ください。以上です。

### ○総務部長（水谷洋治君）

1番の方から順次お答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、職員の時間外と年休の取得の状況でございますけれども、時間外の関係につきましても、一番多く行っておるのが374時間、これは1人当たりの平均数値でございますけれども、最少は5時間のところもあるわけでございます。それで、年休の関係でございますけれども、一番多く取得しているのが20.1日、最少は3.6日ということで、年休のふえない要因は何だというようなお尋ねだと思いますけれども、市になりまして、私ども4時間以上の場合におきましては代休制度というのを取り入れておりまして、その代休制度によるものと、せんだっての全協のときにもお話をさせていただきました、休日開庁並びに平日の時間延長、そのような関

係で、試行として10月から予定をしておるわけですが、その対応につきましては、例えば代休制度とかフレックスタイムというようなものも取り入れて、とにかく時間外勤務を減らしていこうというようなことをごさいます。

それから、臨時職員の関係でございすけれども、19年度と20年度におきましては329時間の増となっておるところでございす。

それで、臨時職員を正職員にというような御提案で御質問でございましてけれども、私ども職員につきましては、公募で採用というようなことを大前提に考えておりまして、せんだって2次面接試験を実施したところでごさいます。

それから臨時職員の賃金の引き上げ、民主党さんのマニフェストにつきましては最低賃金が1,000円というようなことも打ち出されておるわけですが、既に皆様方御案内のとおり、国家公務員の給与の関係については人事院勧告等が出されて、大変厳しい状況下にあるということは御案内のとおりでございす。そういうような中で踏まえまして、私ども今耳にしておるのは、我々正職員の給与も下げなければならないというような状況下のもとに、果たして臨時職員だけどうなのかなあと、そういうようなことを思うわけでごさいます。

それから、3番目の地域安全相談員の関係でございすけれども、この方につきましては既に3年目を迎えておりまして、現在の方につきましては警察を退職されたOBの方でお願いしておるわけでごさいます。それで、市においては現職の警察官を市の方へ派遣されておる市もあるわけでごさいますけれども、そういうようなこと等の関係もございすますが、私どもといたしましては、現在のところはOBということでお願いをしておるところでございまして、大声を出されたからといって、決して泣き寝入りをしておるわけではなく、きちんと市は市なりの意見を伝えて、それなりに対応しておるところでございす。

次に、4点目の巡回バスの関係でございすけれども、巡回バスにおきましては、ことしの9月から見直しをさせていただいております。その中で、県内の自治体におきまして、私どもが承知する範囲内では、無料で巡回バスを走らせておみえのところが7市町ございす。これの状況につきましては、おのおの車の台数とか走行距離等も異なっておりまして、委託費としては把握をしておりますが、人数等についてはわかっておらないというのが現状でございす。それで、有料で走らせておみえになるところがお隣の津島市さんと稲沢市さんでございす。これにつきましても、バスの大小の問題とか、またコース等の関係で委託費等は承知しておりますが、乗降客数というのはつかんでおらないというのが現状でございす。

それで、愛西市の場合はどうだというようなことでごさいますけれども、私どもといたしましては、運行委託料については適切であるというようなことで認識しております。といたしますのは、先ほど議員が談合疑惑の関係等がというようなことで申されたわけでごさいますけれども、乗車人員等の関係で利用者1人当たりの単価こそは変わりますけれども、この委託単価におきましては、我々としては適正であると、そういうようなことで思っております。

それから、5番目の専門職の養成と資格の関係でございすけれども、合併後におきまして4年間で資格取得者の関係は93名ございす。この93名のうち消防職が54人で、通常消防以外

としては39人ございます。ちなみに平成20年度におきましては32人が取得しておるところでございますが、資格の主なものといたしましては、消防以外の職員におきましては、無線技師の関係とか、また防火管理者、あとは児童館等の児童厚生指導員等でございます。消防におきましては、酸素欠乏の関係とか、硫化水素危険物作業主任等が上げられます。

次に、6点目の交通指導員さんの募集と採用の仕方の関係でございますけれども、交通指導員におきましては、各小学校区で交通指導員を雇用いたしております。その中で、定年退職による場合とか、また自己都合による退職の申し出がなされた場合に、欠員が生じてはいけませんので、その時点で広報に掲載いたしまして募集をいたしております。希望者におきましては、担当課の方に履歴書を出していただいて、募集期間が終了したところで面接試験を行いまして、採用者を決定しておるところでございます。ちなみに平成20年の7月号におきましては、お1人の方を2学期から採用するというので掲載しておりますし、平成21年の1月号におきましては、本年4月から採用するというようなことで募集をいたしております。

次に、7点目の固定資産税調査に伴う賦課と徴収の関係でございますけれども、これにおきましては、19年度に賦課をいたしまして、納税者1,174名の4,670万3,600円に対しまして、19年度の決算の収納率といたしましては94.2%。ちなみに納付額といたしましては4,401万5,100円で、20年度決算におきましては94.79%、収納額といたしましては4,427万800円でございます。

次に、8番はちょっと飛ばしまして、総務部の関係の9番の総合支所の緊急修繕、各地区の特徴ということで、20年度までにおきましては総合支所で対応しておりましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

この緊急修繕でございますけれども、各地区によりまして極めて特徴というようなことはないわけでございます。内容的にはほぼ同様な工事ということでございまして、あえて申し上げれば、佐屋地区におきましては、フェンスの破損修繕とかカーブミラーの修繕など、安全対策工事並びに側溝修繕工事でございます。八開地区におきましては、道路の陥没とか路肩補修工事等ございまして、道路補修工事がございますが、緊急修繕ではございませんけれども、八開地区におきましては、交通安全灯が市の直接管理になっております。この交通安全灯によります球切れとか、交換工事などが八開地区ではございます。佐織地区におきましては、側溝の損傷、破損等による修繕とか側溝ぶたの取りかえなどの側溝修繕工事とか、安全対策工事でございます。おのおの件数におきましては、成果表41ページから43ページに掲載してございますので、よろしく願いいたします。総務部関係は以上です。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

私の方から住基カードのことでお答えをさせていただきます。

特に運用上での苦情については聞いておりません。ただ、顔写真付住基カードにつきましては、公的機関での本人確認用に有効であるかの問い合わせ等は伺っております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは私の方から、第2わかば園の方から順次お答えをしていきたいと思ひます。

まず第2わかば園でございますが、成果表には3月時点での利用者数が記載されております。20年度の当初では9組ございまして、その後、通園の実績等積みまして保育園に通えるようになったということで、そちらの方と併用というようなこともございまして、3月時点では4組であったということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、ホームレスの関係でございますが、現在、市内にも男性1人、女性1人のホームレスがいるわけでございますが、先日も県と合同で巡回相談をいたしまして、1名の方について津島保健所で健康診断もやってもらったというようなこともございまして、生活保護等のお話をさせていただいておりますが、本人さんたちはそういった受給についての意思が今のところありませんので、現状のままということになっておりますが、引き続き見守りをいたしまして、何らかの対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、ファミリー・サポート・センターの実質預かりの現状でございますが、平成20年度から始めたわけでございますが、会員数は、提供会員、両方会員、依頼会員とあるわけでございますが、20年度末で163名で、21年7月現在では183名ということで、会員の方もふえております。預かり件数につきましては、平成20年度369件ございました。本年4月から7月末まででは147件ということでございます。

預かりの内容でございますが、369件でございますが、そのうち学童のお迎え、それから保護者の方が帰宅されるまでの預かり、それから保育園・幼稚園の送迎と、保護者の方が帰宅されるまでの預かりと、そういった内容が多くなっております。

それから、児童クラブ数が立田南部で減った理由ですけれども、666名はおっしゃったように延べでございまして、例えば開所日数293日ございますので、1人違いますと293人違ってくるということで、666名ということは、2人ないし3人が変動があったということで、実人数にしますとそんなに大きな変化ではございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして、総合斎苑の委託料の関係でございますが、まず地質調査の委託料でございます。これにつきましては、機械ボーリングで3カ所ボーリングを行っております。この結果、建設に向けての基礎ぐいでございますが、45メートルほどの基礎ぐいが必要になるという結果が出ております。あと物件調査の委託料でございますが、これにつきましては、工作物が2カ所、立木の調査が1カ所ということで、3カ所の補償の物件調査の委託料となっております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは88ページの土地改良事業の補助金のお答えをさせていただきます。

議員御質問の中で、土地改良関係が2億193万3,800円といった金額を補助しておるというお話でございましたが、少し誤解があるといけませんので、その辺の実情を申し述べた上に、後

で御質問の御回答をしたいと思います。

主要施策の成果及び実績報告書の88ページの方をごらんいただきますと、確かに議員御質問のとおり記載をさせていただいております。各土地改良区ごとにこれを足し算しますと、佐屋町土地改良区が3,541万3,040円、立田村土地改良区が9,180万350円、八開村土地改良区が4,646万1,400円、佐織土地改良区が2,651万8,010円、日光西土地改良区が174万1,000円となつて、議員の御質問にありました、合計いたしますと2億193万3,800円と相なるわけですが、このうちで国・県補助金が一たん市に入って、その中で市から国・県補助金と合わせて土地改良区の方へ出している、そういったシステムにしなければならない事業がございます。それは何かと申しますと、立田村土地改良区の基盤整備促進事業につきましては、国と県の補助金4,468万2,000円が出ておりまして、これを一たん市で受けまして、これを含めて愛西市から立田村土地改良区の方へ補助金として出しておりますので、愛西市からの実際の立田村土地改良区への補助金は4,711万8,350円となります。そうしますと、先ほどの数字が2億193万3,800円ではなくて、1億5,725万1,800円と相なります。

それで、どういうふうにチェックをして、不用額等の関係についてはどうしているんだという御質問でございますが、まず当初予算編成に当たりまして、各土地改良区の方から、どうしてその整備が必要なんだとか、どの程度どういう財源をもって考えているんだということは、当初予算を組む折にまず要望事項をどのように考えているかといった書類のチェックを市の方の担当でさせていただきます。年度が明けまして、関係機関のところへ各土地改良区から申請が出されます。申請が出されますと、事業についてこれこれの事業をこれだけ事業決定しますということで交付決定がされてきますので、その交付決定の通知の関係につきましても、市の方へ改良区の方から連絡をいただきまして、市の方の担当がチェックを行います。それを受けまして、事業が進んでいきますと、今度、実際の実績として上がってきますので、その時点で再度チェックをいたします。今回の20年度分につきましても、3月議会でそういった状況を精査させていただいて補正をさせていただいておりますので、一円も不用額がないかということ、そんなわけではありませんが、不用額らしい不用額という形のもの、3月の時点で精査をさせていただいておりますので、ほとんどないと言っても過言ではないというふうに思います。そういった経過を踏まえて、各土地改良区の方への補助金につきましては対処をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

私の方から、教育費の父母負担の学校別ということでございますが、まず御報告する前に、各学校、学年費として毎月定期的を集めておる金額の平均で御報告をさせていただきます。また、学校運営の関係から、学校によりまして学年で差が生じておる場合もございます。これらの全体の平均ということで御理解を賜りたいと思います。

#### ○22番（永井千年君）

学年費はわかっているから、それ以外の負担を現状つかんでいるかと聞いているんです。それが質問内容です。

### ○教育部長（藤松岳文君）

失礼をいたしました。その件については、学年費として集めておるだけだと認識をしておりましたので、ほかにはないという考え方でおりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○22番（永井千年君）

2回目は手短に。

職員については、例えば佐織保育園の3.6日の有給休暇の取得というものは、やはり数が足りない、臨時職員も含めた体制が、私が有休を取ったら回っていかないという状況があるのではないかと。少ないところについては、原因をつかんで、人員が足りないのかどうかというのは、やはり管理部門としてはきちっと調査をする必要があるというふうに思ひますが、その点はどうかと。

それから、臨時職員については、今、正職員だって年間30万円とか下がっていくわけだから、臨時職員だけ上げるわけにいかんというのはちょっと理屈に合わない話で、現実に正職員と臨時職員、瞬間的に見ても、同じ仕事をやったとしても、例えば3倍以上の開きがあるというのが現状なわけでありますから、たとえ正職員の賃金が下がったとしても、臨時職員の賃金を不断に上げていくと、それによって格差を縮めていくことが必要だろうというふうに思ひますが、そういう考え方に立っていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

それから、専門職員の問題については、これは93名のうち消防以外は39人というふうに考えておりますけれども、例えば資格として今後どういう資格を職員に取ってもらうというふうな目標というものがなければ、これは自然発生的にはふえないというふうに思ひますが、その点、今どういう考え方にあるのでしょうか。

それから、固定資産税調査による賦課の最終金額、徴収の現状というものは、調査による金額の最終、19年、20年でまだ94.79ということだから、5%以上が未納として残っているということなんでしょうか。

それから、道路の緊急修繕については、立田も含めてまとめてほしいというふうな要望でありますので、改めて立田も含めてまとめていただいて、資料をいただけるでしょうか。

それから、ファミリー・サポート・センターについては369件で、実人員は何人かというふうに教えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

教育費については、確認をしていきますけれども、1,000円から3,700円の学年費以外に父母負担はないというふうに今答弁されましたけど、それは事実だというふうに思えないんですけど、どうでしょう、それだけ確認して終わります。

### ○総務部長（水谷洋治君）

まず、佐織保育園の年休の取得が少ないというようなことで、人員把握ということでございますけれども、これにつきましては、年休が少ないので休めないというのか、正直申し上げて、現状の状況までつかんでおりませんので、この点については福祉部を通じまして一度聞いてみたいと思ひます。

次に、臨時職員と正職員の関係で、私、先ほどの答弁で、正職員が下がっていくから臨時職

員はというような答弁をさせていただいたわけですが、議員が申されますように、臨時職員と正職員との単価の関係はかなり違っておるということは現実でございます。そういうような中で、私は人事院勧告等の関係もあったし、また民間企業でのパートの時間給等の関係も含めた中でお話をしたようなことございまして、この点につきましては慎重に対処したいと、このように考えます。

それから、専門的な資格の取得の目標の関係でございますけれども、例えば目標といいますが、これは例えばボイラーとか、また危険物というようなことも、人事異動によっては当然出てくることもございますし、また職場転換したことによってそのようなことも生まれてくることもあるわけでございます。これにつきましては目標を持って人事異動というようなこともないわけでございますので、これにつきましては、最低限の資格は当然必要になってくると、そのようなことと思うわけでございます。

それから税部門の現状の中で、現在としても5%強、納まっていない方もあるわけでございます。こういうような方につきましては、合同徴収等を通じまして、また催告状等を発送いたしまして、納税者と接触を持った中で納税について今後も呼びかけてまいりたいと、このように考えておる次第でございますので、よろしく申し上げます。

それから、総合支所の立田地区につきましては、ちょっと内部で話をしてみたいと思いますので、私の方からはそういう形でお許しをいただきたいと存じます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

ファミリー・サポート・センターの実預かり数でございますが、私ども、統計として預かり数で把握をしておりますので、少し時間をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

支所の関係ではありませんけれども、立田地区分は建設課の方で予算を踏まえておりますので、その辺の関係につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

#### ○22番（永井千年君）

3地区はわかっているので、立田地区も含めて資料をちょうだいという要求だから、まとめてほしいということです。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

失礼をいたしました。ちょっと私も考え違いをいたしておりました。御父兄の方に修学旅行費とか芸術鑑賞の関係の御負担をいただいておりますので、これらについて、少し私も勘違いをいたしておりましたので、明確な数字を持っておりません。まことに申しわけございません。できる限りわかる範囲で早急にお伝えしてまいりたいと思っておりますので、失礼をいたしました。

#### ○議長（加賀 博君）

ここで休憩に入ります。再開は5時55分をお願いいたします。

午後5時45分 休憩

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

認定第1号につきまして質疑を行います。

決算書84ページ、88ページで、障害者タクシー、高齢者タクシーの福祉タクシーチケットの成果が出ておりますが、タクシーチケットは年間24枚まで利用できますが、この間、タクシーチケットについてはもっと枚数をふやしてほしい、また障害者の方は、タクシーチケットではなく、障害者の自家用自動車の燃料補助をしてほしいという声も出ておりますが、24枚使い切った方はそれぞれ何人見えるかというのを伺いたいと思います。

次に、決算84ページに暮らしを育てる資金が出ておりますが、ことしも利用がゼロということで、せっかくの制度が利用されないというのは、改善が必要だと思います。この制度は、例えば住宅の耐震改修とか、今後出てきます下水道の接続工事など、そういうときに使える制度だと思いますが、利用についての問題点、特に金利の問題だと思うんですけども、この制度が住民に使われるようにしていく上での問題点は何かという点についてお尋ねをいたします。

次に、決算書86ページに乳酸飲料配布事業がありますが、これは安否確認のための事業であります。平成20年度、安否確認がこのことによってされた事例があったかどうか、お尋ねいたします。

それから86ページ、配食サービス事業で、利用者が少し減っておりますが、その主な原因は何でしょうか。

それから86ページ、ひとり暮らし老人宅の福祉電話の設置ですが、これも安否確認であります。成果としてどのような成果があったのかと。

それから、この福祉電話については、住民の方の声として、ひとり暮らし老人さんだけけれども、福祉電話設置の案内がないと。これは申請で設置されるんですけども、やはり住民に知らせるという点で、住民の受けとめと行政の制度とのずれがあるように思うんですけども、やはり利用対象者に、福祉電話についてこういう制度があると、こうやって申し込むんですけども、そのような形での制度紹介をもうちょっときちっとしていく必要があるように思うんですけど、その点での考えはどうでしょうか。

それから86ページですけども、藤浪憩いの家で3,491人という利用がありますが、具体的な利用状況はどうなっているのでしょうか。特にグラウンドと建物があるわけですが、施設については今後市としての見直し対象に上げられておりますが、今後の利用についての考え、また地元の町内から利用したいというような要望が出ているのでしょうか。

それから102ページですけども、子どもの医療費、ゼロ歳から就学前の医療費が5,000万円近く減額になっております。この主な理由は何でしょうか。

それから144ページ、148ページ、就学援助で小学校、中学校それぞれの数が出ておりますけ

ど、この間、経済危機による不況によって家庭の状況が厳しくなっているところもふえているのではないかと思います。この就学援助の利用状況の増減はどうなっているのでしょうか。

また、就学援助の認定については、同居世帯については基準を厳しくしたというような話も聞きますが、それは本当でしょうか。

以上についてお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部の関係を先に答弁させていただきたいと思います。

まず障害者タクシー、高齢者タクシーの24枚使い切った方の人数でございますが、現在、例えば障害者でいきますと803人、高齢者でいきますと854名の方に交付をしておりますが、一人ひとりの使った枚数はチェックいたしておりませんので、申しわけありませんが、そういったデータはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、自動車利用に関してガソリン代の補助、あるいはタクシー助成券をもう少しふやしてほしいという声があるということでございますが、チケットだけをとらえていただきますとそういったことになろうかと思ひますが、障害者の方につきましては、在宅重度障害者扶助料等も別途支給をさせていただいておりますので、そういったことをトータルで考えていただければありがたいかなというふうにおもっております。

それから、暮らしの資金でございますが、現行制度では、金融機関の商品を利用した貸出制度ということになっておりますので、その辺のところ金融機関が信用調査等を実施いたします。そういったことで、なかなか要件をクリアするのが難しいかなということはおもっております。ただ、このメリットといたしましては、保証料の補助金等もございますので、そういったメリットをPRしていくというようなことになろうかと思ひしております。

それから乳酸菌飲料の関係でございますが、実際に孤立死等の早期発見につながった事例というものは、平成20年度では1件ございました。1件ではあります、例えば不在で取り忘れたなどで配達している人から通報があるわけでございますが、結果的には旅行であったりとか、二、三日家族のもとに行ってみえるというようなことがあるわけでございますが、ただ本人さんにとっては、見守ってもらっているといった安心感はあるのではないかなというふうにおもっております。

それから、配食サービスでございますが、平成20年度新規申請者29名に対しまして、死亡、転出、入院、そういったことで利用されなくなった方が43名ということで、14名の減ということでございますが、こちらにつきましては、やはり増減はあるかと思ひますが、引き続きPRには努めていきたいというふうにおもっております。

それから、ひとり暮らし老人の電話の関係でございますが、消防署さんのデータですので20年中ということになります、1月から12月のデータでございますが、33件、緊急通報により搬送をさせていただいております。

PR、案内がないということでございますが、私ども毎年3月に民生委員さんで、ひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦の訪問調査を実施しておりますが、そのときに福祉制度の

御案内ということで、利用状況ですとか新しい福祉制度なんかのPRをさせていただいておりますが、その辺のところ、またもう少し徹底をしていきたいというふうに思っております。

それから、藤浪老人の家でございますが、こちらにつきましては、グラウンドの利用のみの状況でございます。ゲートボールがほとんど毎日、グラウンドゴルフは週3回の利用ということで、佐織総合福祉センターができてから、こちらの方の建物の利用は極端に少なくなっている現状でございます。特に地元からの要望は聞いておりませんので、今後どうしていくかということは課題として残っているかと思っております。私の方からは以上でございます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは子ども医療費の関係でございますが、まず減額の理由ということでございますが、これにつきましては、少子化による対象者の減少、また大きな流行性疾患もなく、受診件数も減少したことによる医療費の減額であるというふうに思っております。ちなみに19年でございますが、平均受給者数が3,818人、20年度におきましては3,662人、あと医療費につきましては、先ほど申しましたが、19年度につきましては1億6,942万2,584円、20年度におきましては1億1,998万251円ということで、1人当たりの医療費にしますと、19年度で4万4,375円、20年度におきましては3万2,764円ということで、このように減っているというふうに思っております。以上でございます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から就学援助者の増減の関係を御報告いたします。

平成19年度と20年度で比較をいたしますと、小学校で19年度376人、20年度で348人ございました。中学校では19年度177人、20年度207人ございました。この状況は、平成19年度の6年生の家庭の就学援助認定者が突出していたものでございます。小・中合計では、19年度553人、20年度では555人で、ほとんど横ばいの状況でございました。なお、平成21年8月末の状況でございますが、小学校311人、中学校では206人、合計517人となっております。随時受け付けも行っておりますので、今後まだまだ増加すると思っております。

また、近年の経済状況を踏まえまして、急激な収入減となった家庭には、本来前年度所得で判定するところがございますが、直近数ヶ月の給与明細をもって判定するなど、柔軟な対応に努めておるところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

#### ○25番（加藤敏彦君）

1点答弁漏れということで、就学援助の認定基準について、同居世帯の場合は厳しくなっているんじゃないかという点についての答弁漏れがありますので、それをお願いしたいと思います。

それでは再質問を行っていききたいと思います。

福祉タクシーのチケットなんですけれども、毎月2回通院される人は、どうしても年間でいけば48枚出してもらえるといいという要望があるわけですので、24枚利用された方が何人あるかということは、結構要望を確認していく上で重要な数ですので、それが把握できるようにしていただきたいと思います。担当課長は、一件ずつ確認して拾い出しをしなければすぐ出

ないということですが、例えば一部のサンプル調査とか、そういうものでも参考的な資料が出るようでしたらお願いしたいと思います。

それから、暮らしを育てる資金ですけれども、部長の答弁の中では、保証料を補助される点がいいんですけれども、利用されない制度に住民の皆さんの税金を使っているわけですから、利用されて初めて生きるという点では、やはり思い切った利子補給等、そういうものまで検討していただかないと、せっかくの制度が看板倒れになると思いますので、これは利用される制度という点で何が問題があるかをさらに検討していただきたいと思います。先ほど述べたように、住民の方は下水道の接続とか、今後の耐震改修など、やはり有利に借りられる制度があればいいという状況はあるわけですから、そういうものに利用していただけたところまで改善を図るべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから福祉電話の件ですけれども、やはりPRを適切にさせていただくということが高齢世帯の場合は必要ですので、3月に民生委員さんが訪問される、その中でわかりやすいパンフレットとか、口頭での紹介とか、そういうものはお願いしたいと思います。

それから、藤浪憩いの家は、やはり建物の利用がないという点では今後の市政の上での検討課題になっていくと思います。

子どもの医療費につきましては、風邪がはやったり、インフルエンザがはやったり、そういうことの影響は大変大きいものだなあというふうに思いますので、住民の要望としては、他の自治体のように、早く中学3年まで通院においても無料にしてほしいという要望はありますので、そういう点も踏まえて、また国の制度化も求めて、充実を図っていただきたいということを述べていきたいと思います。

再回答をお願いするところは、よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

答弁漏れとの御指摘でございましたが、同居の取り扱いにつきましては、従前と何ら変わっておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

タクシーチケットにつきましては、サンプル調査でもということですが、障害者タクシーの方で約6,000枚、高齢者の方でも約8,000から9,000枚ございますので、それを1人ずつの仕分けをするというのは非常に、先ほどの永井議員のファミ・サポは369名、369枚でございますけれども、これは1万5,000枚ぐらいありますので、どうできるか、一度よく課の担当と協議をしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

それから福祉制度、先ほど電話設置のことではございましたが、私どももせっかくある制度ですので、利用していただくことはやぶさかではございませんので、今後もPRには努めていきたいというふうに思っております。

それから、暮らし資金の関係ですけれども、これは預託金でございますので、4月1日に預託をいたしまして、3月31日にまた戻ってくるというお金でございますので、支出ばかり出ていってということではございませんので、お金が回っているだけでございますので、その辺

よろしくお願いをいたします。利用につきましては、こちらの方もよく研究していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・認定第2号：平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

平成18年度に土地開発基金の土地の財産について、現実と違うこと、つまりこんなに基金として残っていないのではないかと指摘をいたしました。いま一度、基金として残っている土地の普通財産が幾ら分で、行政財産として一般会計から本来買い上げて処理しなければならなかったものが幾ら残っているのかを示していただきたいと思います。

また、平成18年度の私の指摘により、今までどのような作業をし、どこまでめどが立ったのかもお示しいただきたいと思います。

また、基金残高の調整も今後必要となってきたり、条例改正も必要となってくると思いますが、私としては、この際、土地特会はなくして、土地開発基金もなくした方がよいのではないかと、いうふうに思っているわけですが、今後の方針等についても伺いをしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、この問題につきましては私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほど公有財産台帳の整備として、財産の洗い出し中だということを申し上げましたけれども、その中に行政財産と普通財産の整理につきましても同様に行っております。具体的に普通財産が幾らで行政財産が幾らという御質問でございますけれども、これはきちっとそういったものを整理した中で、今現在作業中でございますので、完了した段階でお示しができるというふうに考えております。

それから、18年度、吉川議員の御指摘以後、どういった作業をやってきたかということでございますが、その一つの取っかかりが今回の公有財産台帳の見直しと私ども一つは理解しております。そういった中で現状の作業を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、基金残高の関係ですけれども、今お話がありましたように、土地開発基金を廃止したらいいんじゃないかというような御質問をいただきましたけれども、当然今やっております作業の中で、最終的に事業勘定の結果というものを踏まえた中で精査し、検討していくとい

う形になるのではないかなあと。ただその中で、おっしゃいましたように、例えば市としての適正な規模、あるいはその基金の整理、時期、条例の整理、当然ながらこういったものの検討を加えていかなければならないというふうに考えておりますので、またその時期が来ましたら、皆さん方にきちっと公表すべき問題だというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。ぜひ早く解決をしていただきたいということを思っておるわけですが、先ほどちょっとバランスシートのお話もして、まだ精査中というお話も聞いたわけなんですけれども、この基金の中には塩漬け土地もかなり含まれているというふうに私は思っているわけなんですけれども、かなり高い金額で購入された経緯もあるわけなんですけれども、原則、こういった財産評価は購入価格で評価するという事になっているわけなんですけれども、そういった手法をとりますと、かなり現実離れのバランスシートができてしまうのではないかとというふうに私は心配をしているわけですが、ぜひそういった欠点を補うような資料作成も検討していただきたいというふうに思っています。それが少しでも話の中に出てきているのであれば御紹介をいただきたいと思います。そうでないならば要望としていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

バランスシートの関係についての御質問でございますけれども、考え方につきましては、先ほど申し上げたとおり、年内に公表していきたいなあという考え方を持っています。

それで、議員の方からもお話がございましたように、総務省改訂モデルというものがありまして、これは決算統計数値というものをを用いた中でやっていくんだと。もう一方、今その作業を進めていく中で、売却可能資産というものが一体どういうものがあるんだろうかと。インフラ資産の洗い出しということを行いましたけれども、当然その中には普通財産、行政財産、そういったものがある中で評価というものをどういった形でとらえるのかと。評価のとらえ方というのは、固定資産の評価額もありましょうし、土地の一筆鑑定という評価もありましょうし、その辺をどう具体的にどういった形でもっていくのかと。そういったものを年内にきちっと整理ができれば、旧の総務省の改訂モデルからもう一つ新しい評価額を用いたバランスシートというものができてきます。いわゆる実態に合った形ですね。ですけれども、それまでに間に合わないという状況になれば、当然旧4町村が購入した土地の価格というものでとりあえずはお示しをし、そういったものが成果品としてできた段階で、改めて正しい数値の中でバランスシートを公表していくというような形にもなるのではないかなあと。ただ、そういった中で、今作業的なものをどちらの方向でやっていこうかということで財政課と検討しておりますけれども、いかんせん、財産台帳の方も今作業中でございますので、そういった状況を見た上で判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第3号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・認定第3号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

認定第3号で、特定健康診査の結果が出ておりますが、対象が1万4,236人に対して受診が4,037人、28.4%で、大変低い受診率というふうに思いますが、目標の数字、パーセントに対してどうだったか。今後、健診率を上げるために何が問題になっているか、課題は何か、そういう点について伺いたいと思います。

○市民生活部長（加藤久夫君）

平成20年度から始まりました特定健診でございますが、受診状況、先ほど言われましたとおりで、対象者につきましては1万4,236人、受診者が4,037人ということで、受診率につきましては28.4%ということで、大変低い数字が出ております。また、年齢別に見ますと、高齢者で高く若年者で低い、男女別で見ますと、女性で高く男性で低いという傾向が見られておりますので、今後につきましては、まだまだ始まったばかりでございますので、健診を行っていただくように、今年度につきましては、未受診者につきましては、公共機関とか、それから巡回バスへのポスターの掲示、それから毎月の広報の掲載等で周知を図っている、このように進めていきたいと考えております。

○25番（加藤敏彦君）

PRに努めるという点ですけれども、愛知県内では特定健診においても無料でやっているところも幾つか自治体としてあるんですけれども、そういうことも含めての検討が必要ではないかというのと、特定健診でいろいろ伺いますと、これまでは健康推進課の方でやっていた基本健診が、特定健診になって、国保加入者だけが対象になって、本来健康推進のためにこの健診をやるということが、国保の方に任されて、健康づくりと健診が分離された、ばらばらになったという点で、統一性や全体性が失われる中で、なかなか難しい問題になってきているような気がするんですけど、担当としては、平成20年度から特定健診になっていることについて、判断、考え、国はそういうふうにしたんですけれども、いい方向に向かっていないような気がするんですけど、どうでしょうか。

○市民生活部長（加藤久夫君）

確かにこの制度につきましては20年度から始まりまして、この制度自体についてはメタボ解消とか、そういうことで始まったことございまして、各保険者ごとにやるということございまして、国保につきましては国保の加入者、社会保険におきましては加入保険の方で、こ

のような制度で特定健診を行っていただくという制度でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第4号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・認定第4号：平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第5号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・認定第5号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第6号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・認定第6号：平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1点だけお尋ねします。

実績報告書の160ページなんですけれども、地域密着型サービスの各事業の委託先についてなんですけれども、事業者名、それから所在地、委託先の決定の根拠、それから委託期限と、この四つについてお尋ねをします。

○福祉部長（加賀和彦君）

介護保険制度でございます。地域密着型サービスの事業所につきましての御質問でございま

すが、愛西市内にございます事業所でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所が2カ所、それから認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、2カ所ございます。それぞれの事業所でございますが、小規模多機能型居宅介護につきましては、甘村井町に「悠縁」というところがございます。登録定員9名でございます。それから南河田町にございます「ニチイのやわらぎ愛西」というところが登録定員25名で、2カ所ございます。それから認知症対応型共同生活介護につきましては、同じく甘村井町の「グループホーム悠縁」というところが18名の定員でございます。それから町方町の「アリスの家」が18名の定員でございます。いずれの事業所につきましても、地域密着につきましては愛西市の指定ということになっておりまして、私どもの介護保険事業計画に沿いまして指定をさせていただくものでございまして、6年で更新ということになっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、一番上にあります認知症対応型通所介護につきましては、弥富市にある事業所でございますが、この制度は平成18年からできたものでございまして、それ以前から入所してみえた方につきましては、愛西市のみなし指定ということで対応しておりまして、そちらの関係の方が1名、のみなし指定で扱っているものでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第7号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・認定第7号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第8号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・認定第8号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第9号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・認定第9号：平成20年度愛西市水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

平成20年度愛西市水道事業決算の認定についてお伺いします。

1点目でありますけれども、事業収益では純利益が出ているけれども、資本的資金としては他会計からの出資金、企業債などから繰り入れているという報告でありますけれども、今後積極的な企業努力により健全な運営を進めると明記されておりますけれども、具体的にどのようなように努力して、結果はどうなるのか。

それから2点目は、企業債が4,000万円でありますけれども、累積企業債が幾らなのか、お伺いをいたします。

○上下水道部長（飯田十志博君）

水道料金につきましては、負担の公平性を確保するため、納付意識の高揚を図るとともに、給水停止など滞納整理を強化し、収納率の向上を目指したいと考えております。

事業としまして最少の経費で最良のサービスを提供する企業の経済性ととともに、公共の福祉に貢献するという水道事業の果たすべき役割を明確にし、事業の効率性を高めていきたいと考えております。

資本的収支の市単独で行います工事につきましては、下水道工事と他の工事とあわせて施工することによりまして経費節減に努めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に企業債の累積企業債でございます。こちらにつきましては、未償還残高としまして、決算書の附属書類としまして370ページに記載がさせていただきますが、こちらに個々についても詳細に記載をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今後の予定としまして、八開浄水場の設備更新に伴いまして、本年度8,000万円の借入れを予定してございます。よろしく願いします。

○7番（榎本雅夫君）

今年度は他会計から746万円の出資金で、来年から他会計から入れないということでありまして、今後の企業債の推移をもう一度確認のためにお伺いして、終わります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・報告第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・報告第2号：平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

報告第2号について質問させていただきます。

この早期健全化基準、財政再生基準を大幅にオーバーする自治体がふえると困るということで、計算式が操作されて変わってきているという現状があります。ですから、そういった背景から考え、この比率のみで愛西市が健全かどうかという判断するということは大変危険なものであるということを私は思っているわけですが、これをつくるに当たって、大変職員の方が苦勞されていて、この数値に意味があるのかという面から考えると、大変苦勞されていることが徒勞に終わるのではないかとということを心配しております。しかし、やはりせっかくこういったことを算出されているからには、途中過程で出てくる数値等も評価しながら、愛西市が健全かどうかの判断をしていく必要があると思いますが、前回も退職金の組合について質問したことがあります、こうした計算過程の中で、退職手当負担見込額等が表示されているわけですが、こういったものが本当に健全なのか、途中過程の数値に対して評価・検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

この退職手当組合でございますけれども、愛西市も加入させていただいております。それで、チェック体制の関係でございますが、愛知県下を12選挙区に分けまして、定数を定めまして、首長さんに組合議員をお務めいただいております、その方をお願いをしておるわけですが、ちょうど私、手元に本年5月22日付の財政状況の通知文を持ってきております。この中で書いてあるわけなんです、「財政の動向及び財政の方針」という項目の中で、19年度以降12年間にわたって退職者が急増するというような中で、平成11年度から負担金を2年ごとに上げてきておるんだと、そういうようなことをずうっと述べられた後で、まとめといたしまして、「19年度から基金の一部を取り崩して退職手当給付に充てておる。しかしながら、十分な基金の積み立てがあって、当面の財政状況は心配なく、安定的に給付ができるものと考えている」と、このようなものを自治センターにも掲示されておりますので、私たちとしては、このようなことで信用をして現在進めておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。ぜひ外部に依頼している事務についてもしっかりと調査・チェックしていただきたいと思いますが、私の調査したところによると、退職手当組合があまりうまくいってなくて、結局は不足したときに退職債を出さねばならなくなるような自治体が出てくるというような情報もあるわけです。今まで積み立てた金額、そして使用した金額、残高がど

れだけあるのかということを知りてきちんと把握していかなければ、将来、急に皆さんの退職金を減らすわけにはいかないわけですので、そういったときに借金が発生するということが出てまいります。きちんとしてそういったところのチェックをお願いしたいということで、要望いたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・請願第5号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・請願第5号：総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

今回の請願で問題になっている道路につきましては、斎場建設と一体的に利用されるもので、斎場建設の基本計画が定められていない段階で、地元要望を口実に先行して建設しようとするには合理的な理由がなく、私たち日本共産党の議員団も明確に反対をいたしました。このように先行したという政策的な選択は、市民に損害を与える間違った選択であったことは明らかだというふうに思います。今回この請願で言っています違法性ということについて、皆さんのところに配られました訴状におきましては、農振法の適用除外を受けるためのものであり、建築目的において違法であるというふうに述べておりますけれども、この訴状で言っている違法性と、紹介議員の吉川さんは同じ見解かどうか、あるいは訴状で述べている違法性について、さらにつけ加えるべき違法性の根拠について、あれば説明をいただきたい。

それから、この2ヘクタールを超える農用地域区域内の土地を農用地域から除外するときは、法第12条の2第1項に基づく基礎調査を実施して、農用地利用計画の変更を含めて、当該農業振興地域整備計画の全体について必要な変更を行うことにより、農用地域から除外を行うものでなければならないと述べている、この2ヘクタールの面積についての見解ですが、この2ヘクタールの面積の中には、水路とか道路などが入っているという見解かどうか。入っているとすると、たとえ道路を除外したとしても2ヘクタールを超えてしまって、当然のことながら、水路や道路も含めて道路を除外したとしても2ヘクタールを超えることになるので、これはやはり先ほど述べた2ヘクタール条項による農振整備計画の全体についての変更という方法をとらなければならないということを知りてこの道路建設のときにも主張しておりました。この点についてはどのような見解なのか。

それから、行政の執行については、最終的に市長が全責任をとるべきであると考えますが、

今回の訴訟におきましては、その他の幹部職員が2名、副市長と経済建設部長が訴えられておりますが、今回、なぜ幹部職員が裁判で訴えられているのか、説明していただける内容があれば説明していただきたい。

それから、今までのことは内容であります、百条調査権を議会として発動するかどうかというのが今回の請願の中心的内容であります、以上の問題を踏まえまして、紹介議員としては、百条調査権はどのようなときに用いられるべきか、発動すべきと考えているのか、紹介議員の見解を述べていただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

最初に申し上げたいのは、今回の請願というのは、原告の方から出たものではなく、この提訴があったから、議会もきちっと調べろという趣旨のものであります。詳しく裁判のこともお聞きになっていらっしゃると思いますが、最初にその点は申し上げたいと思います。

あと今から私が申し上げるのは、本当に私議員個人としてどう考えているのかということになりますので、その点お含みおきいただきたいと思っております。

最初に、違法性について、訴状のみの内容なのかということでもあります。私といたしましても、いろいろこの間、今までの過去の資料、公文書等をまとめたり、愛知県の要綱等も調べたりいたしました。きょう訴状を拝見して、しっかりまだ読んでいないわけなんですけれども、新聞等によれば、農振の除外の手続を逃れるためにあの道路をつくったという部分において違法だということでは、私は一致しております。

それから、あと農振法違反かという部分については、この2ヘクタール云々という部分については、愛知県の要綱に入っている部分ですので、裁判となった場合、法違反の適用にはならないというふうに考えております。

あと水路・道路をこの2ヘクタールに含んでいるかという件につきまして、これは私の考え方なんですけれども、愛知県の方は、本来こういったものは含めるべきという見解をとっておりますので、その点、私も県の指導に従ったならば、水路・道路については含めるべきだろうというふうに考えております。その点については愛知県に永井議員も確認されたということですが、私も確認をしております。通常、やはりこういった補助金がついた水路・道路については農振地域の面積に含めるべきというような見解をいただいておりますので、本来、通常の手続を今まで行政が踏んできているならば、2ヘクタールに含めるべきものであろうというふうに考えています。

それから、行政の2名が訴えられているということですが、こういった住民訴訟の対象は、個人ではなく、愛西市だと思います。今、住民訴訟の法律が変わりましたので、個人を訴えることができませんので、相手は愛西市で、その判決によって愛西市がそういった責任者に対して損害賠償を請求するという仕組みが今の住民訴訟の仕組みであろうというふうに思っております。今後私が期待したいのは、それぞれいろんな仕事、事務作業において最高責任者が決まっております。それは例規集等を見ていただければわかりますが、そういったところへの責任追及ではないかというふうに思っています。

あと百条委員会の調査権について、私が一体どう考えるかという部分であります。今回のように、私も違法性があるというふうに思っておりますので、そういったものについては積極的に議会として取り組むべきであろうということと、やはり違法かどうかということについてはですけども、司法の場に持っていくと、先ほど言ったように条例違反とか法違反については司法の場で扱えるんですけども、要綱等については違法にはならないわけです。しかし、行政がルールを守って行政運営をしていくことは当然でありますので、要綱が現実にそぐわないならば、そういった要綱の改正を求めながら、ルールを守って行政運営をしていくのが当然なことであろうというふうに思っております。ですから、そういった点についてもやはり議会としてきちっとしたルールを守った行政運営がされるような調査はしていくべきであろうというふうに思っています。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番・田中秀彦議員。

○9番（田中秀彦君）

通告はございませんが、今の永井議員、それから吉川議員の発言に対して、私なりにきょう訴訟を見せていただきました。この内容も踏まえて意見を述べさせてもらいたいと思いますが、いずれにしても本訴が出たわけでございます。ですから、これについては、違法性があるかどうかということは、最終的には訴訟の場で決着ということになるかと思いますが、今回のこの議案につきまして、百条委員会をやるかどうかということについての問題についてでございますが、4月の中旬、いわゆる4月15日に知事の了承・同意を得て、当然火葬場の決定公告と農振地域の整備計画の除外公告がオーケーになったわけです。ですから、それについては何ら斎場の異議はないということだと思いますので、要するに斎場の周辺の道路という問題でございますが、今まで過去の経緯その他からいきますと、当然道路計画で本議会において予算計上され、それは道路であるということの議決を得て、そして工事をやったわけでございますから、我々議員としましてはそれを道路とみなすと、必要だということで認めたということですから、何ら私は問題はないというふうに解釈をしております。ただし、これは本訴になったわけですから、それは訴訟の場で決着をしていただく以外にないんじゃないかと思うんですが、手続上からいっても問題はないというふうに私は考えております。

それから、一つ建設部長にお聞きしたいのは、先ほど県の方に問い合わせた結果は、水路・道路は除外面積の対象に入れるんだというお話でございましたが、それは前のお話でございました。それは除外面積の対象外だという認識でございましたが、それはどちらであるわけですか。一遍その点も確認をしたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

田中議員、これは請願に対する質疑ですから。

○9番（田中秀彦君）

わかりました。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第56号から議案第61号、議案第64号から議案第70号、認定第1号から認定第9号、請願第5号、陳情第4号から陳情第6号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月10日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後6時50分 散会

